

令和6年度事業報告書

学校法人 二戸学園

学校法人二戸学園令和6年度事業報告書 目次

I	法人の概要	
1.	基本情報	・・・ 1
2.	建学の精神	・・・ 1
3.	学校法人の沿革	・・・ 1
4.	設置する学校・学部・学科等	・・・ 2
5.	学校・学部・学科等の学生数の状況	・・・ 2
6.	収容定員充足率	・・・ 2
7.	卒業生の状況	・・・ 3
8.	役員の概要	・・・ 4
9.	評議員の概要	・・・ 5
10.	教職員の概要	・・・ 6
II	事業の概要	
1.	学校法人二戸学園の取組	
(1)	理事会・評議員会の開催	・・・ 7
(2)	運営協議会の開催	・・・ 9
(3)	危機管理本部会議	・・・ 10
(4)	管理運営等に必要な規程の整備と重要事項の総合的検証	・・・ 11
(5)	危機管理体制の構築・充実	・・・ 11
2.	岩手保健医療大学の取組	
(1)	主な教育・研究の概要	
・	入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）	・・・ 12
・	教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）	・・・ 12
・	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）	・・・ 12
(2)	事業計画の進捗・達成状況	
1)	教育	
1-1	入学者受入方針の受験生への周知と優れた資質を持つ学生の確保	・・・ 13
1-2	受験動向の分析と新たなニーズを踏まえた入学者選抜の実施	・・・ 14
1-3	障害のある学生の受入れの検討	・・・ 14
2-1	学修支援	・・・ 14
2-2	生活支援	・・・ 15
2-3	留年対策	・・・ 17
2-4	国家試験対策の充実	・・・ 18
2-5	学生の意見の大学運営への反映	・・・ 18
2-6	就職支援及びキャリア支援システムの構築	・・・ 19
3-1	教育用設備・備品及び図書の充実	・・・ 20
3-2	学生のニーズを反映した図書館の整備	・・・ 20
3-3	情報環境の充実	・・・ 20

4-1 進級要件の見直し	・ ・ 2 1
4-2 臨地実習の履修要件の見直し	・ ・ 2 1
4-3 単位認定における成績評価の見直し	・ ・ 2 1
4-4 G P A (Grade Point Average) 制度の導入	・ ・ 2 2
4-5 卒業認定要件の見直し	・ ・ 2 2
4-6 卒業時にコアコンピテンシー (卒業時に修得すべき能力) と 卒業認定要件の見直し	・ ・ 2 2
5-1 教育課程の見直し	・ ・ 2 2
5-2 カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性 の確立	・ ・ 2 3
5-3 ディプロマ・ポリシーに基づくシラバスの作成	・ ・ 2 3
5-4 シラバスの改善充実	・ ・ 2 4
6-1 自ら問題解決できる能力を養うためのアクティヴ・ラーニン グの推進	・ ・ 2 4
6-2 授業評価アンケートの実施結果を受けた教育課程の解決	・ ・ 2 4
6-3 基礎的能力を高めるための授業科目の開設	・ ・ 2 5
6-4 看護実践現場と連携した教育の推進	・ ・ 2 5
7-1 授業点検・評価方法の見直し	・ ・ 2 6
7-2 F D ・ S D 活動の活性化	・ ・ 2 6
7-3 現行カリキュラムの評価と改善	・ ・ 2 7
8-1 教員の採用・昇格の明確化	・ ・ 2 7
8-2 医学系の専任教員の配置の検討	・ ・ 2 8
8-3 学生キャリア支援室の整備	・ ・ 2 8
9-1 学長のリーダーシップと教授会の役割・機能の明確化	・ ・ 2 8
9-2 各委員会の役割と機能の見直し	・ ・ 2 9
2) 大学院教育	
1-1 学生確保のための取組の推進	・ ・ 2 9
2-1 看護学領域毎の履修指導の実施	・ ・ 2 9
2-2 柔軟な教育の実施	・ ・ 3 0
2-3 研究指導の充実	・ ・ 3 0
2-4 学修環境等の整備	・ ・ 3 0
3-1 運営組織の整備	・ ・ 3 0
3-2 大学院運営に必要な各種規程の整備	・ ・ 3 1
3) 研究	
1-1 地域の医療・福祉等の関連機関や団体と連携した研究の推進	・ ・ 3 1
1-2 大学間連携による研究を推進	・ ・ 3 1
1-3 領域横断的な研究の推進	・ ・ 3 2
1-4 教育実習先の医療機関等の看護職者等との共同研究の推進	・ ・ 3 2
1-5 領域ごとに、特色ある研究の推進	・ ・ 3 2
1-6 ケア・スピリットに関する研究の推進	・ ・ 3 2
2-1 研究推進のための情報交換とフォローアップ体制の構築	・ ・ 3 3
2-2 研究推進のための研究環境の整備	・ ・ 3 3
3-1 若手研究者の育成	・ ・ 3 4

3-2 学位未取得教員への支援	・ ・ 3 4
3-3 研究に対する助教、助手への支援	・ ・ 3 4
4-1 科学研究費補助金の獲得	・ ・ 3 4
4-2 競争的外部資金の獲得の促進	・ ・ 3 5
4-3 科学研究費補助金申請等に係る個別支援の強化	・ ・ 3 5
4-4 科学研究費補助金申請に係る F D の継続的な開催	・ ・ 3 5
4-5 外部資金の申請書作成を支援するための学内体制の整備	・ ・ 3 5
5-1 各教員の研究テーマや研究業績の公開	・ ・ 3 5
5-2 研究成果の公表・発信	・ ・ 3 6
5-3 大学の研究マネジメント力の向上・整備	・ ・ 3 6
6-1 研究倫理審査の適切性の確保	・ ・ 3 6
6-2 研究倫理審査後の研究実施状況の把握	・ ・ 3 6
6-3 研究倫理に関する研修会等の充実	・ ・ 3 6
6-4 研究活動上の不正行為防止体制の整備	・ ・ 3 7
6-5 研究資金の適正使用	・ ・ 3 7
6-6 研究資金を統括する専門の事務部門の設置	・ ・ 3 7
4) 地域連携・貢献	
1-1 本学の社会貢献活動の実態把握	・ ・ 3 7
1-2 本学主体の社会貢献活動の推進	・ ・ 3 7
1-3 地域医療機関・施設、看護協会、医師会等と連携した活動の推進	・ ・ 3 8
1-4 地方自治体等との連携による社会貢献活動の推進	・ ・ 3 8
1-5 大学間で連携した活動の検討	・ ・ 3 8
1-6 産業界と連携した社会貢献活動の検討	・ ・ 3 9
1-7 公的機関の諸行政への専門的知見を活かした協力	・ ・ 3 9
2-1 本学の社会的貢献活動の H P による発信	・ ・ 3 9
2-2 マスメディアへの情報発信	・ ・ 3 9
3-1 社会貢献活動の推進のための学内推進体制の充実	・ ・ 3 9
5) 管理・運営	
1-1 理事会機能の充実	・ ・ 4 0
1-2 運営協議会の効率的な運営と権限の明確化	・ ・ 4 0
1-3 評議員会機能の強化	・ ・ 4 0
1-4 監事機能の強化	・ ・ 4 1
1-5 法人運営調整会議の設置	・ ・ 4 1
1-6 その他	・ ・ 4 2
2-1 法人の運営方針等の共有	・ ・ 4 2
3-1 コンプライアンス関連規程の整備と周知	・ ・ 4 2
3-2 利益相反マネジメントの強化	・ ・ 4 2
3-3 ハラスメント対策の強化	・ ・ 4 3
3-4 公益通報についての周知	・ ・ 4 3
4-1 リスク管理体制の見直し	・ ・ 4 3
4-2 想定される危機への対応策の整備	・ ・ 4 4
5-1 現業務体制の検証と見直し	・ ・ 4 5

5-2 業務内容及び人員配置の継続的見直し	・ ・ 4 5
5-3 専門性の高い人材の採用	・ ・ 4 5
5-4 将来を見据えた事務職員体制の整備	・ ・ 4 6
5-5 人事考課制度の実施と活用	・ ・ 4 6
6-1 効率的な事務体制の構築	・ ・ 4 6
7-1 自己点検評価委員会による検証評価	・ ・ 4 6
7-2 各委員会の所掌事項の見直し	・ ・ 4 7
7-3 委員会運営の効率化	・ ・ 4 7
8-1 現行の給与規程改正の検討	・ ・ 4 7
9-1 職員の能力向上とモチベーションの向上に繋がる取組の推進	・ ・ 4 7
9-2 全教職員が参加するSDの充実	・ ・ 4 8
9-3 若手職員の資質向上	・ ・ 4 8
10-1 持続性のある体系的広報活動の展開	・ ・ 4 8
10-2 広報活動の目的・ターゲットの明確化	・ ・ 4 9
10-3 オープンキャンパス・大学祭をととした大学認知度の向上	・ ・ 4 9
10-4 地域の行事・活動への積極的な参加	・ ・ 4 9
10-5 公開講座をととした大学認知度の向上	・ ・ 4 9
10-6 大学HP（ホームページ）をととした大学認知度の向上	・ ・ 5 0
11-1 学生確保につながる有効な広報活動の展開	・ ・ 5 0
11-2 高等学校訪問、進学相談会をととした広報の展開	・ ・ 5 0
11-3 広報活動への在学生の協力	・ ・ 5 0
6) 財務会計	
1-1 志願者・学生の確保	・ ・ 5 1
1-2 人件費の抑制	・ ・ 5 1
1-3 質の高い教育を展開するための財源の安定化	・ ・ 5 2
2-1 競争的外部資金の強化	・ ・ 5 2
3-1 経常費補助金獲得の強化	・ ・ 5 2
4-1 教育研究水準の維持・向上のための設備備品・図書等の整備	・ ・ 5 3
5-1 会計関係規程の整備	・ ・ 5 3
5-2 会計処理基準との適合性の検証	・ ・ 5 3
6-1 監事と内部監査室による会計監査の実施	・ ・ 5 4
6-2 三様監査による、より充実した会計監査	・ ・ 5 4
7-1 大学の教育・研究を推進するために必要な設備・備品等の整備	・ ・ 5 4
7-2 附属幼稚園の施設、設備・備品等の整備	・ ・ 5 5
7-3 その他の財務上必要な対応	・ ・ 5 5
7) 外部評価	
1-1 大学の認証評価（機関認証）の受審	・ ・ 5 5
1-2 看護教育評価の受審	・ ・ 5 5
3. 岩手保健医療大学附属幼稚園の取組	
(1) 教育・保育内容の充実	・ ・ 5 6
(2) 園児の確保	・ ・ 5 6
(3) 運営体制の整備	・ ・ 5 6

(4) 施設・整備の充実	・ ・ 5 7
4. 岩手保健医療大学附属北上認定こども園の取組	
(1) 教育・保育内容の充実	・ ・ 5 7
(2) 園児の確保	・ ・ 5 8
(3) 運営体制の整備	・ ・ 5 8
(4) 施設・整備の充実	・ ・ 5 8
5. 文部科学省による大学設置等に係る調査等	
(1) 大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等 整備状況調査	・ ・ 5 9
(2) 設置計画履行状況等調査	・ ・ 5 9
(3) 学校法人運営調査	・ ・ 6 0
Ⅲ 財務の概要	
1. 決算の概要	
(1) 貸借対照表関係	・ ・ 6 1
(2) 資金収支計算書関係	・ ・ 6 3
(3) 活動区分資金収支計算書関係	・ ・ 6 5
(4) 事業活動収支計算書関係	・ ・ 6 6
(5) 財産目録	・ ・ 6 8
2. その他	
(1) 有価証券の状況	・ ・ 6 8
(2) 借入金の状況	・ ・ 6 8
(3) 学校債の状況	・ ・ 6 9
(4) 寄付金の状況	・ ・ 6 9
(5) 補助金の状況	・ ・ 6 9
(6) 収益事業の状況	・ ・ 6 9
(7) 関連当事者等との取引の状況	・ ・ 7 0
(8) 学校法人間財務取引	・ ・ 7 0
3. 経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策	・ ・ 7 0
4. 過去5年間の各財務諸表の経年比較	
(1) 貸借対照表	・ ・ 7 1
(2) 資金収支計算書	・ ・ 7 1
(3) 活動区分資金収支計算書	・ ・ 7 2
(4) 事業活動収支計算書	・ ・ 7 2
5. 過去3年間の財務比率の経年比較	
(1) 貸借対照表関係	・ ・ 7 3
(2) 事業活動収支計算書関係	・ ・ 7 4

IV	理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の概要並びに当該体制の運用状況について	
	【理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制（令和7年1月29日理事会決定）の概要】	
	1. 経営に関する管理体制	・ ・ 7 5
	2. リスク管理に関する体制	・ ・ 7 5
	3. コンプライアンスに関する管理体制	・ ・ 7 5
	4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）	・ ・ 7 6
	【理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の運用状況】	
	1. 経営に関する管理体制	・ ・ 7 6
	2. リスク管理に関する体制	・ ・ 7 6
	3. コンプライアンスに関する管理体制	・ ・ 7 7
	4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）	・ ・ 7 7
V	事業報告書の附属明細書	・ ・ 7 7

学校法人二戸学園 令和6年度事業報告書

I 法人の概要

1. 基本情報

- ・法人の名称 学校法人二戸学園
- ・主たる事務所 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目6番30号
TEL 019-606-7030 FAX 019-606-7031
[http:// www.iwate-uhms.ac.jp/](http://www.iwate-uhms.ac.jp/)

2. 建学の精神

- ・岩手保健医療大学
【建学の精神】人々の生活と健康を高め
地域社会に貢献する
ケア・スピリットを備えた保健医療人
- ・岩手保健医療大学附属幼稚園
【理念】養護と教育が一体となる環境の下、家庭と地域との連携を大切に調和のとれた発達を促す
【方針】適切、安全な環境の下、遊びや生活を通じて、子供の自主性や思考力を伸ばす
【目標】明るくたくましい子ども やさしく思いやりのある子ども 自分で考え意欲的な子ども
- ・岩手保健医療大学附属北上認定こども園
【理念】養護と教育が一体となる環境の下、家庭と地域との連携を大切に調和のとれた発達を促す
【方針】適切、安全な環境の下、遊びや生活を通じて、子供の自主性や思考力を伸ばす
【目標】明るくたくましい子ども やさしく思いやりのある子ども 自分で考え意欲的な子ども

3. 学校法人の沿革

昭和38年		地域の要望により私立託児所開設
昭和40年		個人立ひまわり幼稚園設置認可（岩手県知事）
昭和53年	2月15日	学校法人二戸学園設立
昭和53年	4月1日	学校法人二戸学園設立寄附行為認可（岩手県知事）
昭和53年	4月1日	ひまわり幼稚園設置認可（岩手県知事）
平成27年	4月27日	寄附行為変更（岩手保健医療大学設置寄附金募集事業）認可（岩手県知事）
平成28年	8月31日	岩手保健医療大学看護学部看護学科設置認可（文部科学大臣）
平成28年	8月31日	岩手保健医療大学保健師学校等の指定（文部科学大臣）
平成28年	8月31日	寄附行為変更（岩手保健医療大学設置）認可（文部科学大臣）
平成29年	4月1日	岩手保健医療大学開学
平成30年	3月27日	幼稚園型認定こども園認定（岩手県知事）
平成30年	3月30日	寄附行為変更（幼稚園型認定こども園）認可（文部科学大臣）
平成30年	4月1日	岩手保健医療大学附属幼稚園開園 名称変更届出（文部科学大臣）
平成31年	3月27日	事務所所在地変更（二戸市→盛岡市）届出（文部科学大臣）
令和2年	2月12日	寄附行為変更（私立学校法令和元年改正等）認可（文部科学大臣）
令和2年	10月23日	大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置認可（文部科学大臣）

令和 2年10月23日 寄附行為変更（大学院設置）認可（文部科学大臣）
 令和 3年 4月 1日 大学院看護学研究科開設
 令和 4年 2月15日 岩手保健医療大学看護学部看護学科の学則（教育課程）変更承認（文部科学大臣）
 令和 6年 3月25日 幼保連携型認定こども園認可（岩手県知事）
 令和 6年 4月 1日 岩手保健医療大学附属北上認定こども園開設
 令和 6年 6月12日 寄附行為変更（幼保連携型認定こども園）認可（文部科学大臣）

4. 設置する学校・学部・学科等

- ・岩手保健医療大学 大学院看護学研究科 看護学専攻
- ・岩手保健医療大学 看護学部 看護学科
- ・岩手保健医療大学 附属幼稚園（幼稚園型認定こども園）
- ・岩手保健医療大学 附属北上認定こども園（幼保連携型認定こども園）

5. 学校・学部・学科等の学生数の状況（令和7年5月1日現在）

学校名		入学定員	入学者数	収容定員	現員数
岩手保健医療大学 大学院	看護学研究科 看護学専攻	3	3	6	6

学校名		入学定員	入学者数	収容定員	現員数
岩手保健医療大学	看護学部 看護学科	80	62	320	262

学校名	学級数	入学者数	収容定員	現員数
岩手保健医療大学附属幼稚園	3	8	60	59

こども園（0歳児～2歳児）の現員数は、37名。

学校名	学級数	入学者数	収容定員	現員数
岩手保健医療大学附属北上認定 こども園	3	27	102	88

6. 収容定員充足率（毎年度5月1日現在）

学校名		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
岩手保健医療大学 大学院	看護学研究科 看護学専攻	1.50	1.33	1.50	1.00

学校名		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
岩手保健医療大学	看護学部 看護学科	0.90	0.92	0.89	0.82

7. 卒業生の状況

岩手保健医療大学 看護学部・看護学科

令和2年度（61名）					令和3年度（66名）					令和4年度（67名）				
就職		進学		その他	就職		進学		その他	就職		進学		その他
県内	県外	県内	県外		県内	県外	県内	県外		県内	県外	県内	県外	
32	26	0	2	1	33	32	0	1	0	40	23	0	1	3
令和5年度（81名）					令和6年度（77名）									
就職		進学		その他	就職		進学		その他					
県内	県外	県内	県外		県内	県外	県内	県外						
43	33	0	3	2	23	52	0	1	1					

岩手保健医療大学大学院 看護学研究科・看護学専攻

令和4年度（5名）						令和5年度（2名）					
就職		進学		社会人 修了者数	その他	就職		進学		社会人 修了者数	その他
県内	県外	県内	県外			県内	県外	県内	県外		
1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	2	0
令和6年度（5名）											
就職		進学		社会人 修了者数	その他						
県内	県外	県内	県外			県内	県外	県内	県外		
1	0	0	0	4	0						

国家試験合格率（岩手保健医療大学 看護学部・看護学科）（新卒者）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保健師国家試験	100.0%	95.0%	100.0%	95.0%	100.0%
看護師国家試験	93.4%	100.0%	86.6%	96.3%	94.8%

8. 役員の概要（令和7年3月31日現在）

・理事 定員数（9名） 現員数（9名） ※外部理事（3名）

役員の氏名	常勤・非常勤別	選任区分	就任年月日	主な現職等
理事長 濱田 敏彰	常勤	6-1-3	R 7年 3月 26日	学校法人二戸学園理事
理事 濱中 喜代	常勤	6-1-1	H28年 5月 23日	岩手保健医療大学長
理事 平船しずか	常勤	6-1-1	H30年 1月 31日	岩手保健医療大学附属幼稚園長
常務理事 柳町 勝彦	常勤	6-1-2	R 6年 8月 1日	学校法人二戸学園常務理事
理事 岡田 実	常勤	6-1-2	R 3年 4月 1日	岩手保健医療大学看護学部教授
理事 土田 幸子	常勤	6-1-2	R 6年 7月 18日	岩手保健医療大学看護学部長
理事 和田 勝	※非常勤	6-1-2	H27年 10月 7日	国際医療福祉大学大学院客員教授
理事 槍澤 公明	※非常勤	6-1-3	R 7年 3月 27日	総合花巻病院副院長
理事 石山 菜穂	※非常勤	6-1-3	R 7年 3月 27日	学校法人水沢学園校長

* 理事選任条項（改正前寄附行為第6条第1項各号）

理事は、次の各号に掲げる者とする。

- （1） 岩手保健医療大学長及び岩手保健医療大学附属幼稚園長
- （2） 評議員のうちから評議員会において選任した者
- （3） 学識経験者のうち理事会において選任した者

* 就任年月日は、初任の年月日

・監事 定員数（2名） 現員数（2名） ※外部監事（2名）

監事の氏名	常勤・非常勤別	選任区分	就任年月日	主な現職等
監事 宇佐見方宏	※非常勤	7-1	H26年 12月 16日	弁護士
監事 石崎 秀明	※非常勤	7-1	H30年 6月 1日	公認会計士・税理士

* 監事選任条項（改正前寄附行為第7条第1項）

監事は、この法人の理事、職員（学長、園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

* 就任年月日は、初任の年月日

9. 評議員の概要（令和7年3月31日現在）

・評議員 定員数（19名以上）現員数（18名）

評議員の氏名	選任 区分	就任年月日	主な現職等
評議員 濱中 喜代	24-1-1	H27年 8月 3日	岩手保健医療大学長
評議員 平船しずか	24-1-1	H30年 1月 31日	岩手保健医療大学附属幼稚園長
評議員 岡田 実	24-1-1	R 4年 4月 1日	岩手保健医療大学看護学部教授
評議員 土田 幸子	24-1-1	R 6年 5月 30日	岩手保健医療大学看護学部長
評議員 熊谷サオリ	24-1-1	R 6年 5月 30日	岩手保健医療大学附属北上こども園長
評議員 足立るみ子	24-1-2	H27年 8月 3日	(有) 志賀煎餅
評議員 米沢 信子	24-1-2	H21年 2月 11日	岩手食品工業 (株)
評議員 槍澤 公明	24-1-3	R 7年 3月 27日	総合花巻病院副院長
評議員 柳町 勝彦	24-1-3	R 6年 8月 1日	学校法人二戸学園常務理事
評議員 及川史智子	24-1-3	R 5年 1月 31日	前岩手県看護協会会長
評議員 田淵 正	24-1-3	R 5年 1月 31日	医療法人杏林会管理部長
評議員 須藤 隆之	24-1-3	R 6年 4月 1日	北上駅前病院院長
評議員 角 邦勝	24-1-3	H29年 4月 1日	(株) 八戸魚市場監査役
評議員 鎌田 積	24-1-3	H28年 2月 8日	学校法人都築学園神戸医療未来大学学長
評議員 稲見 敬子	24-1-3	R 6年 7月 18日	前岩手県立中央病院看護部長
評議員 濱田 敏彰	24-1-3	H29年 4月 1日	学校法人二戸学園理事
評議員 石山 菜穂	24-1-3	R 6年 7月 18日	学校法人水沢学苑校長
評議員 和田 勝	24-1-3	H27年 8月 3日	国際医療福祉大学大学院客員教授

* 評議員選任条項（改正前寄附行為第24条第1項各号）

評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- （1） この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者
- （2） この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任した者
- （3） 学識経験者のうちから、理事会において選任した者

* 就任年月日は、初任の年月日

10. 教職員の概要（令和7年4月1日現在）

・岩手保健医療大学大学院看護学研究科

常勤の教員

研究指導教員	研究指導補助教員	計	授業担当のみの教員	総 計
10（うち教授9）	3	13	1	14名

（平均年齢 62.7 歳）

・岩手保健医療大学看護学部

常勤の教員

教 授	准教授	講 師	助 教	計	助 手	総 計
9	3	5	10	27	7	34名

（平均年齢 51.5 歳）

非常勤の教員 39名（平均年齢 58.9 歳）

事務職員 18名（平均年齢 42.6 歳）

・岩手保健医療大学附属幼稚園

常勤の教員

園 長	主幹保育教諭	副主幹教諭	保育教諭	保育士	看護師	総 計
1	1	1	12	1	1	17名

非常勤の教職員

保育教諭	4名
子育て支援員	1名
栄養士・調理師等	4名
保育補助	2名
事務職員	1名

・岩手保健医療大学附属北上認定こども園

常勤の教員

園 長	主幹保育教諭	副主幹教諭	保育教諭	総 計
1	1	1	18	21名

非常勤の教職員

保育教諭	2名
栄養士・調理師等	3名

Ⅱ 事業の概要

1. 学校法人二戸学園の取組

学校法人二戸学園（以下「法人」という。）は、人々の生活と健康を高め地域社会に貢献するケア・スピリットを備えた保健医療人を育成することを建学の精神とする岩手保健医療大学（以下「本学」という。）並びに地域社会と積極的に連携・協力し、地域の幼児教育及び保育に寄与することを目指す岩手保健医療大学附属幼稚園（以下「本園」という。）及び岩手保健医療大学附属北上こども園（以下「本こども園」という。）が密接に連携することにより、地域への貢献をより高めていくとともに、法人が社会の負託に応えるため、法人のコンプライアンス意識の高揚とガバナンス機能の強化に努め、円滑で適正な法人運営に注力しているところである。

本年度は、これまでの実績の上に立ち、これらの実績を客観的に検証し、継続していくべきもの、見直しを行うもの、別の視点からアプローチするもの等、本法人が置かれている現状や社会の変化にも留意しつつ、役員と教職員が、令和6年度事業計画に盛り込まれたさまざまな課題と目指すべき方向性を共有し、協力してその実現に力を注いできた。

また、法人に設置した危機管理本部においては、新型コロナウイルス感染症等に適切に対応するとともに、その他の災害等に備えた体制の整備等を進めた。

法人として、具体的に取組んだ事項は、以下のとおり。

（1）理事会・評議員会の開催

学校法人二戸学園寄附行為第17条に規定する理事会を6回、第20条に規定する評議員会を6回開催した。

【理事会、評議員会の開催状況】（R6年度理事会実出席率 100%・評議員会実出席率 82.8%）

	開催日	主 な 議 題
第1回 理事会	R6.5.29 理事会実出席率 100%	① 評議員の選任 ② 大学の教員採用（理事会のみ） ③ 学校法人二戸学園令和5年度事業報告 ④ 学校法人二戸学園令和5年度決算 ⑤ 寄附行為の変更 ⑥ 理事の競業及び利益相反取引（理事会のみ） ⑦ 北上認定こども園設置に伴う規程改正（理事会のみ）
第1回 評議員会	評議員会実出席率 84.2%	報告事項 ・ 監事監査報告（会計監査） ・ 令和5年度主管職務に関する実施報告（理事会のみ） ・ 令和6年度主管職務計画（理事会のみ） ・ 令和6年度広報強化策と対応状況

第2回 理事会 第2回 評議員 会	R6.7.17 理事会実出席 率 100% 評議員会実出 席率 83.3%	① 評議員の選任（理事会のみ） ② 理事の選任 ③ 常務理事の選任（理事会のみ） ④ 寄附行為の変更 ⑤ 学則の改正（理事会のみ） ⑥ 教授会規程の改正（理事会のみ） ⑦ 仙台医療センター敷地内建物の活用に係る公募 報告事項 ・ 理事の主管職務の執行評価（理事会のみ） ・ 法人倫理委員会の活動状況 ・ 法人、大学、附属幼稚園、北上認定こども園の運営状況等
第3回 理事会 第3回 評議員 会	R6.9.18 理事会実出席 率 100% 評議員会実出 席率 78.9%	① 岩手保健医療大学ガバナンス・コードの検証 ② 日本私立大学協会評議員の選定（理事会のみ） 報告事項 ・ 令和6年度広報強化策と対応状況 ・ 仙台医療センター敷地内建物の活用に係る公募 ・ 令和6年度学校法人運営調査
第4回 理事会 第4回 評議員 会	R6.11.27 理事会実出席 率 100% 評議員会実出 席率 84.2%	① 令和6年度補正予算 ② 中期財務計画の変更 ③ 大学の教員採用（理事会のみ） 報告事項 ・ 学校法人寄附行為変更認可 ・ 令和6年度学校法人運営調査の概要報告 ・ 令和7年度入学試験結果等 ・ 仙台医療センター敷地内建物の活用に係る公募 ・ 法人、大学、附属幼稚園、北上認定こども園の運営状況等 ・ 監事の業務監査計画 ・ 私立大学ガバナンス・コードの改定

第 5 回 理事会	R7.1.29 理事会実出席率 100%	① 学長候補者の同意（理事会のみ） ② 学部長候補者の同意（理事会のみ） ③ 研究科長候補者の同意（理事会のみ） ④ 看護学部設置に係る包括連携協定 ⑤ 学校法人運営調査委員による調査結果（理事会のみ） ⑥ 私立学校法改正に伴う寄附行為変更等による諸規程の制定等
第 5 回 評議員会	評議員会実出席率 89.5%	報告事項 ・ 令和 7 年度入学試験結果等 ・ 大学機関別認証評価に係る改善報告書案に対する審査結果 ・ 監事の業務監査報告
第 6 回 理事会	R7.3.26 理事会実出席率 100%	① 理事長の選任（理事会のみ） ② 理事の選任（理事会のみ） ③ 評議員の選任（理事会のみ） ④ 学校法人二戸学園寄附行為第 15 条（理事会のみ） ⑤ 学校法人二戸学園令和 7 年度事業計画 ⑥ 学校法人二戸学園令和 7 年度収支予算 ⑦ 理事の競業及び利益相反取引（理事会のみ） ⑧ 長期借入金
第 6 回 評議員会	評議員会実出席率 76.5%	報告事項 ・ 客員教員の任用（延長） ・ 岩手保健医療大学令和 7 年度入学試験結果 ・ 令和 7 年度監事監査計画 ・ 令和 7 年度教員配置状況

（２）運営協議会の開催

法人及び学校(本学及び本園)における主要な活動状況等について協議することにより、構成員間(理事・教学・事務局)の情報の共有化を図るとともに、理事会で決定すべき重要な事項について事前の意見調整を行うため、運営協議会を計 5 回開催した。

【開催状況】

	開催日	主 な 議 題
第 1 回	R6.5.29	① 寄附行為の変更 ② 寄附行為変更後の理事会、評議員会の会議開催

		③ 令和6年度広報強化策と対応状況 ④ 新設学部設置 ⑤ その他の課題等
第2回	R6.7.17	① 評議員、理事、常務理事の選任 ② 内部統制システムの整備 ③ 仙台医療センター敷地内建物の活用に係る公募 ④ 仙台及び横浜の学部設置計画 ⑤ その他の課題等
第3回	R6.9.18	① 学校法人運営調査 ② 寄附行為変更に伴い改正等が必要な規程等 ③ その他の課題等
第4回	R6.11.27	① 仙台医療センター敷地内建物の活用に係る公募 ② 推薦入学試験の結果等 ③ 寄附行為変更に伴い改正等が必要な規程等 ④ その他の課題等
第5回	R7.1.29	① 学長候補者の同意 ② 学部長候補者の同意 ③ 研究科長候補者の同意 ④ 看護学部設置に係る包括連携協定 ⑤ 令和7年度入学試験の結果等 ⑥ その他の課題等

(3) 危機管理本部会議

原則、隔週木曜日に会議を開催し、適時適切な対応を行った。主な対応、教職員、学生への通知等は、以下のとおりである。

○学長（危機管理本部長）メッセージの発信

- ・学長メッセージ～新型コロナウイルス感染症への対応について（令和6年4月1日）

新型コロナウイルス感染症に係る授業等の対応について、座席位置指定の撤廃、マスクの着用、手指消毒の継続、出席停止等の取扱いについて周知した。

- ・学長メッセージ～夏期休暇前感染注意報について（令和 6 年 7 月 1 6 日）

夏季休暇期間中における体調管理等について注意喚起を行った。

- ・学長メッセージ～インフルエンザ感染拡大について（令和 7 年 1 月 14 日）

インフルエンザの全国流行に係る基本的な感染対策（手洗い、咳エチケット、換気、手指消毒、体調不良時の外出自粛等）の徹底について周知した。

- ・学長メッセージ～マスクの学内着用について（令和 7 年 3 月 3 1 日）

学内でのマスク着用について、「個人の判断に委ねる」ことを基本としつつ、健康観察や手指消毒については継続とし、また、実習においては、実習施設等に応じた対応とすることについて発信した。

○大雨等による被災への対応

7 月の大雨、9 月の台風、1 2 月の大雪、3 月の大船渡山林火災により被災された方、被災により家計が急変した方へ大学に連絡・相談を行うよう周知を行った。

また、「岩手保健医療大学緊急時対応ポケットマニュアル」により、大学への連絡方法及び非常時対応を確認するよう周知した。

（4）管理運営等に必要な規程等の整備と重要事項の総合的検証

大学運営に係る規程等の整備については、「岩手保健医療大学地域貢献事業規程」の制定、実状に則した「岩手保健医療大学再入学規程」及び「岩手保健医療大学検定料及び学費の納入方法等に関する規程」の改正、教員評価制度の試行的実施を踏まえた「岩手保健医療大学教員評価に関する規程」等の策定を行った。

また、法人の管理運営に関しては、「学校法人二戸学園理事の主管職務計画に関する申合せ」に基づき、担当主幹職務の年間計画の提示及び年間計画に沿った報告を行った。

なお、法人、大学、幼稚園、こども園の現状の活動状況及び大学の「ガバナンス・コード」への適合状況の検証を行うとともに、令和 5 年度決算の確定及び令和 6 年度補正予算等を踏まえ「中期財務計画」の見直しを行った。

さらに、大学機関別認証評価（令和 5 年度受審）において改善を要する点として指摘を受けた 2 点に対し、学則及び教授会規程を改正し、日本高等教育評価機構への改善報告書の提出により、「改善が認められた」との判定を受けた。また、令和 6 年 9 月 26 日、文部科学省学校法人運営調査委員による「学校運営調査」を受審し、その際に指摘された指導事項 1 点、助言事項 3 点について、遅滞なくその改善を行った。

（5）危機管理体制の構築・充実

本学では防火防災対策の一環として、①避難訓練・防災訓練の実施（令和 6 年 4 月）及び「盛岡市シェイクアウト」への参加（令和 6 年 8 月）、②教職員の緊急連絡網訓練の実施（令和 6 年 7 月）、③教職員を対象とした護身術に関する研修会の実施（令和 6 年 9 月）、④学生・教職員の安否確認連絡システム訓練の実施（令和 6 年 10 月）、⑤教職員を対象とした「防災訓練（各班アクションカード実地訓練）」をテーマとした研修会（令和 7 年 2 月）を行った。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策として、①感染予防についての注意喚起、②COVID-19 と感染対策について教職員を対象とした研修会の開催（令和 6 年 6 月）、③消毒液

の配置及び6カ月ごとの交換と管理、④ソーシャルディスタンスや換気に関する啓発等を行った。

2. 岩手保健医療大学の取組

(1) 主な教育・研究の概要

「建学の精神」

本学は、地域に開かれた、人々と共に在る大学として、将来を見すえた創造的・知的構想力を備えた人間性豊かな社会人であるとともに、人々の生活と健康を高めようとするケア・スピリットをもった保健医療人として、社会に貢献できる専門職業人を育成することを目指して、世界に開かれた視点をもって実践・研究・教育に関わる活動を進める。

「教育の基本方針」

人々の生活と健康を高めるために、豊かな人間性・社会性を培い、ケア・スピリットをもって、科学的根拠に基づく看護の専門的知識・技術を実践に活かせる基礎的能力を養い、多職種と協働しつつ地域社会の保健医療福祉に貢献できる看護実践者を育成する。

・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

建学の精神に基づく教育理念を達成するため、次のような人材を求めている。

- 1) 看護師または保健師として地域社会に貢献したいと思っている人
- 2) 人と関わることが苦ではなく、周囲の人と協力しあって生きたいと思う人
- 3) 人のいのちや尊厳を大切にし、他者への思いやりのある人
- 4) 大学で学ぶために必要な基礎知識および自ら進んで学ぶ力を持っている人

・教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

本学の教育目標を達成するために、次の方針に基づく教育課程を編成している。

- 1) 基礎科目は基礎力をもった社会人としての教養と、コミュニケーション能力に重点を置き、多様な考え方や文化的多様性をもつ人々の特徴を理解するために、「思考の基礎と方法」「自己・他者の理解」「生活・社会の理解」の3科目群を設置する。
- 2) 専門基礎科目は看護の対象理解として、科学的な根拠に重点を置き、健康（健康課題も含む）の理解のために「健康の理解」「保健と環境の理解」の2科目群を設置する。
- 3) 専門科目は科学的根拠に基づく看護のコアとなる知識と技術、ケア・スピリットに重点を置き、看護の理解のために「基盤の理解」「実践の理解」を、さらに「看護の統合理解」として、多職種連携・協働や地域社会、看護専門職者としての成長に重点を置き、「公衆衛生看護の理解」「看護の統合の理解」のあわせて4科目群を設置する。

・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

次に掲げる能力を有していることを重視し、所定の単位を修めた学生に対して卒業を認定する。

- 1) 社会人としての教養とコミュニケーション力を身につけている。
- 2) 多様な考え方や文化的多様性をもつ人々の特徴を理解するための幅広い知識を身につけている。
- 3) あらゆる健康レベルにある人々に関心をもち、人として尊重し、その人の最善を目指しケア・スピリット（自ら進んでケアに向かう姿勢）を身につけている。
- 4) 社会における看護専門職者としての役割を果たすための自律性を身につけている。
- 5) その時代の社会情勢や生活と健康の関連など、看護のニーズを包括的に探究する姿勢を身につ

けている。

- 6) 看護の実践に活用するための専門的知識・技術を身につけている。
- 7) 人々の健康的な生活を支援するために、必要な情報をさまざまな方法で収集し判断する力を身につけている。
- 8) 人々の健康レベルに応じた看護を実践する基礎力を身につけている。
- 9) 人々の健康課題の解決に向けて連携・協働する力を身につけている。
- 10) 社会の動向を踏まえて、看護を開発し創造する意欲を身につけている。
- 11) 自己の課題について振り返り、向上させようとする態度を身につけている。

(2) 事業計画の進捗・達成状況

令和 6 年度は、完成年度後のさらなる発展に向けて、中期計画に基づく各年度の事業計画を着実に実行し、常に客観的な検証に基づく改善を図り、より質の高く安定した大学運営を目指し、以下のような具体的取組を行った。

1) 教育

1-1 入学者受入方針の受験生への周知と優れた資質を持つ学生の確保

- 1-1-1 引続き、高校訪問・出張講座等を積極的に進めるとともに、一昨年度から実施している「進路指導教員懇談会」がさらに充実したものとなるよう、開催時期や懇談内容、開催回数等の見直しを行うとともに、高等学校に対し積極的な働きかけを行う。

(対応及び成果等)

- ・ 本年度も教員 2 人体制で岩手県、青森県、秋田県及び宮城県の計 26 校に高校訪問を実施し、在学生の学修状況や本学教育の特色等を説明するとともに、当該高校の進学動向を聴取した。
- ・ 自治体や高校等の 4 施設に出前講義を行い、内容の充実に努めることにより、本学の認知度を高めた。
- ・ 6 月に「進路指導教員懇談会」を 8 校の参加を得て開催し、参加高校の教員との意見交換ができた。今後も懇談内容や進め方等の工夫・検討をすることとした。

- 1-1-2 指定校推薦制度により安定的な入学者確保ができています。今年度は、指定校推薦制度で入学した学生の修学状況を検証し、指定校数や推薦枠増の検討を行う。

(対応及び成果等)

一昨年度から実施している指定校推薦対象校を、これまでの入学実績を基に岩手県、秋田県、青森県で計 18 校 29 人に増枠し実施した。

- 1-1-3 新カリキュラム開始後 2 年間の基礎科目の履修状況と、e-learning を活用した正課外教育（「初年次教育－正課外学習プログラム－」）の学修成果等を検証し、プログラム内容や実施方法等の見直しを行う。

(対応及び成果等)

基礎科目の強化を図るため、e-learning 教材を活用した学習や補習を組んできたが、専門基礎科目への連動がスムーズに行えず、基礎科目を復習する時間の確保も難しい状況であることが判明した。このため、プログラム内容の見直しや実施方法等の検討を行う独立した新しい WG を設置することとした。

- 1-1-4 特待生の入学後の履修状況等を検証し、引続き本制度の導入趣旨が達成できるよう学修指導を含めて注視していく。

(対応及び成果等)

一昨年度から導入した学納金の一部を免除する入学時特待生制度(枠・・特待生 A:一般入試 A 日程の入試成績上位者 3 人、特待生 B:4~10 位までの 7 人)の運用結果は、令和 7 年度入試においては特待生 B に該当する 4 人の入学があり、優秀な学生確保に繋がった。

1-2 受験動向の分析と新たなニーズを踏まえた入学者選抜の実施

1-2-1 引続き、入学試験方法と入学後の学修成績の関連性やこれまでの本学及び全国的な受験動向を分析し、検証結果に基づいた対応策(入試日程、試験内容、入試広報等)を検討する。

(対応及び成果等)

本年度も業者(リクルート)を通して本学の入試動向や全国的な受験動向を分析した。その結果(直接的な接触機会の受験動機への影響等)を踏まえて、昨年度に引続きオープンキャンパスを年間 5 回実施した。入試日程、方法は従前のままとしたものの、18 歳人口の減少や一般推薦入試による入学生の偏差値が低い傾向が見られることから、新たな対応策の検討を進めることとした。

1-2-2 大学共通テストへの参加については、引続き他大学の実態や参加のメリット等の検討を継続しつつ、当面は本学入試の改善等に注力するものとする。

(対応及び成果等)

大学共通テストへの参加については、入試委員会等において他大学の実態や参加のメリット・デメリット等について検討したが、本学入学生の実情にあっていないことなどから本年度も見送ることとした。

1-3 障害のある学生の受入れの検討

1-3-1 障害者への合理的配慮の提供が令和 6 年度から義務化されることに伴い、本学における障害のある学生への修学支援に係る基本方針を定め、基本方針に即した障害学生支援を実施するための規程等を整備し具体的な運用を進める。

(対応及び成果等)

障害学生支援に関する基本方針を策定し、関連する規程等を整備した。これらの規程等に該当する 4 人の学生から申請があり、配慮内容を検討し学内に周知するとともに、必要に応じて面談し配慮内容の見直しを行った。また、支援の充実に向けて「発達障害のある学生への合理的配慮」というテーマで 9 月には SD 研修会を開催するとともに、1 月には支援相談員 3 人が学外の研修会(「看護系大学における特別な支援を必要とする学生への教育支援の実践」)に参加した。

2-1 学修支援：学生への個別学修指導、履修相談、進路相談の実施

2-1-1 各学生の期末試験毎の結果を把握し、教学委員会と学生委員会がその情報を共有する。特に 1~2 年生に対しては後期のアドバイザー教員による面談時に試験結果を基に個別の指導を行い、学修不振者への対応については面談時の情報を共有し、継続的な支援を行う。また、休学者の復学時や留年者に対しては、履修指導と学修面の支援に注力し、留年者ゼロを目指す。3~4 年生に対しては、学生委員会と国家試験対策支援委員会とが協働し、学生ごとの状況や個性に合った対応を継続していく。

(対応及び成果等)

成績不振者への対応については、教学委員会及び学生委員会が情報を共有するとともに、アドバイザー教員、国家試験対策支援委員、初年次教育 WG メンバー等が協働して支援を行って

るが、年々学力の二極化が進み対応が難しくなっている現状が見えてきた。今後は、初年次教育 WG メンバーを中心に、e-learning 教材と授業で使用するテキストとの連動や e-learning 教材の利活用の活性方法等、学生の学習意欲向上に繋がる取組について検討する。

- 2-1-2 新カリキュラムで基礎学力の底上げのために設定した授業科目については、「授業評価アンケート」等を参考に教育方法、指導方法等の改善・充実のための検討を継続する。また、基礎学力の向上のための正課外教育については、入学時のオリエンテーション期間を活用して専門基礎科目への導入のための補修授業を計画する。さらに、リメディアル教育のための学修時間の確保についての工夫に努める。

(対応及び成果等)

今年度は、看護の基礎科目開始前に正課外授業として、前期は教養科目と専門科目の関連について、後期は前期科目の専門基礎科目に関する復習講義を行った。その結果、後期の専門科目では平均点が 70 点以上となり、補習授業を行った成果が認められた。

- 2-1-3 学生の学修意欲を高めるため、卒業時の成績優秀者の表彰を継続する。また、昨年度の入学生から導入した成績優秀者への特待生制度の適用については、適正な評価により当初の導入趣旨に沿った運営に努める。

(対応及び成果等)

入学後の特待生制度（在学中特待生制度：2～4 年次ごとに前年度の学修成績の上位者 2 人）の導入は、積極的に学修に取り組む学生が増えてきたという効果が表れている。一方、これらの学生と成績不振学生との学力差が大きくなった点が今後の課題である。

- 2-1-4 後援会総会開催日に実施している保証人懇談会の存在の周知に努め、学業不振の学生を始めとした必要な面談が適切に実施できるよう努める。

(対応及び成果等)

保証人面談の実施は、後援会総会の案内とともに全保証人に対して周知し、9 月の総会開催時には 17 組の保証人との面談を行った。面談では、大学生活に馴染んでいるか、成績はどうかといった質問に丁寧に回答し、今後の進路に関する説明も行った。大学としても学生の家庭での様子を知ることができ、今後の指導上にも有益なものとなった。また、面談後のアンケート結果から、参加した保証人も概ね満足していたことが確認され、次年度以降も本取組の充実を目指すこととした。

2-2 生活支援：学内の学修・生活環境の整備及び学生と教職員との意思疎通を基盤とした組織的な生活支援の実施

- 2-2-1 学生生活実態調査を活用した学生支援

ア) 前年度の「学生生活アンケート」の結果を踏まえ、改善すべき点（学修環境や学修支援等）を抽出し、関連部署が協力して対応を検討する。なお、今年度実施するアンケートについて、調査項目・内容が社会環境や学生の変化に対応したものとなっているか、学生の要望等を捉えやすい内容となっているか等について精査し、適切な内容に改善して実施する。

(対応及び成果等)

学生生活アンケートで常に要望の多い学生食堂の設置については、前年度に引続きキッチンカー（月に 1 回）とボスマート（自販機で軽食が買えるサービス）で対応しており、今年度は、新たに「杜の Café」の週 1 回の弁当や軽食の販売を利用することとした。なお、本アンケートについては、健康状態の認識やカウンセラー、ルーム 1（保健室）の利用状況、キッチンカー等

の利用状況についての設問を増やし、学生の要望をより具体的に捉えやすい内容とした。

- イ) 引続き、1年生及び2年生については学生6人程度に1人のアドバイザー教員を、3年生及び4年生については各学年に2人のアドバイザー教員を配置する。1年生及び2年生については、各学期開始時に面談を実施することとし、継続した学修支援や生活指導に役立てていく。また、学生委員会からの情報提供のあった「気になる学生」「指導が必要な学生」「指導を実施している学生」の情報を教授会の場で共有し、各教員が行う学修指導等の参考とする。

(対応及び成果等)

1年次及び2年次については学生10～12人に1人のアドバイザー教員を、3年次及び4年次は学年に2人のアドバイザー教員を配置した。1年次及び2年次については、各学期開始時に面談を実施し、生活や学修状況の継続的な把握に努めた。また、適切な学生支援に役立てる目的で、学生委員会が把握している「気になる学生」「指導が必要な学生」「指導を実施している学生」等の情報を教授会の場で共有した。

2-2-2 学生の心身の問題への対応

- ア) 入学時や進級時オリエンテーションのプログラムに、「ルーム1（保健室）」や心理カウンセラーの存在とカウンセラーとの相談についての理解を深めるため、関連する紹介ビデオの視聴を組み込む。また、近隣クリニックとの連携により学生の健康問題に速やかな対応ができるよう努める。

(対応及び成果等)

カウンセリングに関する周知については、カウンセリング時の典型的モデルをビデオ化し各学年のガイダンスの際に紹介・説明した。現状ではカウンセリングの時間と講義が重なり利用しにくいという意見もあり、今後時間設定等の検討が必要である。なお、今年度は心身の健康問題によるクリニックへの受診学生はいなかったが、今後も近隣クリニックとの連携をとりながら学生の健康問題に速やかな対応ができるよう努める。

- イ) 学生の心身の健康問題等、教員のみでは対応が困難な事例については、臨床心理士や「ルーム1」専属の看護師などの常駐化の検討とともに、専門クリニックとの連携を強化して早期発見・早期対応に努める。

(対応及び成果等)

「ルーム1（保健室）」専属の看護師や心理士等の専門家の常駐化については、引続き検討中である。

- ウ) 新型コロナウイルスは5類に移行したが、引続き感染状況を注視し、危機管理本部の方針に基づいて適時適切な対応に努める。

(対応及び成果等)

今年度も、年間を通して臨地実習が行われていることから、感染対策として学内ではマスク着用を義務化して対応した。次年度（令和7年度）からは、危機管理本部の方針に基づき、学内でのマスク着用は「個人の判断に委ねる」とこととしたが、実習先等の状況等や各自の症状に応じた対応を継続することとした。

2-2-3 サークル活動や課外活動への支援

- ア) 引続き、感染防止対策に留意しつつ学生のサークル活動等の課外活動を支援していく。また、学生にさまざまな体験をする機会の創出やイベント企画等を行う新たな取組に対する支援も

行う。

(対応及び成果等)

学生が在学中にさまざまな体験ができるよう、学生自治会活動、大学祭、さんさ踊りの支援を行っている。なお、サークル活動への支援体制は整えられているが、今年度届出を行った団体はなかった。

イ) 教職員から学生表彰に当たると思われる事案を募り、基準に則って評価し、本表彰制度の定着化を進める。

(対応及び成果等)

学生の正課外の有意な活動を表彰する学部長表彰には、さんさ踊り実行委員（5人）、国家試験対策学生委員（6人）、大学祭実行委員（2人）、オープンキャンパス等貢献者2件（2人）、学生自治会活動貢献者（1人）の合計6件16人が推薦され、学部長から表彰状が授与された。

2-3 留年対策：出席状況等の学修状況を把握し、試験前から面談機会を設けるなどの支援体制の充実

2-3-1 留年対策として、各学期の授業ガイダンスにおいて、単位取得についての基本的な考え方や期末試験結果後の再試験等についての詳細な説明（単位取得のための最低条件等）を行う。

(対応及び成果等)

科目担当者やアドバイザー教員が、学生の出席状況や学修状況等について把握するとともに、他の教員とも情報を共有し、個々の学生に合わせて適切な指導を行った。また、各学期の始めに行った授業ガイダンスにおいて、単位取得等に関する詳細な説明を行った。

2-3-2 復学者に対しては、復学後の単位履修や進級要件等について、個別の丁寧な指導を行う。

(対応及び成果等)

復学した旧カリキュラムの学生に対しては、カリキュラムマップを用いて体系的な学修の意味と復学申請時に必要な履修科目について個別の指導を行った。なお、復学する学生は、次年度（令和8年3月）で全員が卒業見込みとなっている。

2-3-3 引続き、1年生の成績不振者には、非常勤講師（経験豊富な高校退職教員）によるリメディアル教育を通じた指導をお願いする。また、2年生の成績不振者に対しては、担当のアドバイザー教員が専門分野の科目担当者の協力を得て適切な支援策を講ずる。

(対応及び成果等)

1年生の成績不振者には、科目責任者とアドバイザーとが連携して個別の対応を行った。特に1年次後期の専門基礎科目の学修方法が前期とは大きく変化するため、今後は補習などの正課外学習等の取入を検討する。

2-3-4 仮進級の学生や留年生に対しては、教学委員会と学生委員会が連携し、保証人への連絡、面談の実施も含め、学修進度に応じた適時適切な対応を行う。

(対応及び成果等)

留年生の単位取得については、教学委員会と学生委員会が連携して指導を行ったが、学修成果が見られず再度留年となった学生がいたことから、今後も保証人への連絡や面談等を含めた適切な対処案を検討していく。

2-4 国家試験対策の充実：国家試験への対策について、学生キャリア支援室が中心となって学年進行に応じた指導の充実

- 2-4-1 国家試験合格状況、国家試験終了後に実施した卒業生のアンケート調査結果等を踏まえ、国家試験模擬試験の実施時期や回数等の支援内容を検討する。また、低学年の国家試験対策の支援内容について検討する。

(対応及び成果等)

卒業生のアンケート結果を踏まえて模擬試験の時期・内容を検討し、4年生の看護師国家試験模擬試験は8回、保健師国家試験模擬試験は5回実施した。模擬試験終了後には自己採点結果を直ちにフィードバックし、国家試験対策についてのアドバイスをするとともに、保証人に対しても本結果を通知した。また、模試の成績不振者に対しては個別面談を実施し、学生一人ひとりの現状を把握した上で、学修意欲や成績向上を目指した支援とともに、メンタル面についてもサポートした。低学年には、看護師国家試験模擬試験を3年生2回、2年生2回、1年生1回、保健師国家試験模擬試験を3年生に1回実施した。また、3年生に対しては、国家試験対策強化のために問題集を活用した自己学修ノートを作成するよう指導した。

- 2-4-2 国家試験終了後に実施した卒業生のアンケート調査結果から得られた学修課題や学生の意見・要望を把握・整理し、国家試験対策講座や学内補強講座の回数、内容等に反映させていく。また、模擬試験成績不振者に対する支援強化策を検討し、実施する。

(対応及び対応等)

看護師国家試験対策講座は、専門的知見を有する外部講師による講座を4年生対象に6回(無料講座2回を含む)、2年生対象に1回実施した。また、4年生の要望を踏まえ、成人・母性の2科目について学内教員による対策講座を実施するとともに、保健師国家試験対策講座は、専門講師によるオンライン講座を3回実施した。講座終了後のアンケートでは、いずれの講座も高い満足度であったとの結果であった。模擬試験の成績不振者には個別面談のほか、国家試験対策Week中に過去問のテスト等を行い、学修の強化を図った。

- 2-4-3 4年生には国家試験対策に集中してもらうため、卒業研究ゼミナール担当教員に対して学生が前期中に進路を決められるよう就職活動に関する支援を要請する。また、1年生から3年生に対しては、早期から岩手県医療局による就職ガイダンスや県内医療機関のオリエンテーションへの参加を推奨する。

(対応及び成果等)

今年度(令和6年度)の卒業生は県外の就職志望者が多く、医療機関の募集も年々早まってきたおり、3年次の1月から就職活動が行われた。次年度も学生の就職に関するアンケートなどを行い、個々の学生の意向と就職先の受入れ傾向を把握し、適切な支援を検討していく。

- 2-4-4 引続き国家試験対策支援委員会が中心になって、学生同士が互いの学修をフォローし合う国家試験対策学生委員による各種の活動を支援していく。

(対応及び成果等)

国家試験対策学生委員と各学年担当の国家試験対策支援委員(教員)が定期的に会議を開催し、意見交換を重ねながら各学年に応じた国家試験対策について検討した。国家試験対策学生委員は、各学年への関連情報の発信や模試の解き直しを行うなど積極的に活動した。

2-5 学生の意見の大学運営への反映：学生の意見が大学運営に反映するような施策を推進

- 2-5-1 「学生生活アンケート」の結果から、学生委員会と教学委員会において学年間の比較や傾

向などを分析し、さらに効果的な学修指導や生活指導に関する知見を高めていく。

(対応及び成果等)

学生委員会では、「学生生活アンケート」の結果から得られた課題を抽出し改善策を検討している。しかしながら大学運営に具体的に反映させるまでの分析には至っておらず、今後は教学委員会とも情報を共有しながら分析を進める必要がある。

- 2-5-2 教学委員会とFD委員会が協働し、授業方法、授業内容等の質の向上に繋がる「授業評価アンケート」となるよう、質問項目や学生の意見が正確に把握できるような様式等の改善に努める。

(対応及び成果等)

「授業評価アンケート」結果について、領域間で活用が異なることや領域内での共有化も不十分な例も見受けられる。各領域の活用についての情報を収集・分析し、授業改善を全教員で取組むようにしていく。

- 2-5-3 教学委員会及び学生委員会が協働して成績不振学生に対する支援を充実させ、留年者の減少に努める。特に1、2年生に対しては、各学期開始時にアドバイザー教員による学生面談を実施し、学修状況と生活実態の継続的な把握に努め、学修指導に活用する。

(対応及び成果等)

アドバイザー教員は、各学期開始時に学生との面談を実施し、生活や学修状況の継続的な把握に努めた。成績不振学生については、教学委員会と協働し面談を実施し改善に向けた支援を行うことにより、留年者の減少に努めている。

2-6 就職支援及びキャリア支援システムの構築：国家試験対策、就職支援及び就職後の助産師、専門看護師等のキャリアパスに関する支援の充実のための施策を推進

- 2-6-1 本年度も、卒業生全員の進路決定と県内就職率60%を目指すこととし、県内の医療機関・行政機関からの募集情報を学内メールを活用し適時、迅速な周知を図る。また、県内外の医療機関の就職説明会や病院見学の情報を収集し、学生の参加を促す。医療機関から届いたパンフレット等の情報は、随時就職支援室に整理・保管するとともに、メールや学内掲示によって適時提供していく。

(対応及び成果等)

本年度も卒業生全員の就職が決定したが、県内就職率が全体の30%と昨年度よりも減少している状況が見られた。学生が就職先を決定する要素として給与と福利厚生などが上位となっており、定型的な指導が困難な事例も見られた。なお、既卒者の国家試験不合格者からは、准看護師での就活の相談があり、適切な対応を行った。

- 2-6-2 医療機関が実施するインターンシップについては、引続き学生自身がホームページ等を通じて情報を収集し、コロナ感染の状況を見極めつつ参加を促す。また、オンラインによるリクルート情報がある場合は、その都度、学生への周知を図る。

(対応及び成果等)

県外の医療機関等の募集時期が年々早まり、3月中に履歴書の提出を求める機関もあり、学生への周知を早める必要がある。このため、3年生に対して後期の1～2月に外部講師による就職支援に関するセミナーを実施することとした。

- 2-6-3 就職支援室内にPCを設置し、卒業生の就職試験情報をスキャンし閲覧できるようにし

た。引続き就職支援室の利便性の向上を図り、その活用を推進していく。

(対応及び成果等)

就職支援相談室内の PC 内に卒業生の就職試験情報を蓄積しており、3 年次後期からの閲覧が増加している傾向が見られる。本システムの更なる活用が促進されるよう周知を図るとともに、内容の充実に努める。

2-6-4 リニューアルを予定しているホームページに卒業生向けのキャリア支援の専用ページを設け、大学院の受験案内、大学が実施する公開講座や研修会情報、岩手県医療局の U ターン就職情報等を掲載し、卒業生のキャリア支援に繋がる取組を進める。

(対応及び成果等)

卒業生からの本専用ページへのアクセスはまだ少ないが、在学生と卒業生が話す機会を設けるなど、母校との繋がりを促す取組を行った。今後も卒業生に対して、本専用ページの周知に努め、卒業後のキャリア支援等の取組を継続していく。

3-1 教育用設備・備品及び図書の充実

3-1-1 図書については、学生や教職員の要望による選書リストに基づき必要な整備に努めることとしているが、今後は、電子ジャーナルや欧文データベースの利用頻度に基づいて見直しを行い、VPN や iPad を使いどこにいても閲覧できる電子書籍の充実を進めていく。

(対応及び成果等)

年間 5 回の図書選書によって、和書・視聴覚教材・電子書籍等の整備を進め、現在、和雑誌 25 タイトル、外国雑誌 1 タイトル(電子ジャーナル/利用頻度の低い 3 タイトルを購読中止)、電子書籍 74 冊が閲覧可能となっている。なお、電子ジャーナルの削減を行ったが、代替措置として文献複写取寄せサービスを開始した(経費は、取寄せ教員の研究費に図書館経費から一部を補助)。電子書籍は、時間と場所を問わずにアクセス可能であることから、学生の実習時においても利用しやすいため、今後、利用状況を見ながら、タイトルの追加等を検討する。

3-2 学生のニーズを反映した図書館の整備

3-2-1 引続き、学生や教職員の図書館利用状況のデータを収集し、図書館運営の参考とするとともに、定期的な企画展の実施による図書館利用の促進を図る。なお、一般市民への図書館開放については、利用者の拡大を念頭に置きながら、適切な運用を進める。

(対応及び成果等)

毎月開催される委員会において、図書の利用状況を確認しているが、今年度は例年に比べ利用学生数の減少傾向が見られた。学生の図書館利用を促すための方策として、従来どおり年 3 回の企画展を実施するとともに、授業を通じて図書館の利活用を促すよう教員の協力を依頼した。

3-2-2 現状の図書館や学生自習室の利用状況や学生の要望などを参考にし、新たなスペースの検討や既存スペースの改善・充実を検討する。

(対応及び成果等)

「学生生活アンケート」では、9 割の学生が図書館に満足しているが、講義間の短い空き時間には講義室、ラーニングコモンズで過ごしている学生が多いことが確認されている。なお、ラーニングコモンズに私物を放置している事例が多く、他の学生の使用に支障が出たり、盗難等の危険性もあることから、注意喚起を行っている。

3-3 情報環境の充実

- 3-3-1 情報関連機器の計画的なメンテナンスを実施し、経年劣化による故障や機能不全に適切に対処しながら、更新の遅れている情報機器、中でも情報処理室の関連機器の更新計画に基づき着実な整備に努める。

(対応及び成果等)

図書館業務及び貸出用パソコンを Windows11Pro に更新し、図書館システムサーバ機についても入替え作業を終了した。なお、教職員のパソコン等の情報関連機器は、随時、買替えを進めており、パソコン以外の情報関連機器に不具合が生じた場合は、随時、ヘルプデスクとして対応している。しかしながら、現在ファイルサーバー及び学務システムのサーバー更新は、未達成のまま残されている。

4-1 進級要件の見直し

- 4-1-1 新カリキュラム導入に伴い、令和4年度入学生から新たな進級要件を設定し、運用を開始しており、本年度以降も適正かつ円滑な運用に努める。また、旧カリキュラム履修の留年学生に対しては、先修条件を考慮して適切な個別指導を行う。

(対応及び成果等)

2年次後期の各看護専門科目間で、履修要件がある科目と単位取得が必要な科目があるなど、科目ごとに履修条件が異なっていることが確認されたため、急遽検討を行い、履修要件を統一した。

4-2 臨地実習の履修要件の見直し

- 4-2-1 令和4年度からの新カリキュラムの実施に伴い、臨地実習についての履修の先行要件を実習要項に明記し、進級時ガイダンス、入学時オリエンテーションや各実習オリエンテーション等の機会を通して周知を徹底する。また、臨地実習形態に対応する評価の基準について学生及び教員に周知を徹底する。旧カリキュラム履修の留年学生に対しても先修条件や実習の先行要件について進級時ガイダンス等を通して繰返し説明し、周知の徹底を図る。

(対応及び成果等)

新カリキュラム導入に伴い、新たに設定した進級要件を学生便覧と実習要項（共通要項）に明記するとともに、新年度ガイダンス及び各臨地実習オリエンテーションにおいて周知を図った。

- 4-2-2 新カリキュラムに伴う「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」を基に作成した、看護技術マトリックス表及び学生の看護技術到達度表の活用と評価を行う。また、本学のディプロマ・ポリシーの達成に繋がる演習及び実習における指導方法等の検討を進めていく。

(対応及び成果等)

新カリキュラムに伴う「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」を基に作成した「看護技術マトリックス表」及び「学生の看護技術到達度表」の活用に関する評価を行った。今年度は、活用時に改善すべき点は特になかったが、今後の経緯を見ながら適宜評価・改善をしていくことにした。

4-3 単位認定における成績評価の見直し

- 4-3-1 令和4年度入学生から成績評価は、「A、B、C、D」の4段階から「秀、優、良、可、不可」の5段階評価とし、適切な運用に努めている。なお、4年生の成績評価については、旧制度による評価基準により適切に評価する。

(対応及び成果等)

学生の成績評価については、学務課から毎学期示される評価基準に基づく評価表を基に、4年

生は旧カリキュラム、1～3 年生は新カリキュラムに基づいて適切に運用した。

4-4 GPA (Grade Point Average) 制度の導入

4-4-1 令和4年度から本格導入した GPA (Grade Point Average) 制度を本年度も適切に運用し、学生個別のきめ細かい学修指導に活用していく。また、科目全体の履修状況の把握に留まらず、専門科目（看護学領域）の履修に必要な学修に繋がられるような活用についても検討を進める。

（対応及び成果等）

令和4年度から本格導入した GPA (Grade Point Average) 制度は3年目を迎え、本年度も引続き適切に活用しており、保健師課程選抜及び在学中特待生の選抜にも活用している。GPA 制度は、学生に徐々に認知されてきてはいるが、制度を意識する学生がいる一方、全く関心を持っていない学生もいることから、今後ともこれを活用した学修指導に努めていく必要がある。

4-5 卒業認定要件の見直し

4-5-1 卒業認定要件とディプロマ・ポリシー及びカリキュラムとの相互の関係性についても「カリキュラム・マップ」として整理し、学生便覧、ホームページに掲載し、学生がこのことを意識して学修を進めるよう指導を徹底する。

（対応及び成果等）

「カリキュラム・マップ」を活用については、全学年にその意味の周知を図っているが、いまだ学生の意識は低く、今後本マップを活用して主体的に学修を進められるような指導を強化することとした。

4-6 卒業時にコアコンピテンシー（卒業時に修得すべき能力）と卒業認定要件の見直し

4-6-1 コアコンピテンシー（卒業時に修得すべき能力）の修得状況と卒業認定要件の関係性を卒業生を含めて検証し、教育課程、教育内容、教育方法等の適切性を高める。

（対応及び成果等）

卒業時のコアコンピテンシーとカリキュラムや教育方法等の改善のため、旧カリキュラムの本年度以前の卒業生と新カリキュラムの学生とを比較する調査を継続して実施する。

5-1 教育課程の見直し

5-1-1 新カリキュラムの構成について、次年度入学生までの4年間の授業評価結果や学修状況などを基に、各科目の順序性や授業内容などを検証する。特に、旧カリキュラムから新カリキュラムに修正された科目についての評価を優先して行い、新しいカリキュラムの評価材料の一つとする。

（対応及び成果等）

4 年次後期に必修科目を配置していることは、国家試験対策に影響があるのではないかとの意見があり、開講時期の見直しについて検討することとした。

5-1-2 新カリキュラムにおいて見直しを行った実習科目や情報リテラシー関連科目、新たに設置した文化やジェンダーに関連する科目等に係る教育を、当初の目的に沿って推し進め、年度末には「授業評価アンケート」等も参考にして検証を行い、必要な改善策等（授業内容、方法等）を検討する。

（対応及び成果等）

英語について、他の科目との関連性などの検討を行い開講時期を変更した。なお、本年度は新

カリキュラムで設置した科目についての科目ごとの詳細な履修状況までは検証できなかったが、次年度の早期に検証・把握に努め、必要な改善策等について検討を進める。

5-2 カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性の確立

- 5-2-1 年度末に実施する4年生に対する「DP アンケート」結果を基に、旧カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについての整合性を確認する。また、このアンケート結果を参考にして、新カリキュラムでの教育の展開が当初の想定どおりできているかどうか検証する。

(対応及び成果等)

旧カリキュラムの最後の DP (ディプロマ・ポリシー) アンケートを実施した。回答結果には前年度と大きな差はなかったが、回答率が前年より低く、回答率の向上が課題である。

- 5-2-2 全学年に対し学年当初のオリエンテーションにおいてカリキュラム・マップを活用して学修計画を立てるよう周知を図るとともに、アドバイザー教員による面談時にも本マップを活用した履修指導を行う。また、後期開始時のガイダンスにおいて学生に自らの学修計画の見直しや再確認を行うよう促す。なお、新入生に対しては、入学時のオリエンテーション期間中に4年間の学修計画についての説明を行い、適切な履修に繋げる。

(対応及び成果等)

全学年に対し学年当初のオリエンテーションにおいて、カリキュラム・マップを活用して学修計画を立てるよう周知を図るとともに、1～2年生に対してはアドバイザー教員による面談時にも本マップを活用した履修指導を行った。しかしながら、必要な選択科目が未履修であった学生が1名いたことから、今後はガイダンス時に不適切な前例も示すなど、説明を強化していくこととした。

- 5-2-3 新カリキュラムのカリキュラム・ポリシーと開設授業科目との関係性、さらにはディプロマ・ポリシーとの整合性についても継続して検証を重ね、次のカリキュラム改正の基本的資料として蓄積していく。

(対応及び成果等)

令和7年度の4年生に旧カリキュラム対応の学生が2名いることから、両名には個別に説明を行うこととしている。また、この2名は卒業研究ゼミナールを4単位取得する必要がある、他の学生と混同しないよう担当教員への周知を図ることとしている。

5-3 ディプロマ・ポリシーに基づくシラバスの作成

- 5-3-1 「シラバス作成マニュアル」に基づき、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム(新旧)との整合性、科目間の統一的な評価基準に配慮したシラバスとなるよう努める。なお、各授業科目のシラバスには「対応 DP (ディプロマ・ポリシー)」の項目を設け、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係性を学生に分かりやすいよう明示するとともに、カリキュラム・マップを活用したディプロマ・ポリシーとの関係性の周知に努める。

(対応及び成果等)

「シラバス作成マニュアル」に基づき、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム(新旧)との整合性、科目間の統一的な評価基準に配慮したシラバスとなるよう努めた。また、各授業科目のシラバスには「対応 DP (ディプロマ・ポリシー)」の項目を設け、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係性を学生に分かりやすいよう明示するとともに、カリキュラム・マップを活用したディプロマ・ポリシーとの関係性の周知に努めているが、学生のシラバスの活用状況についての評

価が多く、多くの科目で低かったため、各科目責任者に対してシラバスを用いた授業ガイダンスの実施について要請した。

5-4 シラバスの改善充実

- 5-4-1 シラバスの統一を図るために昨年度から全教員（非常勤講師を含む。）に義務付けたシラバスセルフチェックについての評価を行い、改善点を検討する。また、「授業評価アンケート」結果を参考に授業内容の改善の有無を検討し、科目担当教員へ通知し改善に結び付ける。

（対応及び成果等）

専門領域の科目間で履修条件が異なっていたため、年度途中で検討の上統一を図り、次年度（令和 7 年度）の学生便覧に明記することにした。シラバスチェックは、委員で分担し、さらに委員長と副委員長が最終確認を行った。シラバスの準備学修に必要な時間の具体的な記載がないものや必要な授業時間が不足して記されているものも見られ、併せて科目担当者に助手の名前の記載等も含め、次年度に向けて検討することとした。

6-1 自ら問題解決できる能力を養うためのアクティヴ・ラーニングの推進

- 6-1-1 引続き、各領域の特色に着目したシミュレーション教育方法についての検討を進める。

（対応及び成果等）

シミュレーション教育については、臨地での実体験の重要性を学生や教員がその必要性を実感しており、各領域ではそれぞれの専門性に応じた対応を行っている。

- 6-1-2 情報環境の整備・充実に努め、IT を活用した質の高い教育方法等について、教学委員会と図書・情報管理委員会が協働して検討を進める。

（対応及び成果等）

図書・情報管理委員会では、新入生を対象とした図書館利用法に関するオリエンテーション及び情報リテラシーの授業で「図書・情報検索ガイダンス」を行っており、本学図書館及び近くの公共図書館双方の特徴や資料収集方法の理解を促している。また、卒業研究を控えた 3 年生には、文献検索のガイダンスを行っている。

- 6-1-3 各領域で実施されているアクティヴ・ラーニングの活用状況を全教員が共有する機会（研修の実施等）を設けるなど、授業手法の充実に関する検討を進める。

（対応及び成果等）

本学の永井教授による研修会「豊かな看護教育を創る授業リフレクション-イメージマップを用いたリフレクションを通して-」を 12 月に開催し、教員 28 人（90%）の参加があった。他領域の教員の教育観に触れたり、情報共有と相互理解にも繋がられ、特に若手教員にとって貴重な機会になった。

6-2 授業評価アンケートの実施結果を受けた教育課程の解決

- 6-2-1 「授業評価アンケート」の結果から、共通して改善すべき事項、個別の教員に改善を求めるといった事項等を抽出・整理し、その結果を各教員に周知し、改善に繋げていく。

（対応及び成果等）

授業評価アンケートの結果は各科目担当教員にフィードバックしており、新たな課題が見つかった場合には当該教員に通知し、改善に繋げているが、さらに DP（ディプロマ・ポリシー）や CP（カリキュラム・ポリシー）などの視点からも検討する必要がある。

6-2-2 FD 委員会と教学委員会が連携して、上記改善すべき課題を整理し、関連する FD 研修等を実施する。

(対応及び成果等)

FD 委員会と関係委員会が連携して、FD 研修及び SD 研修を適時に開催しており、オンデマンド配信を取入れたことで受講率も飛躍的に向上している。

6-3 基礎的能力を高めるための授業科目の開設

6-3-1 新入生の基礎学力の向上を図るため、入学前教育の実施とともに、入学早期に実施している e-learning を活用した正課外教育を正課教育との連動性を意識した形で時間割に組入れ、その効果を高める。また、専門基礎科目についてもその理解を深めるため、月 1 回程度の正課外教育の時間を組入れる。

(対応及び成果等)

現在導入している e-learning 教材は一般科目のみであるため、活用は前期前半が中心で、後期は文章読解力の向上を目指した教材視聴と関連講義を 1 回実施した。専門基礎科目との連動は現在の e-learning 教材ではできないため、WG メンバーの教員が補修講義で行った。さらに、後期には病態生理の時間を設け、「疾病治療論Ⅰ」の試験対策にも繋がられるようにした。その結果、「疾病治療論Ⅰ」は前年度に比べ合格者が多く、平均点も上昇した。次年度からは専門基礎及び専門科目に連動できる e-learning 教材に変更し、学生の主体的学修を推進していくこととしている。

6-4 看護実践現場と連携した教育の推進

6-4-1 複数領域合同の全体会議や実習担当領域毎の会議が、昨年度の FD 研修会で得られた「実習施設との実習前後の打合わせにおける共有事項」を参考に、質の高い実習の実施のための情報交換と情報共有の場となるよう努める。また、実習施設との打合わせ会議や継続実施を予定している「研修・研究に関するご意見・ご要望についての事前アンケート」を通して、医療現場が求める教育ニーズを把握するとともに、実習施設に本学の実習に関する基本的理念や実施方針等を理解してもらうことにも努める。

(対応及び成果等)

実習前後の打合せ会議は、複数領域合同の全体会議、実習担当領域毎の会議等、必要に応じて設定することで効果的な情報交換・共有の場となるよう努めた。実習中は、教員と指導者間の密な連絡や相談の機会を持つとともに、情報共有シートの活用や臨地実習後の振り返りを行うことで次年度への課題を明確にした。また、「研修・研究に関するご意見・ご要望についての事前アンケート」を継続し、医療現場が求める教育ニーズを把握するとともに、実習施設に本学の実習に関する基本的理念や実施方針等の理解を求めていくことにした。

6-4-2 全教員を対象に、令和 3 年度から開催している「実習指導の在り方」に関する研修会を継続し、これまでの研修内容や見出された課題、実習の現状を踏まえ、より具体的で効果的な研修内容として実施する。

(対応及び成果等)

今年度は学生委員会、教学委員会及び FD 委員会と共催で「発達障害のある学生への合理的配慮」をテーマとして、9 月 19 日（木）に SD 研修を開催した。この中では発達障害のある学生への具体的な対応策等も提示され、アンケート結果からも有意義な研修会であったことが伺えた。今後とも実習の場における学生への合理的配慮の必要性の観点から関連する研修会を継続して実施することとした。

- 6-4-3 令和4年度から実施している実習前後の打合せ会議での「実習施設に向けた研修・研究に関する事前調査用紙」により研修・研究に関するニーズを把握し、共同研究等に繋がるテーマを見つけ出していく。

(対応及び成果等)

実習施設との打合わせや実習振返り会議の際に医療現場の研究・研修ニーズの把握を行ったが、研究に関する具体的なニーズや要望は見出せなかった。次年度も実習施設での研究実態の把握と研究ニーズの探求を継続して行う。

7-1 授業点検・評価方法の見直し

- 7-1-1 「授業評価アンケート」を実施し、各教員の授業改善策等を含めて本結果をホームページ上に公開する。また、本調査結果を分析し、アンケート項目、方法等の改善策等の検討を進める。

(対応及び成果等)

授業評価アンケートの全体結果とともに、授業科目ごとの評価結果に基づく改善点や学生の意見への対応等を「授業改善報告書」として取りまとめ、ホームページに公開している。なお、アンケート結果を受けた各教員からの改善策等は滞りなく提出されているが、学生のアンケート回答率の低下が目立つため、これへの対策が必要である。

- 7-1-2 「授業評価アンケート」結果を反映した各教員の授業改善に係る報告内容を分析し、改善・見直しの要点等をFD委員会から教学委員会に提供し、今後の授業改善等の参考資料とする。

(対応及び成果等)

各教員は、授業評価アンケートを基にして作成した「授業改善報告書」の内容に沿って、教育内容や教育手法等の改善・見直しを行い、教育効果の向上に努めている。

- 7-1-3 教育の質を高めるため、前年度に引続き教員相互の授業参観を実施し、参観終了後には授業実施方法等に関する意見交換の場を設ける。

(対応及び成果等)

今年度の教員相互の授業参観は、臨時の開催を含め3回実施した。終了後には参加教員による討論を行い、授業資料、使用教材や教授方法の工夫など、今後の授業方法等の改善の参考としている。

7-2 FD・SD活動の活性化

- 7-2-1 FD、SDの合同研修について、研究倫理やハラスメント防止等、教員と事務職員が共に研修していくにふさわしいテーマを設定し、計画的に実施する。

(対応及び成果等)

本年度も、教員と事務職員がともに参加するSD研修として、病院における感染対策の現状、護身術、障害のある学生への合理的配慮、教職員間のハラスメント防止、防災訓練、研究倫理などをテーマとして計画的に実施した。

- 7-2-2 FD委員会と教学委員会が協働して実施してきた「授業評価アンケート」結果等を基にした授業改善に加え、課題となっている障害を有する学生についての対応を検討していく。具体的には、個々の障害に応じた教育的課題を整理し、障害に対する理解を深めるとともに、対応すべき留意点等の知見を高めるFD研修の実施を検討する。

(対応及び成果等)

「授業評価アンケート」の結果を受けた授業改善策は、全教員から滞りなく提出された。また、障害を有する学生に対する対応については、昨年度に引続き SD 研修を実施するとともに、担当部署から全教員に対し随時の情報提供を行った。

7-3 現行カリキュラムの評価と改善

7-3-1 本年度は、旧カリキュラムの最終年度であり、DP（ディプロマ・ポリシー）の到達度についての評価を行う。また、旧カリキュラム対象の令和 4 年度入学生と新カリキュラム対象の令和 5 年度入学生の履修状況などを比較するとともに、新カリキュラムについて令和 7 年度入学生までの学生の履修状況を基に評価・検証する。

（対応及び成果等）

4 年生に DP（ディプロマ・ポリシー）の到達度について調査を行ったところ、すべての項目において良好で年度によっての差は見られなかった。調査の実施に当たってはメールで周知を図り、さらに国家試験後の解答確認の日に再度説明してグーグルフォームへの入力を促したが、解答率は昨年度より低かった。学生に本調査の意味を理解してもらうとともに、周知方法等を再検討して、解答率を上げ結果の精度を高めていきたい。

8-1 教員の採用・昇格の明確化

8-1-1 昨年度整備した大学院担当教員の資格基準等を基に、今後ともこれに基づいて適切な審査を行っていく。

（対応及び成果等）

令和 5 年 2 月に策定した「岩手保健医療大学大学院資格審査基準に係るガイドライン」の基に基づき、研究指導教員及び研究指導補助教員に係る審査を適切に行った。

8-1-2 今後とも質の高い教育を展開していくため、「岩手保健医療大学教員人事方針」に基づき、昇格人事と新採用人事を適切に組合せて、未配備領域の教員配置等、適切な教員組織の整備に努める。

（対応及び成果等）

質の高い教育を維持していくため、「岩手保健医療大学教員人事方針」に基づき、新採用と昇格の人事を進めた。その結果、新採用では母性看護学領域に教授と助手が着任し、昇格人事では小児看護学領域の助教が講師に昇格した。また、成人看護学領域に助手、小児看護学領域に講師、公衆衛生看護学領域に教授、在宅看護学領域に助教の次年度（令和 7 年度）からの採用を決定した。

8-1-3 教員の昇任・昇格等の人事については、「教員選考基準に係るガイドライン」を基に、今後とも適切な運用を行う。

（対応及び成果等）

「教員選考基準に係るガイドライン」を基にして、年齢構成や領域間のバランス等を考慮した人事を進めている。教員配置の理想形からは若干の課題はあるものの、未充足の状況は解消しつつある。

8-1-4 教員評価（考課）制度については、素案について試行的実施したものを活かし、令和 6 年度からの本格実施を行う。

（対応及び成果等）

教員評価（考課）制度については、昨年度の検討を受けて自己点検評価委員会で再度検討し、

規程を整備して運用を開始した。

8-2 医学系の専任教員の配置の検討

8-2-1 昨年度、課題となっていた医学系専任教員（教授）を採用することができ、医学的観点から本学の教育に関わることで、教育のさらなる質の向上に繋がっていくものと期待している。

（対応及び成果等）

昨年度採用した医学系の教授は、臨床倫理研究センター長も兼務しており、本学の教育・研究の向上に貢献している。

8-3 学生キャリア支援室の整備

8-3-1 学生のキャリア支援については、各学年に応じた支援計画を立案・実施していく。また、卒業生や医療関係者の卒後教育に関するニーズを把握し、具体的な支援策を検討し、ホームページを通して周知を図る。

（対応及び成果等）

引続き、3年生の新学期当初のオリエンテーションと後期ガイダンスにおいて就職支援システム（相談窓口、就職支援室等）についての説明を行った。また、3年生からの進路相談を受け、卒業生が来学した際に直接話を聞く機会を設けた。さらに、国家試験不合格の卒業生から准看護師での勤務についての相談があるなど、卒業生に対してもメールや掲示板などを活用して丁寧に対応していくこととしている。

8-3-2 学生に対するキャリアガイダンスについては、従来どおり専門業者による各学年に合わせた計画的なセミナー等を実施する。また、保健師課程の学生には、自治体のインターンシップ参加の支援や公務員試験対策の情報・対策等を提供していく。

（対応及び成果等）

専門業者によるキャリアガイダンスに関する講座を、1年生は生活援助実習前、2年生は7月と11月、3年生は5月・1月・2月に実施した。特に、3年生に対しては春季休業中の活動に参考になるよう適切な開催時期を設定し、ほぼ全員が出席した。全学年対象のメイク講座は、参加希望者がなく中止した。また、例年2月末に開催していた岩手県医療局による県立病院説明会は、希望者が少なく中止とした。

9-1 学長のリーダーシップと教授会の役割・機能の明確化

9-1-1 昨年度新たに学長補佐2名を配置し、時宜に応じた学長補佐としての役割を担ってきたが、今後は2名のそれぞれの役割分担を明確にし、設置趣旨に即した運用を行う。

（対応及び成果等）

学長補佐はそれぞれ主要委員会の委員長を兼ねており、この主管事項を中心に学長を補佐するとともに、学長が抱える課題の相談役として役割を果たした。

9-1-2 教授会の中で各委員会の活動状況の情報共有を継続するとともに、協働して対応が必要な案件については、関連委員会がプロジェクトチームを編成する等、円滑な対応ができるような仕組みを構築する。

（対応及び成果等）

教授会の中で各委員会の活動状況について、要点を絞った説明等の合理化を図るとともに、令和7年度から、初年次教員の充実のための新たなWGを設置することを決定した。また、これ

までどおり教学委員会や学生委員会を中心に関連する委員会が適切に連携して多様な課題に取り組んでいる。

9-2 各委員会の役割と機能の見直し

9-2-1 各委員会は、所掌する基本的事項についての活動等を進めるとともに、これまでの活動状況と課題を検証し、所掌事項の見直しや必要に応じて規定の改正等を行なう。

(対応及び成果等)

各委員会は所掌事項についての活動を着実に取進めるとともに、委員会をまたがる事案については関連する委員会や事務局との連携を図り、事業計画に沿った活動を着実に実施した。

2) 大学院教育

1-1 学生確保のための取組の推進

1-1-1 大学院の担当教員の変更がある中で、引続き魅力的で安定した指導ができる大学院であるよう努め、これまでどおり本大学院の魅力や特色を関連施設に広報・周知し、学生確保に努める。

(対応及び成果等)

大学院案内を作成し、県内及び近県の看護系大学・看護専門学校 32 校、病床数の多い著名な病院等の医療機関 127 箇所に配布した。また臨地実習関連施設を中心に、施設管理者や看護職者に大学院における教育意義を説明し、大学院進学への働きかけを行うとともに、関係の深い病院の看護部長に直接電話で広報活動を行った。

1-1-2 本学卒業生に向けては、ホームページの同窓会コーナーに大学院進学に関する情報を掲載するとともに、大学院での教育の意義について直接働きかける機会を作り、学生確保に結び付けていく。

(対応及び成果等)

本学卒業生に対し、同窓会の資料配布時に大学院のリーフレットを同封し、大学院の広報に努めるとともに、卒業生訪問の機会には教員から直接勧誘を行った。

2-1 看護学領域毎の履修指導の実施

2-1-1 学生の研究目的を明確化し、これに沿った適切な履修計画の策定について丁寧な指導、助言を行う。

(対応及び成果等)

今年度は、3 期生 5 人が無事修了することができた。共通科目は主に土曜日に開講し、専門科目は指導教員と調整することによって無理のない履修を支援することができた。また、主・副指導教員による論文指導では、研究概要発表会及び研究倫理審査委員会への研究計画書の申請を節目として、大学院を挙げて指導と支援に当たり、最終審査にたどり着くことができた。

2-1-2 長期履修生制度の活用を希望する学生には、院生の実態に合った履修計画を指導するとともに、入学後も円滑な履修ができるよう支援していく。

(対応及び成果等)

長期履修を予定していた院生は、当初の履修計画に沿って順調に科目履修と修士論文の取組を行っている。長期履修生の生活や健康に配慮しながら、院生個々の適切な履修計画の立案のために、主・副指導教員及び事務担当者が連携して支援することができた。

2-2 柔軟な教育の実施

2-2-1 対面形式の授業の他に、Zoom を活用した遠隔授業も取入れるなど柔軟に対応し、院生の学修上の利便性を高める。

(対応及び成果等)

対面形式の授業の他に、院生の申入れによって Zoom による講義に切替える等、柔軟な対応を行い、院生の生活事情にも配慮した支援を行うことができている。

2-2-2 これまでの大学院生の履修実績から、引続き平日の他に土曜開講を組み合わせることによって、無理なく単位取得ができるよう弾力的な運用を行う。

(対応及び成果等)

院生は有職者がほとんどであることから、仕事を続けながらの必要な科目履修に困難が予想される。このため、土曜日開講と平日開講を適切に組み合わせるとともに、指導教員と調整しながら無理なく学修が進められるよう配慮した。また、遠隔地からの受講者には Zoom による開講を行った。

2-3 研究指導の充実

2-3-1 大学院生一人ひとりに主研究指導教員と副研究指導教員を配置し、研究の進展に応じた適切な指導を行う。

(対応及び成果等)

院生は、主・副研究指導教員の指導の下、修士論文作成スケジュールに沿って計画的に論文作成に取り組むことができている。

2-3-2 研究計画について、3つの専門領域及び7つの専門分野を超えて、幅広く意見交換を図る場として「研究計画概要発表会」を開催し、幅の広いより丁寧な論文指導に繋がるよう努める。

(対応及び成果等)

今年度は、3人の院生が「研究概要発表会」(11月30日(土)開催)に臨んでおり、1題につき60分の質疑応答を通じて研究内容を多面的に見直し、より完成度の高い研究計画書が提出(申請)されるものと見込んでいる。本研究発表会は、主・副研究指導教員に加えて多数の教員による意見交換が行われており、院生の研究計画への支援として機能している。

2-4 学修環境等の整備

2-4-1 引続き、大学院生の学修環境の整備に努めるとともに、学部施設との相互利用が円滑に実施できるように調整する。

(対応及び成果等)

院生には、学内での研究スペースとして院生研究室が整備されており、講義・演習は、学部と共用している演習室や地域交流室などの施設も利用し、円滑な運営ができている。また、その他の学修環境については、院生と教職員との懇談会やメール等により要望等を聴取り、機器の修理などの必要な対処を行っている。

3-1 運営組織の整備

3-1-1 大学院教授会を中心に適切な大学院運営に努めるとともに、学部教授会との連携と情報の共有化に留意する。

(対応及び成果等)

大学院教授会を中心に適切な大学院運営に努めるとともに、検討された内容や課題に関しては、学部教授会にも情報を提供し共有化を図った。

3-2 大学院運営に必要な各種規程の整備

3-2-1 大学院運営に必要な各種規程等は概ね整備できているが、3年間の実績を基に、必要に応じて既存の規程の見直しや新たな規程等の整備を検討する。

(対応及び成果等)

「岩手保健医療大学大学院再入学規程」について、再入学許可基準や再入学資格等についての見直しを行い、現状に即した改定を行った。

3) 研究

1-1 地域の医療・福祉等の関連機関や団体と連携した研究の推進

1-1-1 プロジェクト課題の学内共同研究として、「ケア・スピリット、地域包括ケア、岩手の健康課題、看護教育、ICT活用と看護、災害看護、新型コロナウイルス感染症」等のキーワードを含んだ研究を募集し、新たな研究に積極的に取り組んでいけるよう支援する。また、地域の関連機関や団体と連携した研究を推進する方法を検討する。

(対応及び成果等)

プロジェクト課題の学内共同研究として応募・選定された研究に対して研究費の支給等の支援を行っているが、今年度は、プロジェクト研究、共同研究とも応募がなかった。これは、募集の新たな応募時点ですでに研究倫理審査を終えている、あるいは審査途中であったためと思われる。このことへの対策としては、早期からの募集案内の広報と、情報提供が必要と思われる。また一方、プロジェクト課題も時勢に合わせた見直しが必要であり、次年度は、「ケア・スピリット、地域包括ケア、岩手の健康課題、看護教育、ICT活用と看護、災害看護、新型コロナウイルス感染症、男性看護学生・男性看護師」とした。

1-2 大学間連携による研究を推進

1-2-1 他大学との学術交流について、具体的研究分野、相互の交流メリット、可能性等について引続き検討を進める。

(対応及び成果等)

他大学との学術交流（共同研究等）については、個人教員レベルの共同研究は行われてはいるものの、大学間レベルでの進展には至っていない。本課題については、引続き検討していくこととした。

1-2-2 「いわて高等教育コンソーシアム」を通じて大学間連携を推進する。また、本学が構成員となっている「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」の地域との連携による人材育成推進ワーキンググループ内の医療（看護）検討部会活動を推進する。

(対応及び成果等)

大学間連携の仕組の1つである「いわて高等教育コンソーシアム」を通して、他大学との学術交流に努めている。また、いわて高等教育地域連携プラットフォーム「地域との連携による人材育成推進ワーキンググループ」において、次世代看護人材育成に関する研修会が開催され、本学からも多数の教員の参加があった。いわて高等教育地域連携プラットフォームに付置する医療（看護）部会設置準備として協議を続けていた会を、「いわての次世代看護人材育成を考える会」とし、3大学（本学、県立大、岩手医大）と県医療局保健福祉部が次世代看護人材育成に関する意見交換を行った。今後も引続き、本会を継続して行くことの意義を確認した。

1-3 領域横断的な研究の推進

- 1-3-1 「大学が提示する共同研究プロジェクト課題」及び「申請者が自主的に設定する課題」において、領域毎の共同研究を押し進める。

(対応及び成果等)

学内における共同研究の支援は適切に行われており、学内共同研究に研究のアイディア段階から支援する仕組みを設けたが、残念ながら応募はなかった。そのため、研究委員会主導で、「ケア・スピリット」「男性看護学生・男性看護師」をテーマとする共同研究発足会を開催し、テーマに関心のある教員を募り、共同研究の企画、準備を開始した。

1-4 教育実習先の医療機関等の看護職者等との共同研究の推進

- 1-4-1 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を見極めつつ、実習先の看護職者をはじめとする医療・福祉の専門職等との情報交換を行い、研究ニーズや共同研究課題を発見し、具体的な研究方法等について検討を進める。

(対応及び成果等)

医療等現場の看護職者等との共同研究については、具体的な進展はなかった。本課題については、引き続き検討する。

1-5 領域ごとに、特色ある研究の推進

- 1-5-1 学内共同研究費を活用し、各領域が特色ある研究を進められるよう支援する。また、昨年度から、研究のアイディア段階から支援する枠組が設けられたので、本仕組の積極的な活用を呼び掛ける。

(対応及び成果等)

今年度は、各領域とも人員の異動が大きかったこともあり、領域ごとの研究は停滞気味であった。領域内人事が落ち着いてきた段階で、領域内の共同研究及び個人研究の活性化を促す。

1-6 ケア・スピリットに関する研究の推進

- 1-6-1 臨床における医療・看護に係る倫理の在り方と、その核となり得るケア・スピリットに関する研究を引き続き推進する。また、学内外の教員・医療従事者と協力して、科学研究費補助金による研究等、具体的な倫理的課題に関する共同研究を進める。

(対応及び成果等)

ケア・スピリットに関する研究として、科学研究費補助金による臨床倫理システムの倫理的総仕上げと超高齢社会における高齢者に関する研究が継続中である。また本年度は、学内共同研究として「ケア・スピリット」の勉強会を立ち上げ、「ケア・スピリット」に関する学内共同研究の可能性を模索し、次年度も継続して検討していくこととしている。

- 1-6-2 臨床倫理研究センターが中心となって取組んできた研究の成果を学部や大学院教育に活かすとともに、前年度行ったオンラインによる本センター主催の懇話会について見直し、研究成果の医学系教育や地域の看護師等の医療・ケア従事者への還元に対応しい方法を検討し、実施する。

(対応及び成果等)

臨床倫理研究センターにおいては、懇話会の実施、臨床倫理 e-ラーニングの開発、公開講座、医療・看護関係の研修等を開催し、これらの活動を通して研究成果の臨床現場への還元を行っている。

2-1 研究推進のための情報交換とフォローアップ体制の構築

2-1-1 各教員が進めている研究について、年度当初の研究計画書の提出、年度末の研究報告書の提出によって研究意欲の向上を図る。また、「学内研究報告会」において、個人研究や共同研究についての情報交換の活発化を図る。

(対応及び成果等)

各教員の個人研究については、年度当初に教員全員が「研究計画書」を作成し、年度末までに全員が今年度の「研究計画報告書」を提出した。年度末の学内共同研究報告会では、全教員が出席し、スキルアップセミナー成果報告 3 題、個人研究 4 題の報告があり、活発な質疑応答が行われた。

2-1-2 より質の高い研究が進められるよう、各教員が実施する研究に係る計画書の申請段階から教授陣からのアドバイスをを行う。また、科学研究費補助金の申請支援に関する FD 研修等の機会も活かし、他領域の教員との意見交換の機会や接点を増やす試みを進める。

(対応及び成果等)

若手教員等が教授等の経験豊かな教員からアドバイスを受けるシステムとして、1) FD 研修会、2) 科研費申請セカンドオピニオン制度、3) 学内共同研究、4) 学内研究報告会が機能している。これらの機会や制度を活用することによって、他領域の教員からのアドバイスも受けられ、研究の質の向上に結び付いている。

2-1-3 各教員の研究に対するフォローアップの方法と組織的な支援として、研究委員会が研究の進捗に合わせた適時の確認と助言等を行う。特に倫理審査が必要な研究については、研究の実現可能性と計画的な研究の推進のため、早期の倫理審査申請の必要性について周知を図る。

(対応及び成果等)

研究委員会は、各自の研究の進捗に合わせた適時の確認を行っている。助言システムは、未だ軌道に乗ったとは言いがたいが、徐々に当初目的を実現していくものと考えている。研究倫理審査については、研究の実現可能性と計画的な研究の推進にとって、本審査が必要であることの認識が浸透してきたと思われる。

2-2 研究推進のための研究環境の整備

2-2-1 学内共同研究の審査は、研究委員会と全教授が協働して行うものとし、適切な課題選定と適正な研究費の配分を行う。

(対応及び成果等)

本年度は学内共同研究の応募がなかったが、学内共同研究の審査に当たっては、研究委員会委員だけでなく、委員以外の全教授にも協力を依頼し、公正で適正な運用システムを確立している。

2-2-2 コンカレントライセンスによる統計ソフトがスムーズに稼働できるよう、引続き教員のパソコンスペックの向上を検討していく。また、先端的研究機器については、使用状況・使用頻度の実態把握とニーズ調査を実施し、導入を検討する。

(対応及び成果等)

コンカレントライセンスによる統計ソフトは、当初の目的に沿って適切に活用されている。また、教員用パソコンについては、教員それぞれの使用目的（研究に応じた統計ソフト等）に応じたスペックのものを個人研究費等で整備しており、研究用機器についても使用状況等を踏まえ

適切に管理・整備が行われている。

- 2-2-3 研究時間の確保のための研究日の設定については、現状の実習負担、大学運営の負担（委員会活動等）の実態を検証し、引続き検討する。

（対応及び成果等）

大学院進学中の助手に対しては、研究時間が確保できるよう領域内において個別に対応している。なお、研究日の設定については、「働き方改革」の流れの中、領域ごとに業務内容や効率化等について検証し、その可能性を検討している。

- 2-2-4 引続き、外部資金を獲得するための努力をする者に、インセンティブを与える方策を検討する。インセンティブ付与の導入に当たっては、現状の財務状況にも配慮し、現在の個人研究費の見直しを含め検討する。

（対応及び成果等）

外部資金の獲得については、研究委員会が中心となって教授等によるサポート体制の強化を図るとともに、インセンティブ付与の導入について検討を進めている。

3-1 若手研究者の育成

- 3-1-1 若手教員の研究以外の業務負担の実態を把握し、それぞれの実態に合った研究支援と育成の在り方を検討する。また、若手教員の育成の観点から領域内での共同研究の立上げを推奨する。

（対応及び成果等）

若手教員の研究の実態を把握し、それぞれの実態に合った支援に努めている。また、若手教員の研究力の向上については、領域内での共同研究を充実させ、ともに研究を進める中で支援・育成を図っていくとともに、学内共同研究への参加を促し、領域横断型でも研究力の支援・育成を試みる。

3-2 学位未取得教員への支援

- 3-2-1 学位（修士、博士）未取得の若手教員の大学院進学については、本学の将来的な教員体制の整備の観点、研究体制の必要性から、学内や各領域における業務配分に配慮しながら、大学として積極的に支援していく。

（対応及び成果等）

学位未取得教員の大学院への進学希望については、将来的な教育体制と公平性の観点から判断していくという全学的な仕組みも必要であるが、現段階においては領域毎の判断に委ねている。なお、現在2人の教員が大学院進学中である。

3-3 研究に対する助教、助手への支援

- 3-3-1 引続き、若手教員の自立的、自発的研究が適切に進められるよう、各領域の実情に応じ指導方法や指導の視点等を検討し、支援していく。

（対応及び成果等）

学内共同研究を進めるに当たっては、若手教員の育成の観点にも留意し、積極的な参加を通して将来の自立的研究に発展できるような支援に努めている。研究委員会主導で立ち上げた学内共同研究勉強会には、多くの助教、助手の参加を得ている。

4-1 科学研究費補助金の獲得

4-1-1 科学研究費補助金等の外部資金獲得に繋がる基盤となる研究業績を積むため、学内共同研究費及び個人研究費を活用した個人及び共同研究を活性化させる。

(対応及び成果等)

今年度(令和6年度)の科研費の申請は2件であったが、新たな採択はなかった。なお、現在は基盤(B)研究代表1件、基盤(C)研究代表3件、分担研究4件が継続中である。

4-2 競争的外部資金の獲得の促進

4-2-1 引き続き、科学研究費補助金等の競争的外部資金の情報収集に努め、教員への情報提供を確実に行っていく。

(対応及び成果等)

競争的外部資金や研究費に関する日本学術振興会の情報などを、タイムリーに全教員に周知している。

4-3 科学研究費補助金申請等に係る個別支援の強化

4-3-1 科学研究費補助金申請を支援するセカンドオピニオン体制を適切に運用するとともに、各領域においても、申請段階での助言、採択後の個別フォローアップを強化する。

(対応及び成果等)

科研費申請に際して、領域に関係なく申請者が自由にセカンドオピニオン制度を活用できるようにした。本制度は、専門領域の教員だけでなく、専門が異なる領域の教員による客観的で広範囲のコメントや評価を受けることにより、多角的な視点からの研究が推進できる機会となることを期待したものである。

4-4 科学研究費補助金申請に関するFDの継続的な開催

4-4-1 研究委員会とFD委員会が協働し、科学研究費補助金の申請に関する研修会を継続して開催する。

(対応及び成果等)

令和6年9月19日に東北医科薬科大学の相澤准教授を講師に、「科学研究費補助金獲得に向けた研修会」を開催した。27人の教員、9人の職員の参加があった。具体的で活発な質疑応答等が行われ、有益な研修会となった。また、参加できなかった教員や反復視聴を希望する教員のため録画配信も行った。

4-5 外部資金の申請書作成を支援するための学内体制の整備

4-5-1 各種外部資金の申請書作成を支援する人材の確保について、必要な財源の確保等(間接経費の活用等)を含め検討する。また、申請に当たって参考となる日本学術振興会が開催する「科学研究助成事業説明会」における情報を各教員に周知する。

(対応及び成果等)

科研費等の申請書の作成を支援・点検する専任部署の設置には至らず、会計課がその業務に当たっている。また会計課は、日本学術振興会が作成している「科研費制度の概要」や「科研費の最近の動向及び公募について」等の関連資料を収集し、遅滞なく全教員に配布・周知に努めている。

5-1 各教員の研究テーマや研究業績の公開

5-1-1 ホームページの教員紹介ページに、各教員の研究業績(最近5年間)を最新の情報に更新して掲載する。また、各教員にResearch mapへの登録、研究活動や研究成果に関する情

報の更新を推奨する。

(対応及び成果等)

各教員の研究業績を毎年更新し、ホームページに掲載している。また、Research map への全教員の登録及び最新情報への更新を促し、全教員が登録を完了している。

5-2 研究成果の公表・発信

5-2-1 教員の研究成果を各種の学術集会、講演会、公開講座で紹介するとともに、大学のホームページに掲載し、定期的に更新していく。

(対応及び成果等)

個人研究、領域共同研究等で得られた成果は関連する学会等で発表するように促すとともに、ホームページで研究業績として紹介している。また、公開講座等で発表された各教員の研究成果もホームページで紹介している。

5-3 大学の研究マネジメント力の向上・整備

5-3-1 質の高い研究の実施や研究活動の倫理性が確保されるよう、本学の研究マネジメントに関するチェックシステムを適切に運用していく。

(対応及び成果等)

研究倫理に関する規程の整備等、質の高い研究の実施や倫理性を確保するための種々の仕組みは概ね整っており、滞りなく運用中である。

6-1 研究倫理審査の適切性の確保

6-1-1 本学の研究が倫理性を確保しながら適切に行われるよう、「研究倫理審査委員会」を定期的に開催し、チェック機能を強化する。

(対応及び成果等)

研究倫理審査委員会は、今年度 5 回開催し、遅滞なく研究が遂行できるようスムーズな審査を心掛けた。

6-2 研究倫理審査後の研究実施状況の把握

6-2-1 各教員は、毎年度（年度末）、当該年度に行った研究の状況を整理し、「研究倫理審査委員会」に報告書として提出するシステムを定着させる。

(対応及び成果等)

本年度（年度末）研究倫理審査を受け、承認済みの教員全員（5 人）が「研究倫理審査委員会」に研究報告書を提出した。また、前年度から研究継続中の教員（3 人）も全員が研究終了報告書を提出した。

6-3 研究倫理に関する研修会等の充実

6-3-1 研究倫理に関する本学主催の「研究倫理研修会」を引続き企画・実施するとともに、各教員には、JST（科学技術振興機構）が提供する研究倫理教材（e ラーニングプログラム）の履修を促す。また、本学主催の研究倫理研修会参加者には受講証を発行する。

(対応及び成果等)

JST（科学技術振興機構）が提供する研究倫理教材（e ラーニングプログラム）の履修を年度内に終了した新任教員は 10 人（100%）であった。また 3 月 19 日には、外部講師（田代氏）による『「ヘルシンキ宣言」の意味とは- 2024 年改訂に至る道のりから学ぶ-』をテーマとした講演会を開催し、院生 3 人、教員 27 人、職員 2 人（教員及び職員の研究倫理審査委員を含む。）

が参加した。

6-4 研究活動上の不正行為防止体制の整備

- 6-4-1 研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の不正使用防止に関する各種規程、仕組等の周知を徹底するとともに、これに関するテーマを組込んだ研修会を実施する。
(対応及び成果等)

研究活動上の不正防止及び公的研究費の不正使用防止に関する体制等は構築済みであり、現時点での不正使用の報告はない。また、新たに採用された教職員に対しては、最初のガイダンスの際に資料を配付して研究費の不正使用防止に関する説明を行っている。

6-5 研究資金の適正使用

- 6-5-1 研究資金の適正使用等については、関連する規程及びその中で規定されたチェック体制に基づき、適正な運用に努める。また、各教員は、これらの規程に沿って常に自らの点検を心掛けるものとし、会計課による定期点検、監事による監査を通して、さらにその適切性の維持に努める。
(対応及び成果等)

学内共同研究費、個人研究費の適正使用についての関連規程は整備済みである。各研究費の適正使用については毎月チェックを行い、教員へも周知している。また、研究費を使用する際の手続等についても会計課において随時対応している。

6-6 研究資金を統括する専門の事務部門の設置

- 6-6-1 研究資金の管理は、現状、経理的観点から会計課が受け持っているが、総括部門の体制整備については研究委員会との位置付けも含めてどのような対応が可能か、引続き検討する。
(対応及び成果等)
- 事務部門の人員が限られており、研究倫理や研究資金を統括する部門（研究支援課など）の設置については、現時点では困難であり、当面、会計課が担当することとしている。

4) 地域連携・貢献

1-1 本学の社会貢献活動の実態把握

- 1-1-1 昨年度整備した出張講義・公開講座を実施要項に沿ってスムーズな運営を実施する。また、専門職者を対象とした講座等を体系的に整備し、各教員が社会貢献活動に取り組みやすい環境作りについて検討する。
(対応及び成果等)

今年度は、出前講義を出張講義へ名称変更するとともに、新たに医療専門職のスキルアップを目的としたスキルアップセミナーを実施した。また、出張講義、公開講座及びスキルアップセミナーを地域貢献事業の3本柱と位置付けた「地域貢献事業規程」を新たに整備した。

1-2 本学主体の社会貢献活動の推進

- 1-2-1 公開講座を大学祭と同日に開催できるよう検討する。
(対応及び成果等)

今年度は、10月20日に成人看護学領域の三浦教授を講師として公開講座「よりよく生きるために考えておきたいこと～ゲームを通して、自分を再発見してみよう～」のタイトルで大学祭と同日に開催した。参加者は、対面30人、Zoom35人、サテライト56人の計121人であった。本講座終了後のアンケート調査では参加者の満足度は高い結果であった。

1-2-2 出張講義のスムーズな運営方法（対象、規模、必要経費等）について検討する。
（対応及び成果等）

出張講義については、前年度にその枠組みの改正を行い、今年度が初めての運用となった。応募は7件あったが、本枠組みを満たした4件について採択・実施することとした。それぞれの出張講義後の受講者の評価は非常に高く、次年度はより多くの受入を可能としたい。

1-2-3 地域貢献事業として、スキルアッププログラム（仮称）を整備する。
（対応及び成果等）

今年度、地域貢献事業の一環としてスキルアップセミナー要項を制定し運用を行った。今年度は、精神看護学領域の岡田教授による「精神科中堅看護師のためのリスキリング・プログラム」「医療施設への看護研究支援および人材育成支援を目的とするプログラム」、在宅看護学領域の大沼教授による「地域ケアの未来をつなぐ～大座談会～」の計3件について要項に基づく支援を行った。

1-3 地域医療機関・施設、看護協会、医師会等と連携した活動の推進

1-3-1 看護協会や実習病院等における講師派遣等ニーズ及び実施方法等に関する意向を把握し、これに基づき具体的な研修等の活動を検討・実施する。

（対応及び成果等）

- ・ 三浦教授がアドバンスケアプランニングの研修講師として全国の医療機関・施設、医師会、看護協会等から依頼を受けて精力的に講演活動を行ったほか、複数の教員が県内外の各種団体からの依頼を受け、講演等による社会貢献活動を行った。
- ・ 盛岡駅西口地域包括支援センターの生活支援体制整備事業「シニアチャレンジプロジェクト」との連携事業として、その支援対象者である地域の方を講師に迎え学生を対象とした「さんさの笛講座」を実施した。本講座は、6月14日（金）から8月2日（金）までの間に15回開催され、毎回6～10人の学生が参加した。学生は、講座を通して笛の演奏を学ぶとともに地域の方々と交流を図ることができた。

1-4 地方自治体等との連携による社会貢献活動の推進

1-4-1 本学が実施可能な出張講義について、ホームページで広報するとともに、「いわての師匠派遣事業」や地方自治体、学校からの出張講義等の依頼に対して積極的に対応していく。

（対応及び成果等）

- ・ 今年度も昨年に続き、いわて未来づくり機構・復興教育作業部会「いわての師匠」派遣事業の派遣実施機関として参加した。今年度の依頼はなかったが、依頼があった際には積極的に対応していくこととしている。
- ・ 今年度は宮古市立新里中学校、宮古市立崎山中学校、花巻市立花巻中学校の3校のキャリア教育としての受入を行った。前年度にプログラムの改変を行い、体験型学習をメインに行った。3校とも非常に高い満足度であった。

1-5 大学間で連携した活動の検討

1-5-1 昨年度発足した医療（看護）検討部会（「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」の地域との連携による人材育成推進ワーキンググループ内の1部会）の看護大学ネットワークを通して、大学間連携の基盤作りに取り組む。

（対応及び成果等）

「いわての師匠派遣事業」への参加を通して岩手大学との連携を深めたが、次のステップであ

る大学間連携による事業実施には至っていない。

1-6 産業界と連携した社会貢献活動の検討

1-6-1 地域の産業界の本学に関連すると考えられる教育ニーズを把握し、連携した実施が可能かどうかについての検討を進める。

(対応及び成果等)

いわて高等教育コンソーシアム単位互換・高大連携推進委員会の令和6年度活動事業である単位互換の推進、遠隔講義の活用、高校生向け分野別講義の実施、ウィンターセッションの実施、大学進学率の向上の取組等到大沼教授が委員として参画した。

1-7 公的機関の諸行政への専門的知見を活かした協力

1-7-1 教員の持つ専門的知見を活かし、地方自治体等の各種の委員会に委員などとして協力していく。

(対応及び成果等)

教員個々が地方自治体等の各種委員会の委員等として協力しているが、地域貢献・国際交流委員会としてその詳細を把握していない。次年度は、事務局とも連携し現状把握に努めることとしたい。

2-1 本学の社会的貢献活動のHPによる発信

2-1-1 出張講義・公開講座・スキルアッププログラム（仮称）等のテーマ及び内容を、これまでの実績とともにホームページを通して積極的に発信していく。

(対応及び成果等)

出張講義、・公開講座、・スキルアップセミナーについての実施状況等の情報を、逐次ホームページやSNSを通じて発信した。

2-2 マスメディアへの情報発信

2-2-1 公開講座や教職員・学生の社会貢献活動についての情報を地域のマスメディアに適時発信するとともに、ホームページやSNSを通じて発信する。

(対応及び成果等)

- ・ 公開講座を大学祭と同日開催とすることにより、大学祭による広報に留まらず地域のマスメディアでの報道、大学ホームページやSNSを通じた広報など、複合的な広報活動に繋がった。
- ・ 教員個人による社会貢献活動については、今年度から教員が作成・提出する「地域貢献活動掲載依頼書」を基に整理・調整の上、大学のホームページやSNSを通して当該活動の情報を発信した。

3-1 社会貢献活動の推進のための学内推進体制の充実

3-1-1 社会貢献活動の3本柱である出張講義、公開講座、スキルアッププログラム（仮称）のスムーズな運営のために、地域貢献事業に関する規程の新設を検討する。

(対応及び成果等)

今年度は、新たに目的・定義・事業内容等を定めた「岩手保健医療大学地域貢献事業規程」を整備した。これに伴い「スキルアッププログラム」を「スキルアップセミナー」へと改称し、「岩手保健医療大学スキルアップセミナー要項」を制定した。

3-1-2 地域貢献に関する業務は、当面、関連する事務局各課がそれぞれの業務範囲の中で支援し

ていく。また、内容によっては、学生の協力を得る方策を検討する。

(対応及び成果等)

地域貢献・国際交流委員会を支援する事務体制は、現状においては十分ではないが、次年度(令和7年度)から総務課長が構成員に加わり、庶務担当部門と協力した体制を整備する。

3-1-3 引続き、大学の設立の趣旨の実現と大学の知名度を上げるための地域貢献・国際交流委員会の活動状況を理事会等に報告し、助言及び支援を得ながらその充実に努める。

(対応及び成果等)

地域貢献担当理事は、地域貢献・国際交流委員会が行う諸活動について、適宜必要に応じた助言等を行った。

5) 管理・運営

1-1 理事会機能の充実

1-1-1 令和7年4月に施行される改正私立学校法に基づき、本法人の寄附行為を変更することとし、役員・評議員の構成や法人の意思決定、監査体制の充実等についての検討を進め、本年度中に文部科学省に対し寄附行為変更認可申請を行う。

(対応及び成果等)

- ・ 役員・評議員の構成や法人の意思決定、監査体制の充実等についての検討を進め、令和6年8月1日付で文部科学省に対して寄附行為変更認可申請を行い、同年10月18日付で認可された。なお、理事2人(うち1人は理事長)から、一身上の都合により、令和7年2月22日付及び3月12日付で辞任の申出があり、同年3月26日の理事会において後任の理事2人を選任するとともに、新たな理事長を選任し、理事会が遅滞なく機能するよう対処した。

1-1-2 各理事は、「学校法人二戸学園理事の主管業務に関する内規」に基づき、理事会において提示した職務計画に基づき具体的な活動を行う。

(対応及び成果等)

各理事は、理事会において提示した職務計画に基づき具体的な活動を実施しており、令和6年5月29日に開催された理事会において令和5年度の「理事の主管職務に関する実施状況」について報告した。

1-2 運営協議会の効率的な運営と権限の明確化

1-2-1 運営協議会の構成員は、協議会の設置趣旨(理事サイドと教学サイドの意思疎通、情報の共有、理事会等の事前調整)に沿って、適切な調整等の役割を果たしていく。

(対応及び成果等)

運営協議会は、本会議の設置趣旨・役割に基づき、理事会の事前調整や教学サイドとの情報共有に努め、法人運営や大学運営への積極的な助言を行った。なお、開催回数や開催時期については、法人運営の円滑化や質を高めていく観点から柔軟に対応していくこととしている。

1-3 評議員会機能の強化

1-3-1 評議員会は、理事会の諮問機関としての位置付けに加え、理事会の監視・牽制機能等を強化するとともに、理事選任機関として理事の選任、改正私立学校法の改正趣旨(幅広い分野の人材、年齢構成等)に沿った評議員の選任についての検討を進める。

(対応及び成果等)

評議員会は、諮問事項に対して適切な対応を行うとともに、法人運営全般について適切な監

視・牽制機能を果たした。また、理事、評議員の交代に際しては、バランスの取れた幅広い分野の人材と年齢構成となるような人選を行うとともに、理事会選任事案については評議員会として適切な意見を述べた。

1-4 監事機能の強化

- 1-4-1 「学校法人二戸学園監事監査基準」及び私立学校法の改正趣旨を踏まえて、監事の独立性と公正性の確保及び重層的な監査体制の構築に努め、評議員会とともに法人運営に関しての「監視・監督の役割」を担う。

(対応及び成果等)

監事は、「監事監査基準」に則り、独立したチェック機関として理事会及び評議員会に出席して適時に意見を述べるなど、法人の健全な運営と社会的責任に応えるべく機能を果たした。

- 1-4-2 「学校法人二戸学園理事の主管業務に関する内規」に基づき、各理事が提示した職務計画の実績について適切に評価し、その結果を理事会に報告する。

(対応及び成果等)

監事は、「学校法人二戸学園理事の主管業務に関する内規」に基づき、令和5年度の各理事の職務の履行状況を確認し、令和6年7月17日開催の理事会において評価結果を報告した。

- 1-4-3 「年度監査計画」に基づき監査の視点等に留意した監査を実施することとし、監査結果が各業務の改善に結びつくよう努める。

(対応及び成果等)

監事は、監査計画に基づいて内部監査室と連携して監査を実施し、業務監査の結果を監事監査報告書として取りまとめ理事会及び評議員会に報告するとともに、関係部署に改善の方向性を指示した。なお、今年度（令和6年度）の業務監査は、令和6年11月に「学生確保のための広報活動状況」及び「地域との交流と貢献活動の状況」について実施し、令和7年1月の理事会、評議員会に報告した。

- 1-4-4 監事、会計監査人、内部監査室による三様監査により、会計監査の質の向上に努める。

(対応及び成果等)

三様監査は、監事、公認会計士及び内部監査室によるそれぞれの会計監査の結果を基に、情報交換と課題の共有化等を図り、会計処理等の適切性の向上に努めた。

1-5 法人運営調整会議の設置

- 1-5-1 理事長、学長、常務理事、事務局長等を構成員とする「法人運営調整会議」においては、引続き、法人運営や教学事項の情報の共有化を図り、理事会等の議事案件の整理、方向性についての検討を行うとともに、必要に応じ教授会や事務局に対し、対応策の検討を求めている。

(対応及び成果等)

理事長、学長、常務理事、事務局長等を構成員とする「法人運営調整会議」は、法人運営、

教学に係る情報の共有化を図り、法人及び大学運営の基本方針等を協議するとともに、理事会を始めとした主要会議の議事調整等を行った。

1-6 その他

- 1-6-1 令和7年度からの寄附行為の変更に伴い、改正が必要な既存規程及び新たに必要となる規程の整備について検討し、遅滞なく理事会、評議員に議案提示の上決定していく。

(対応及び成果等)

私立学校法改正に伴う寄附行為変更等に伴い、「内部統制システム整備の基本方針」及び「学校法人二戸学園評議員会運営規程」の新設及び寄附行為変更に関連する7つの諸規程等の改定案を作成し、令和7年1月29日に開催された理事会・評議員会に諮り、令和7年4月1日から施行することとした。

2-1 法人の運営方針等の共有

- 2-1-1 法人に所属する教職員が本法人の運営方針等を共有するため、理事長、理事、学長と教職員との意見交換の場の設定を検討する。

(対応及び成果等)

今年度は、理事長、理事、学長と教職員との意見交換は実施できなかったが、議事録をファイルサーバーにアップし、法人運営等の情報共有を図った。

3-1 コンプライアンス関連規程の整備と周知

- 3-1-1 役員は「学校法人二戸学園役員行動規範」「学校法人二戸学園理事の内部規律に関する規程」を遵守し、適切な活動に努める。

(対応及び成果等)

役員は「学校法人二戸学園役員行動規範」「学校法人二戸学園理事の内部規律に関する規程」を遵守し、法人運営に係る適切な活動に努めた。

- 3-1-2 教職員等に対して「役員及び教職員の行動規範」や「倫理規程等のコンプライアンス関連規程」及び関係図を配付して、コンプライアンス意識の徹底を図る。

(対応及び成果等)

役員及び教職員に係る行動規範や倫理規程等のコンプライアンスに関連する規程は、法人のファイルサーバーに掲載し、役員、教職員がいつでも閲覧できるよう整備している。

- 3-1-3 コンプライアンスの重要性の認識を高めるため、関連規程をホームページに掲載し、周知の徹底を図るとともに、関連する研修会の開催を検討する。

(対応及び成果等)

コンプライアンス関係のSD研修として、令和7年2月に全教職員を対象にしたハラスメント防止に関する研修会を開催した。

3-2 利益相反マネジメントの強化

- 3-2-1 本年度も、利益相反マネジメント規程及び実施細則に基づき、役員及び教職員全員が利益相反に関する報告書を提出し、法人倫理委員会の評価を基に理事会において適切に対処していく。また、監事は本規程の遵守状況についての監査を実施し、理事会に報告する。

(対応及び成果等)

利益相反マネジメント規程に基づき、役員及び教職員全員から個々の利益相反に関する報告書が提出され、法人倫理委員会がその結果を確認・整理し、理事会に報告した。

3-3 ハラスメント対策の強化

- 3-3-1 「ハラスメントの防止等に関するガイドライン及び相談員対応指針」を全教職員、学生に対して周知徹底を図り、事案が生じた場合は「ハラスメント防止対策委員会」を中心に適切に対処していく。

(対応及び成果等)

ハラスメントの防止については、ハラスメント相談員の配置及び防止対応組織を整備するとともに、「ハラスメント防止・対応ハンドブック」を作成し、教職員及び学生に配付している。

- 3-3-2 昨年度、ハラスメント防止対策委員会とFD委員会が協働して教職員を対象としたハラスメントに関する研修会を実施したが、今年度は学生を対象とした研修会の開催を検討する。

(対応及び成果等)

ハラスメント防止対策委員会とFD委員会が協働し、令和7年2月、昨年度に引き続き教職員を対象とした「教職員間のハラスメントの防止と対応－発生の背景を事例から考える－」と題した研修会を開催した。なお、学生向けの研修会については今後検討することとしている。

- 3-3-3 今年度も、一昨年作成した「ハラスメント防止・対応ハンドブック」を教職員、学生に配付し、ハラスメント意識の向上と防止に努める。

(対応及び成果等)

今年度新規採用の教職員及び新入生に関しては、「ハラスメント防止・対応ハンドブック」を配付し、要点の解説を行った。

3-4 公益通報についての周知

- 3-4-1 公益通報制度の背景や目的を明示した上で、通報窓口を含めた公益通報に関する規程と他の規程との関係性を整理し、職員への周知徹底を図る。

(対応及び成果等)

公益通報に関する規程は整備済みであるが、他のコンプライアンス関連規程との関係性は整理中である。

4-1 リスク管理体制の見直し

- 4-1-1 資金決済面でのリスク回避については、帳簿上のチェックを今後も定期的の実施する。また、経理処理に当たっては、資金払出担当者とシステム入力担当者を分離し、相互チェックによるリスク回避に努める。

(対応及び成果等)

会計面では、現有預金高と帳簿を複数の職員で定期的にダブルチェックを行い、リスクの回避を実施している。また、経理処理に当たっては、資金払出担当者と会計システム入力担当者を分離し、相互チェックによりリスクの回避を図っている。

- 4-1-2 規程の整備が必要と考えられる災害や情報漏洩等のリスクを洗い出し、他大学の例も参考に対応体制を含めた規程整備について検討する。

(対応及び成果等)

それぞれのリスク内容に応じた連絡体制などの最小限の体制整備は行っているが、規程整備を含めた体系的な整備には至らなかった。

4-2 想定される危機への対応策の整備

- 4-2-1 さまざまな危機管理対応を目的として設置している危機管理本部会議においては、新型コロナウイルス感染症を中心に対応してきたが、他の危機管理対応（防犯、防災等）についても、引き続き、関連委員会と連携して適時適切に対応していく。

(対応及び成果等)

- ・ 防犯、防災等の危機管理対応については、防火防災・環境保全委員会が中心となり、新年度のガイダンスにおいて災害や急変対応時に使用するポケットマニュアルや講義室、男女更衣室に緊急コール装置を設置していること等について各学年に周知を徹底した。また、QRコードを用いて簡便に携帯電話にアクセスできるよう対応した。
- ・ 新型コロナウイルスを含めた感染症情報について、流行情報発信時や実習前に感染対策の徹底を繰返し啓発した。
- ・ 教職員向けに整備している緊急連絡網の実際性を確認するため、教職員が適時に返信するか等の訓練を実施した。

- 4-2-2 新型コロナウイルス感染症対策以外の他のリスクについても一定の対応マニュアルを作成しているが、実態とマニュアルについて現実的な視点からチェックを行い、不断の見直しに努める。

(対応及び成果等)

防火防災・環境保全委員会では、教職員向けに作成した感染対策マニュアル、災害対策マニュアル、防犯関連マニュアルについて、教職員のみならず学生版マニュアルを作成し、啓発に努めている。また、避難訓練や防犯に関する訓練については、マニュアルに即したSD研修会を開催し、研修参加者の意見を基に、さらに実効性のあるマニュアルとするための見直しを行った。

- 4-2-3 引き続き、危機管理（感染管理、防災、救急救命、防犯等）に関する講習会、訓練を定期的に実施する。

(対応及び成果等)

防火防災・環境保全委員会が中心となり、4月に1、2年生及び新入職者を主に対象とした避難訓練、防災訓練を実施した。6月には感染に関するSD研修会、8月には盛岡市シェイクアウト

ト、9月には防犯に関するSD研修会、令和7年2月には災害対策マニュアルに沿った災害初期対応研修会を実施した。その他、教職員を対象にした緊急連絡網訓練や安否確認連絡システムを用いた訓練を実施するとともに、教職員、学生を対象とした一斉合同訓練を実施した。

- 4-3-1 想定外の危機が発生した場合は、他大学の例や国・地方自治体の対応方針等の情報収集を行い、危機管理本部において速やかに本学としての対応策を検討し、職員及び学生に周知する。

(対応及び成果等)

想定外の危機事案が発生した場合の対応として、公共団体や近隣大学の対応状況等の情報収集に努め、その結果を参考に危機管理本部において速やかに本学としての対応案を検討し、学生、教職員への周知・徹底を図っている。

5-1 現業務体制の検証と見直し

- 5-1-1 新たに発生する業務等の現状を踏まえ、事務局各課内及び各課間の業務の洗出しと分担について不断の見直しを行い、業務の停滞や遺漏が生じないように努めていく。

(対応及び成果等)

新たに発生した業務等（育児休業等を含む。）の現状を踏まえ、各課が連携し、事務分掌を再確認しながら適切な業務を遂行した。

5-2 業務内容及び人員配置の継続的見直し

- 5-2-1 現状の各課の業務について、合理化の可能性と無駄の排除等の検討を行い、効率的な業務運営について引続き取組む。

(対応及び成果等)

各課において現状の事務分掌を再確認し、適切な業務分担と相互フォローアップができる体制を構築している。

- 5-2-2 業務内容を見直して効率化を図るとともに、財務状況にも留意しつつ、質の高い法人運営と教育支援を行っていくための適切な人員配置を行う。

(対応及び成果等)

限られた人員の下で業務の見直しや効率化に努め、課を超えた協力体制を構築することにより、法人の運営事務及び教育支援に係る業務を行った。

5-3 専門性の高い人材の採用

- 5-3-1 専門性の高い人材の登用が困難な状況の中、事務局内の情報共有やOJTを通して業務能力の向上に努める。

(対応及び成果等)

専門性の高い人材の登用が困難な状況の中、情報分野の優秀な人材を確保することができた。また、事務局内の情報共有やOJTを通して業務力の向上に務めた。

5-4 将来を見据えた事務職員体制の整備

5-4-1 引続き、将来を見据えた本法人の安定的な運営と継続性を担保するため、若手事務職員の育成に留意した運営を心掛ける。

(対応及び成果等)

教職協働や事務機能の充実を図るため、将来を担う若手職員の育成に注力した。

5-5 人事考課制度の実施と活用

5-5-1 一昨年度策定した「事務職員の人事評価」を通じて、幹部職員が職員の業務目標や課題を把握し、業務改善や適切な職員配置、職員の資質の向上に繋げていくことにより、事務業務の質的向上を目指す。

(対応及び成果等)

令和5年度に策定した「事務職員の人事評価」を今年度から運用し、事務改善や適切な職員配置、職員の資質向上に繋げていくとともに、事務業務の質の向上を目指した。

6-1 効率的な事務体制の構築

6-1-1 定期的を開催している若手事務職員による「事務連絡会」の議事内容について、幹部職員を構成員とする「連絡調整会議」においても情報を共有し、適時適切に必要な対応を行う。

(対応及び成果等)

定期的に若手職員による「事務職員会議」が行われており、各課における現状と課題の共有化を図っている。また、当会議での課題等を幹部教職員で構成する「連絡調整会議」でも共有し、必要な改善に繋がった。

6-1-2 学長、事務局長、各課長及び常務理事等による「連絡調整会議」（毎週開催）を開催し、教学・管理運営面の情報を共有するとともに、諸課題について協議・方針を決定し、関係部署や委員会等に方向性を示すことにより、大学の適切な運営に資する。

(対応及び成果等)

原則として、第2木曜日及び第4木曜日に「連絡調整会議」を開催し、教学と管理運営との情報を共有するとともに、足下の諸課題について協議・方針を決定し、関係部署や関係委員会等に伝達することにより適時的確な対応を行っている。

7-1 自己点検評価委員会による検証評価

7-1-1 自己点検評価委員会は、今後とも学内に設置する各種の委員会の活動目標・内容の現状や大学機関別認証評価の評価結果、評価の視点に留意し、必要な改善を関係委員会や事務局に要請していく。

(対応及び成果等)

自己点検評価委員会は、教学に関する中期計画との整合性にも留意し現状を整理した上で、必要な改善を関係委員会や事務部門に要請している。また、次期の大学機関別認証評価の受審等に備える意味でも、今後ともその活動を活発化していく。

7-2 各委員会の所掌事項の見直し

7-2-1 引続き、各委員会の所掌内容や活動状況の検証を行い、必要に応じ所管事項等の見直し等を行う。

(対応及び成果等)

各委員会の所掌事項について、各規程との整合性、新たな事項や不要な事項の検証等を行った結果、現時点で見直しの必要性はないことを確認した。

7-3 委員会運営の効率化

7-3-1 委員会間の連携・協力を高め、相互に関係する事案についての情報を共有することにより、教授会機能の強化と合理化に努める。

(対応及び成果等)

昨年同様に中期計画の方向性に沿って各委員会機能の充実に努めるとともに、教授会において関連する事案についての情報を共有し、メンバーの多様な意見も聴きつつ教授会機能の強化に努めた。

7-3-2 引続き、各委員会における運営方法、資料の削減、簡素化等の効率化に努めていく。

(対応及び成果等)

教授会資料のPDF化を図るとともに、各委員会において、運営方法、資料の削減、簡素化等の効率化に努めた。

8-1 現行の給与規程改正の検討

8-1-1 各職員の経験や年齢のほか、将来の人生設計にも配慮した給与体系となるよう、現行給与規程の見直しを検討する。

(対応及び成果等)

給与制度の見直しについては、周辺状況や本法人の財務状況を勘案しながら、引続き検討することとした。

9-1 職員の能力向上とモチベーションの向上に繋がる取組の推進

9-1-1 OJT (On the Job Training) を中心として職員能力の向上に努めるとともに、各管理職のこれまでの経験をベースにした職員向けの研修会を検討する。

(対応及び成果等)

各課内において情報共有やOJTを中心として、各職員の能力向上に努めた。

9-1-2 新型コロナウイルスの影響は収束に向かいつつあるものの、一部の関連機関が実施する各種の説明会や研修がオンライン形式のものとなっており、これらの研修等がこれまでどおりの対面形式で実施される場合は、積極的な参加を促す。また、当該研修に参加した職員による不参加の職員を対象とした還元研修を実施する。

(対応及び成果等)

- ・ 令和6年度においては、外部関係機関が実施する次の説明会等に参加した。

第 13 次退職金掛金率説明会及び講演会（7 月）、第 1 回私学共済事務担当者研修会（8 月）、私学事業団令和 6 年度助成部相談会・説明会（8 月）、令和 6 年度私立大学協会東北支部事務研修会（9 月）、私学退職金財団新システム利用説明会（9 月）、年末調整事務における定額減税処理説明会（11 月）、日本私立看護系大学協会研修会（合理的配慮）（1 月）

- ・ 当該研修に参加した職員による不参加の職員を対象とした還元研修については、今年度は実施できなかったが、会議資料に適切な注釈を加え関係者に周知した。

9-2 全教職員が参加する SD の充実

9-2-1 新型コロナウイルス感染症の影響で FD・SD 研修会の開催は制限的であったが、本年度はオンライン開催も含め、定期的、計画的に開催できるよう検討する。

（対応及び成果等）

FD 委員会を中心として、対面、オンデマンド併用形式により次のような研修を行った。

＜令和 6 年度 FD・SD 研修会＞

- ・ 教員相互の授業参観（令和 6.4.18）
- ・ 病院における感染対策の現状（令和 6.6.24）
- ・ 護身術を身につける（令和 6.9.6）
- ・ 発達障害のある学生への合理的配慮（令和 6.9.19）
- ・ 大学教員としての研究及びその社会還元と科研費（令和 6.9.19）
- ・ 教員相互の授業参観（令和 6.10.9）
- ・ 教員相互の授業参観（令和 6.10.25）
- ・ 豊かな看護教育を創る授業リフレクション（令和 6.12.23）
- ・ 教職員間のハラスメントの防止と対応（令和 7.2.19）
- ・ 防災訓練（アクションカード実地訓練）（令和 7.2.21）
- ・ 研究倫理を考える出発点としての「ヘルシンキ宣言」を学ぶ（令和 7.3.19）

9-3 若手職員の資質向上

9-3-1 将来を担う若手職員の資質の向上のため、外部研修の情報を収集し、必要な研修に積極的な参加を促す。

（対応及び成果等）

令和 6 年度においては、外部関係機関が実施する次の研修会等に参加した。

令和 6 年度私学共済事務担当者研修会（8 月）、令和 6 年度私立大学協会東北支部事務研修会（9 月）、日本私立看護系大学協会研修会（1 月）

10-1 持続性のある体系的広報活動の展開

10-1-1 ホームページを更新しさらなる掲載内容の充実に努めるとともに、大学案内等の各種の広報関連資料とも連動した統一感のあるものとなるよう努める。

（対応及び成果等）

ホームページについては、より魅力的な内容にすることや、大学案内（ガイド）等との整合性と統一感のあるものとするため、大学案内作成業者に作成委託することとし、大幅改正に向けた

作業を進め、令和 6 年 7 月にリニューアルした。

10-2 広報活動の目的・ターゲットの明確化

10-2-1 受験生が本学を知るきっかけであるホームページ及び入学動機となっているオープンキャンパスをさらに充実させるとともに、高校訪問や「進路指導教員懇談会」の充実を図る。

(対応及び成果等)

- ・ オープンキャンパスは開催回数を昨年度から継続して 5 回開催した。
- ・ 高校訪問については、教員 2 名体制で 6 月～8 月を中心に 26 校に対して計画的に実施した。
- ・ 一昨年度から実施している高校の進路指導教員を対象にした「進路指導教員懇談会」を実施時期を再検討して対応した結果、8 校の参加を得た。また、より充実した懇談会となるようプログラム内容等について検討した。

10-3 オープンキャンパス・大学祭をととした大学認知度の向上

10-3-1 オープンキャンパスの回数を昨年から増やしたことの効果があったことからさらなる充実に努める。また、大学祭については、プログラム内容の見直し、認知度の向上に努める。

(対応及び成果等)

大学祭とオープンキャンパスを同日開催したことにより、集客率を高めることに繋がった。またオープンキャンパスは、全部で 5 回開催し、各プログラムの時間配分を見直したことにより、看護体験もユニークな内容で実施することができた。オープンキャンパスは、以前よりも受験生の保証人の参加も多くなってきており、大学の認知度を高める良い機会になっているものと判断している。

10-4 地域の行事・活動への積極的な参加

10-4-1 「さんさ踊り」への参加は、本学の認知度を上げる機会として今後とも継続していく。また、他の地域行事への参加やボランティア活動についても学生の意見を聴きながら実現できるよう努める。

(対応及び成果等)

令和 6 年 8 月に開催された「盛岡さんさ踊り」に、過去最多の学生・教職員有志 77 人が参加し、本学の認知度向上に努めた。

10-5 公開講座をととした大学認知度の向上

10-5-1 広く地域社会への認知度を高めていくため、社会状況や地域の関心事に焦点を当てた公開講座の開催等、社会的活動の充実について検討する。

(対応及び成果等)

医療従事者、一般市民を対象とした公開講座「よりよく生きるために考えておきたいこと～ゲームを通して、自分を再発見してみましよう～」を実施した。実施に当たっては、対面と Zoom を活用したハイブリッド方式で行い、対面 30 人、Zoom 35 人、サテライト 56 人、合計 121 人

の参加を得た。講座終了後のアンケート調査では参加者の満足度は高い結果が出ており、次年度も引続き社会的関心度の高いテーマを設定し実施することとした。

10-6 大学HP（ホームページ）を通した大学認知度の向上

10-6-1 大学行事や学生の活動、教員の研究活動等をホームページを中心に魅力的に発信するとともに、地域のメディアにも紹介し、取上げてもらうような働きかけも行う。

（対応及び成果等）

大学行事や学生の活動、社会的関心の高い研究活動等をホームページを中心に魅力的に発信することに努めた。地域のメディアにも紹介し、取上げてもらうような働きかけた結果、昨年度に続き、さんさ踊りの練習風景や当日の演技が放送された。またナーシングブレッジについても独自のセレモニーとして放送された。

11-1 学生確保につながる有効な広報活動の展開

11-1-1 本学の広報活動について、進学情報機関へのヒアリングや在学生を対象としたアンケート等により、広報手段の効果測定に基づく重点化に努める。

（対応及び成果等）

本学の広報活動の在り方について、進学情報機関からのヒアリングを実施し、さまざまな知見を得ることができた。なお、本年度も在学生を対象としたアンケート等はできなかったが、次年度は5月に新入生を対象に実施し、その結果も参考に広報の在り方等についての検証を進めることとしている。

11-2 高等学校訪問、進学相談会をととした広報の展開

11-2-1 高校訪問、進学相談会等の内容の充実にも努めるとともに、それぞれの効果を検証し、広報活動のレベルをさらに高めていく。

（対応及び成果等）

これまでの検証から、受験生との直接的な対面機会を増やすことが、入学志願者の確保に一定の効果があることが分かってきており、本年度も、高校訪問、高校の進路指導教員との接触、進学相談会等における面談、オープンキャンパスなどを適切に組合せて展開した。

11-2-2 「進路指導教員懇談会」について時期・回数等についてさらに検討し、その内容の充実を図り、志願者増に繋げていく。

（対応及び成果等）

【前記 10-2-1 を参照】

11-3 広報活動への在学生の協力

11-3-1 昨年度も新型コロナウイルスの感染状況等から、在学生を同伴した学校訪問は見合わせた。本年度は新型コロナウイルスの状況を見極めつつ、在学生の協力を得た出身校への訪問活動を検討する。

（対応及び成果等）

新型コロナウイルス感染症は 5 類に移行したとはいえ、高校側の受入れに難しさもあり、本年度も在学生と一緒に出身校への訪問活動は行わなかった。次年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見極めつつ実施したいと考えている。

6) 財務会計

1-1 志願者・学生の確保

1-1-1 学生確保に向けて、

- ア、高等学校との連携を強化するため、時宜を得た進路指導教員との懇談会の開催、
 - イ、大学の進学に関する現況や本学にとって有効な広報手段等を把握するため、教育事業関連会社からの情報収集、
 - ウ、ホームページの充実に加え、Web 媒体を活用した広報に力点を置く、
- などの広報活動を展開する。

(対応及び成果等)

- ・ 毎月、広報ワーキングを開催して学生確保のための方策を検討し、オープンキャンパスを年 5 回（6 月、7 月、9 月、10 月、3 月）実施した。
- ・ 「進路指導教員懇談会」（8 校参加）を開催し、本学の教育の PR ポイントを説明して理解を深めるとともに、それぞれの学校の進学動向などの情報を収集した。また、今年度は「高校教諭対象の入試説明会」に初参加するとともに、高校企画の進学相談会に参加するなどの新たな取組を行った。
- ・ 指定校推薦制度や特待生制度などの新たな制度を取り入れた結果、令和 6 年度の入学者は定員には届かなかったものの 77 人の学生を確保することができた。
- ・ 今後は、上記のような結果を受け、学生確保の有効性が確認されている高校生や保護者、高校の進路指導教員などとの直接的な接触機会を増やす取組に力を入れていくこととした。

1-1-2 引続き、感染対策を施しながら対面での受験生等との接触（進学説明会やオープンキャンパスなど）の機会を作る。

(対応及び成果等)

本年度も、適切な感染対策を講じながら、オープンキャンパスや進学相談会など対面での広報活動に努めた。また、進学情報機関等からの情報収集を行い、ホームページや大学案内などを刷新し、本学の特色や魅力を発信していくことに力を入れた。

1-2 人件費の抑制

1-2-1 固定経費である人件費比率は、依然高い状況にある。看護系教員の給与水準は、全国的に高い状況（学部等設置時の教員確保）が続いているが、人事異動のタイミングを捉えて教員の年齢構成の適正化等に努め、中長期的な視点で人件費の抑制を図っていく。

(対応及び成果等)

今年度においても人件費率は依然高水準で推移しており、今後の人事異動による新規採用時の適切な給与設定などについて検討を進めることとしている。

〔参考〕大学部門における人件費率の推移

令和3年度：61.2% 令和4年度：70.9% 令和5年度：71.0% 令和6年度：64.9%

1-2-2 教員については、これまで教育体制維持の観点から現給保障を基本にした給与決定が行ってきたが、今後は、教育体制の整備状況に留意しつつ、新たな採用者から既存の給与表に基づく適切な給与決定を行う。

（対応及び成果等）

前記1-2-1の対応内容を参照】

1-3 質の高い教育を展開するための財源の安定化

1-3-1 経常費補助金の支給開始年度である令和3年度から、教育研究経費と管理経費の区分の見直しを行ったが、引続き説明可能な範囲で各費目の見直しを行い、教育研究経費比率が高まるよう努める。

（対応及び成果等）

教育研究経費比率は、年度により変動が大きい「奨学費」を含んでいることから、一概に言えないが、令和3年度以降、徐々にその比率が高まってきている。

〔参考〕大学部門における教育研究経費比率の推移

令和3年度：25.3% 令和4年度：26.9% 令和5年度：28.2% 令和6年度：26.7%

2-1 競争的外部資金の強化

2-1-1 科学研究費補助金の獲得に向け、引続き関連するFD研修会の実施及び申請書作成の支援等の取組を行う。また、科学研究費補助金以外の外部資金に関する情報を収集し、速やかに教員に提供し資金獲得に向けた支援を充実させる。

（対応及び成果等）

今年度も科研費に係るFD研修を開催するとともに、会計課において申請書作成支援を行った。また、科研費を始めとした外部資金に関する情報を収集して、教員に逐次提供した。

〔参考1〕教員によるFD研修会

- ・令和3年度：3年8月6日開催 テーマ「科学研究費補助金獲得に向けて」
- ・令和4年度：4年8月5日開催 テーマ「大学教員としての研究及びその社会還元と科研費」
- ・令和5年度：5年8月10日開催 テーマ「大学教員としての研究及びその社会還元と科研費」
- ・令和6年度：6年9月19日開催 テーマ「大学教員としての研究及びその社会還元と科研費」

〔参考2〕科研費獲得状況

令和3年度：9,401千円 令和4年度：9,841千円 令和5年度：11,908千円
令和6年度：6,483千円

3-1 経常費補助金獲得の強化

- 3-1-1 経常費補助金の算定基準等の修得に努め、より多くの補助金が獲得できるよう予算配分等を含めて検討していく。特に補助金算定に影響する入学定員や収容定員充足率、教育研究経費比率等の状況については、常に留意して大学運営を行う。

(対応及び成果等)

日本私立学校振興・共済事業団の指導を得ながら、経常費補助金の算定基準等の知見を深めた。また、より多くの補助金が獲得できるよう、経費按分等の考え方を検討した。

〔参考〕 経常費時補助金の受入状況

令和3年度：63,398千円 令和4年度：69,639千円 令和5年度：67,419千円
令和6年度：60,619千円

- 3-1-2 本学の現状においては、改革総合支援事業等の特別補助の交付要件を満たす状況にはないが、今後とも補助要項の変更等の情報に留意し、必要な改革に取り組んでいく。

(対応及び成果等)

一般補助金に加算される改革総合支援事業等の特別補助の採択要件を満たすことは、現状、本学においては困難なため、一般補助金についての算定基準等の諸要件を教職員に周知し、該当する要件を整えることによる増額に努めた。

4-1 教育研究水準の維持・向上のための設備備品・図書等の整備

- 4-1-1 新たな寄附金の創設について、他大学の例をさらに収集するとともに、本学の実態に合ったものとして理事会、教授会とともに検討を進めて行く。

(対応及び成果等)

本学の実態に即した寄附金募集形態や募集計画の策定等については、他大学の事例等を収集し、引続き検討を進める。

5-1 会計関係規程の整備

- 5-1-1 現状の会計関係の規程は、基本的な事項を中心に本学の実態に合ったものとして整備しているが、私立学校法改正等の制度改革に伴う会計基準の取扱いに変更があった場合等には、適切に現行規程の改正、新設等を行う。

(対応及び成果等)

現行の本法人の会計規程について、実務の実態と照らし合わせた結果、現時点で早急に見直さなければならない点は認められなかった。なお、私立学校法改正に伴い、令和7年4月以降、学校会計基準の根拠が私立学校振興助成法から私立学校法に移ることを受けて、当件に係る説明会が開催される予定であり、これらを通して新しい会計基準の情報収集に努めることとする。

5-2 会計処理基準との適合性の検証

- 5-2-1 現行の会計処理基準については、監事や会計監査人の意見を聴き、現時点において問題はないことを確認している。今後とも監事監査等により適切性を確保するとともに、指摘があれば、現行規程の改正等を含め、適切な対処を行う。なお、今般の「私立学校法の一部を改正する法律」に基づき、学校法人会計基準の根拠が私立学校振興助成法から私立学校法に移

ることから、学校法人会計規準の改正（令和7年度決算から適用）についての情報収集を行う。

（対応及び成果等）

現行の会計処理基準を検証した結果、不適合な点は認められなかった。前述のとおり、今後、学校会計基準が改正されることに伴い、現行の会計規程等を改正しなければならない事態や監事監査等により指摘があった場合は、監事や会計監査人の意見を聴き、適切に対処していく。

5-2-2 会計処理の公正性確保の観点から、内部監査室、監事とも協議し、会計処理の点検を徹底し、必要に応じ処理基準の見直しを行う。

（対応及び成果等）

【前記5-1-1及び5-2-1の対応内容を参照】

6-1 監事と内部監査室による会計監査の実施

6-1-1 今年度も引続き会計監査計画を策定し、監査結果を理事会に報告するとともに、関係部署に改善の方向性等を指示する。また、私立学校法の改正に伴う会計処理等についての変更点に関して、監事、事務局が改正後の円滑な移行等についての意見交換を行い、適切な対応ができるよう準備を進める。

（対応及び成果等）

監事は、監査計画に基づいて内部監査室と連携して監査を実施し、その結果を監査報告書として取りまとめて理事会及び評議員会に報告するとともに、関係部署に改善の方向性を指示した。なお、今年度の業務監査は「学生確保のための広報活動状況」及び「地域との交流と貢献活動の状況」について令和6年11月に実施し、その結果を令和7年1月に開催された理事会に報告した。

6-2 三様監査による、より充実した会計監査

6-2-1 引続き、監事、会計監査人、内部監査室による三様監査を実施するとともに、改正私立学校法に基づき、特に監査体制（監事の補助・内部監査、監事と会計監査人の連携、監事への内部通報等）への具体的な対応策を検討する。

（対応及び成果等）

三様監査は、監事、公認会計士及び内部監査室によるそれぞれの会計監査の結果を基に、情報交換と課題の共有化等を図り、会計処理等の適切性を高めるものとなっている。

7-1 大学の教育・研究を推進するために必要な設備・備品等の整備

7-1-1 学年進行に伴う備品等の整備については、教育・研究の質の維持と向上のため、適切な予算確保に努める。また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症等により実習等に係る経費を中心に弾力的な対応を行ってきたが、本年度も引続きこれらの状況を見極めつつ柔軟に対処していく。また、経年劣化している機器・備品も多く、これらの更新（機能性のアップも含む。）に当たっては、必要性の高いものから計画的に整備していく。

（対応及び成果等）

学年進行に伴う設備備品や図書の整備については、実習に必要な備品等も含め、その財源を確保して整備した。なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る必要な備品等の整備にも弾力的に対応した。また、経年劣化している機器・備品も散見されるようになってきているが、限られた財源の中で優先度合いが高い機器備品から更新等を図っていくこととした。

7-2 附属幼稚園の施設、設備・備品等の整備

7-2-1 質の高い魅力的な教育・保育活動が展開できるよう、引続き備品等の充実に努める。また、本年度開設する附属北上認定こども園については、開設時に整備した機器・備品に加え、本年の運営経過に応じて必要となった設備等の整備については柔軟な対応を行う。

(対応及び成果等)

教育・保育活動に必要な備品等については、適切に整備してきており、今後も引続き必要に応じた整備に努めていく。なお、令和6年4月、北上市に開設した認定こども園について、今年度以降も引続き、必要に応じた整備を進めていく。

7-3 その他の財務上必要な対応

7-3-1 施設整備拡充特定資産の積立（第2号基本金）については、今後、備品の経年劣化による更新、施設の補修、新たな機器・備品の整備等の必要性が想定されるため、本年度以降の中期的な財務状況を踏まえ、検討していく。

(対応及び成果等)

施設整備拡充特定資産の積立（第2号基本金）については、今後、備品の経年劣化による買替え、施設の補修、新たな機器備品の整備等の必要性が想定されるため、今後の中期的な財務状況を踏まえて検討していく。

7) 外部評価

1-1 大学の認証評価（機関認証）の受審

1-1-1 令和5年度の受審結果を受け、改善を要する点などの指摘に対し、教授会等とも連携し適切な対応を図る。

(対応及び成果等)

改善を要する点として指摘を受けた2点に対し、教授会及び理事会において審議し、日本高等教育評価機構に改善報告書を提出した。その結果、令和6年12月に「改善が認められた」との審査結果の通知を受けた。今後は、次期の受審に向けて、第4期認証評価の評価基準に加え、中央教育審議会答申（令和7年2月21日）も踏まえた検討を進めることとした。

1-2 看護教育評価の受審

1-2-1 看護教育評価の受審については、引続き情報収集に努め、受審年度について検討する。

(対応及び成果等)

看護教育評価の受審については、引続き情報収集に努めた。認証評価（機関認証）受審後に受審年度について検討しているが未だ受審校も少ないことから、まだ時期尚早と判断した。

3. 岩手保健医療大学附属幼稚園の取組

(1) 教育・保育内容の充実

本園の理念・方針に則り、着実に教育・保育内容の充実を進めるとともに、新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で、引続き、以下のような特色ある取組を推進し、地域社会の幼児教育及び保育に寄与することを目指した運営に努めた。

①外部講師の活用

外部講師による体育教室や英語教室等の特色あるプログラムにより、園児の健全な発育、発達に寄与した。

②教育手法の改善

教育・保育がより魅力的となるよう、定期的に開催する職員会議での職員相互の情報共有、園舎施設を有効に活用した教育方法等の検討を行った。また、若手職員の保育上の悩み相談への指導・助言を適宜行うとともに、園内研修等による危機管理や感染症等への対応、外部研修会等にも積極的に参加した。

③大学との連携

今年度は大学教員による研修等は実施しなかった。

(2) 園児の確保

①特色ある教育・保育の展開

- ・ 特色ある教育・保育として、体育教室・英語教室や、七夕祭り、夏祭り、ハロウィンなどの年中行事のほか、自園及び近隣の農園を活用した野菜栽培やサツマイモ等の植付け・収穫等の農業体験活動や介護老人保健施設への訪問活動を行った。
- ・ 一昨年度から実施している子育て支援事業については、今年度も園庭・園内施設開放の実施、親子ふれあい遊び・交流、読み聞かせ、育児相談、お楽しみ製作、外部講師による産前産後のヨガ教室、サンキャッチャー作り、ベビーマッサージなどのイベントを引続き開催した。

②効果的な広報活動の展開

特色ある教育・保育の紹介、園行事の紹介、動画の活用等によるホームページの充実に努めたほか、SNS、FaceBookの活用、ポスターの掲示・配布等、積極的な情報発信を行った。

③地域との交流の推進

卒園児や地域住民との交流の場として、夏祭り、お楽しみ会・お帰りの会、運動会、ハロウィンパレードなどの行事を開催した。また、介護老人保健施設への訪問については、同施設と実施方法、実施日等を十分に協議の上で実施した。

④口コミの活用

園施設の開放等による広報や周辺地域の幼児保育需要に関する情報収集を行い、入園紹介に努めたほか、二戸市が実施する子育て支援事業に参加し本園の魅力の発信に努めた。

(3) 運営体制の整備

①職員の資質の向上

先輩職員の指導を学び、実践に結び付けていく取組を進めるなど、若手職員のスキルアップに努めた。また、県が主催するキャリアアップ研修会等に積極的に参加させるとともに、若手職員

等を各行事の企画段階から積極的に参加させ、教育・保育の質の向上を図っている。

②柔軟な事務処理体制

教育・保育業務と並行して日常的な事務処理が円滑に進められるよう、OJT を中心に若手職員の業務配分を工夫するなどの柔軟な対応を行った。

③法人本部との連携強化

法人本部との連携強化に努め、園運営に必要な会計情報や公的手続き等の情報の報告・共有に努めた。また、法人運営調整会議に幼稚園長が北上認定こども園園長とともに参画（月 1 回）し、両園の連携強化に努めた。

（４）施設・整備の充実等

①園舎の増築と整備

園児の教育・保育に必要な設備等については、法人本部との事前協議を密にし、適切な整備に努めた。

②園舎の増築と整備

消防用設備等の点検を行うとともに、遊具等の設備についても安全性の観点から必要な保守点検を行った。また、園児の教育・保育に必要な設備・備品等の選定に当たっては、園児の安全性を最優先に行った。

③設備・備品の整備

施設・備品の整備等に当たっては、整備計画案を策定し、法人本部と十分な事前協議を行った。

④堀野字東側地区の園舎

堀野地区園舎の取壊し等の処分については未だ未調整であるが、自治体等との事前相談など、関係先と十分な協議・調整を図りながら進めることとしている。

4. 岩手保健医療大学附属北上認定こども園の取組

（１）教育・保育内容の充実

本園の理念・方針に則り、次の点に留意しつつ着実な教育・保育を進めた。

①教育手法の確立・改善

本園の理念・方針が教育・保育に対し着実に進むよう、定期的な職員会議の開催による職員相互の情報共有と教育・保育計画の確認と評価を行っている。また、若手職員の保育上の悩み相談への指導・助言、園内研修等によるヒヤリハット等の危機管理や感染症等に適切に対応した。さらに職員の知見を高めるため、外部研修会等に積極的に参加した。

②大学との連携

大学教員による園の教育・保育に関連する研修等は実施できなかったが、次年度には大学の保育園実習の受入が決定しており、これを契機として研修等の実施についても検討していくこととしている。

③外部講師の活用

外部講師によるキッズダンスやスイミング等の特色ある教育の実施により園児の運動能力の向上を目指した。また、英語教室の実施等、園児にとって新鮮でより身近に感じられる学習

をととして園児の健全な発育、発達に寄与した。

（２）園児の確保

①特色ある教育・保育の展開

- ・ 特色ある教育・保育として、体操教室、ダンス教室、英語教室、スイミングや、こいのぼり集会、七夕祭り、お月見会、運動会、クリスマス会などの年中行事のほか、青少年の家での自然体験活動や北上芸能まつりへの参加を行った。
- ・ 子育て支援事業については、のびのびランド（未就園児の親子教室）の開講、園庭開放、育児相談、一時預かり保育の実施などを行った。

②効果的な広報活動の展開

特色ある教育・保育の紹介、園行事の紹介、動画の活用等によるホームページの充実を図るとともに、施設見学や子育て支援事業（「ことわらない保育」）の紹介、北上市内の商業施設・公共施設へのガイド掲示等による積極的な情報発信に努めた。

③地域との交流の推進

地域行事への参加として、北上芸能まつりに３・４・５歳児がみこし披露パレードに参加した。また、未就園児の親子を園行事に招待するなど地域社会との交流を図った。北上駅前病院とは合同で避難訓練を行っているが、今後は、訪問交流会等の実施を検討することとしている。

（３）運営体制の整備

①職員の資質の向上

先輩職員の指導方法等を学び、実践に結び付けていく取組を進めるなど、若手職員のスキルアップに努めた。また、園長や研修会参加職員、外部講師による園内研修の実施、外部の各種研修会への参加等により、各職員の資質の向上に努めている。

②事務処理、教育・保育体制の確立

法人本部との連携強化に努め、園運営に必要な会計情報や公的手続き等の情報の報告・共有に努めた。また、法人運営調整会議に園長が二戸の幼稚園長とともに参画（月１回）し、両園の連携強化に努めた。さらに、教育・保育体制の充実のため、保育教諭の補充等の求人活動を積極的に行った。

（４）施設・設備の充実

①園舎、設備・備品の整備

開園に向けた必要な設備・備品等の整備は終えたが、園運営を進めていく上で、追加で整備の必要が生じた場合には、法人本部とも調整の上、適切に対応していく。

②園児の安全確保

消防用設備等の点検を行うとともに、園庭遊具等の設備についても安全性の観点から必要な保守点検を行った。また、園児の教育・保育に必要な設備・備品等の選定に当たっては園児の安全性を最優先に行った。

5. 文部科学省による大学設置等に係る調査等

(1) 大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政状況及び施設等整備状況調査

本調査は、大学等設置に係る寄附行為(変更)認可時の附帯事項等が確実に履行されているかを確認し、あわせて学校法人の経営の実態及び施設等の整備の進捗状況を把握し、学校法人の健全な経営の確保に必要な指導、助言を行うため実施されている。

調査は、認可以降の附帯事項等の履行状況、施設・整備の年次計画の実施状況、及び経営の実態(役員の就任状況などの管理運営面、資産・収支状況などの財政面)について行われており、その結果については、文部科学省大学設置・学校法人審議会学校法人分科会における審議を経て、文部科学省から公表、当該法人に通知されている。

本法人の平成29年度以降の実地調査等の結果は、以下のとおりであった。

(平成29年度－実地調査)

指摘事項－設置計画の変更に係る文部科学省への事前協議、常勤理事の配置、理事会の開催数の増、利益相反取引防止規程の制定、監査体制の明確化等

(平成30年度－実地調査)

指摘事項－設置計画の変更に係る文部科学省への事前協議、未整備規程の整備、監事監査の強化等

(令和元年度－実地調査)

指摘事項－設置計画の変更に係る文部科学省への事前協議、事務組織規程の見直し、利益相反マネジメント規程に係る運用細則の制定・周知、学生確保に係る中長期的な視点からの戦略的取組、経営基盤の安定確保、教育研究条件の充実向上等

(令和2年度－実地調査)

指摘事項－設置計画の変更に係る文部科学省への事前協議、今後の展望や方針を法人内において共有及び具体化方策の検討・実行、経営基盤の安定確保等

(令和3年度－書面調査) …大学院設置

指摘事項－経営基盤の安定確保、教育研究条件の充実向上、未整備規程の整備等

(令和4年度－書面調査) …大学院設置

指摘事項－教育研究の充実向上のための教育研究経費の充実・確保

(令和5年度－書面調査) …大学院設置

指摘事項等なし

上記の指摘事項等については、各年度において順次是正・改善に努め、指摘事項等については、理事会を中心に改善策等を検討し、法人、学校(本学及び本園)のさらなる充実発展に努めることとしている。

(2) 設置計画履行状況等調査

本調査は、大学等の設置認可時等における附帯事項及び授業科目の開設状況、教員組織の整備状況、その他の設置計画の履行状況について、大学等の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として実施されている。

調査は、認可以降の附帯事項等(指摘事項)に対する履行状況等、授業科目の概要、施設・設備の整備状況、既設大学等の状況及び教員組織の状況等について行われており、その結果については、

文部科学省大学設置・学校法人審議会大学設置分科会における審議を経て、文部科学省から公表、当該法人に通知されている。

本法人の平成29年度以降の調査結果は、以下のとおりであった。

(平成29年度－書面調査)

指摘事項－定年規程の適切な運用、教員組織編制の将来構想の策定・履行

(平成30年度－書面調査)

指摘事項等なし

(令和元年度－書面調査)

指摘事項等なし

(令和2年度－WEBによる面接調査)

指摘事項等なし

(令和3年度－書面調査) …大学院設置

指摘事項－定年規程の適切な運用、教員組織編制の将来構想の策定・履行

(令和4年度－書面調査) …大学院設置

指摘事項－定年規程の適切な運用、教員組織編制の将来構想の策定・履行

上記の指摘事項等については、各年度において順次是正・改善に努め、指摘事項等については、理事会及び教授会を中心に改善策等を検討し、本学のさらなる充実発展に努めることとしている。

(3) 学校法人運営調査

本調査は、文部科学大臣所管学校法人の健全な発展に資するため、学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等に関し、調査及び指導、助言に当たる学校法人運営調査委員の制度を設け、毎年一定数の学校法人と対象として、昭和59年度より実施されている。

調査は、役員、評議員の就任状況、理事会、評議員会の開催・審議状況等の管理運営組織及びその活動状況に関すること、経営指導強化指標該当状況、経年的財務状況、会計処理状況等の財務に関すること、教学マネジメント、定員充足状況、入学者選抜、学生支援等の教学に関すること、及び学校法人の業務の執行状況等について行われており、その結果については、学校法人運営調査委員会において審議し、必要に応じて指導、助言すべき事項が当該法人に通知されている。

本法人は、令和6年度に初めて調査を受け、その調査結果は以下のとおりであった。

(令和6年度－実地調査)

指導事項－附属幼稚園及び附属北上認定こども園に関する会計処理（勘定科目の適切な振替及び計上、学校法人会計基準に則った会計処理、人件費支出内訳表の本務兼務の区分）

助言事項－利益相反取引に係る適切な契約手続き、評議員の実出席率の改善、競業及び利益相反取引に係る監査

上記の指導事項等については、理事会において改善状況報告書を取りまとめ文部科学省に報告するとともに、法人の適正な会計処理等に努めることとしている。

Ⅲ 財務の概要

1. 決算の概要

(1) 貸借対照表関係

当該年度末時点での資産、負債、基本金の状況を表し、財政状態を明らかにするものである。資金収支計算書と事業活動収支計算書は単年度の収支状況を表すものであるが、貸借対照表は、今までの財政活動における積み重ねの結果を表すものである。

◎ 貸借対照表の状況

令和6年度末の資産総額は2,398,557千円であり、前年度末の資産総額に比較して77,269千円(+3.3%)の増加となった。

《資産の部》

○ 有形固定資産

- ・ 建物の増加(210,284千円)は北上認定こども園を取得したことによるものであり、建設仮勘定(78,300千円)は、全額、建物に振り替えた。
- ・ また、機器備品は新たに取得したことによって増加(42,113千円)した一方、除却(3,600千円)、及び減価償却(16,486千円)を行った結果、22,027千円の増加となった。
- ・ 図書は新たに1,858千円取得したことにより増加となった。
- ・ 以上から、有形固定資産は155,869千円増加し、2,089,558千円となった。

○ その他の固定資産

- ・ ソフトウェアを新たに取得したことによって増加(1,096千円)した一方、減価償却(722千円)を行った結果、1,787千円の増加となった。

○ 流動資産

- ・ 主に現金預金(翌年度繰越支払資金)が減少(61,731千円)したことから、流動資産は87,826千円減少し、298,274千円となった。

《負債の部》

○ 固定負債

- ・ 長期借入金のうち1年以内返済予定長期借入金(26,000千円)を長期借入金に借り換えした一方、7年度返済予定額(3,650千円)を流動負債に振り替えたことに伴って増加したこと及び大学教職員に係る退職給与引当金を戻入れ(4,996千円)したことに伴って減少したことから、固定負債は17,354千円減少し、91,863千円となった。

○ 流動負債

- ・ 未払金(1,420千円)が増加した一方、7年度返済予定額(3,650千円)の6年度返済予定額(29,650千円)からの減少及び前受金(33,697千円)及び預り金(1,210千円)が減少したことなどから、流動負債は59,486千円減少し、79,559千円となった。

《基本金》

○ 第1号基本金

- ・ 6年度に取得した建物(179,440千円)及び既往借入金の返済額(3,650千円)を組み入れたことに加え、機器備品(42,113千円)、図書(1,858千円)及びソフトウェア(1,096千円)に加えたことにより増加(228,157千円)した一方、機器備品の除却分(3,600千円)が減少となったことにより、第1号基本金は224,556千円増加し、2,558,786千円となった。

○ 第4号基本金

- 平成25年9月2日付の文部科学省通知に基づき、5年度の事業活動収支実績を算定基礎にして「恒常的に保持すべき資金の額」を算出した結果、新たに2,000千円の基本金を組み入れたことにより、第4号基本金は50,000千円となった。

貸借対照表

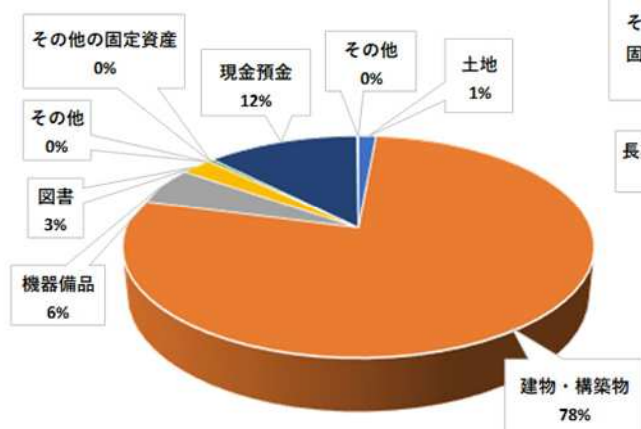
令和7年3月31日

(単位：千円)

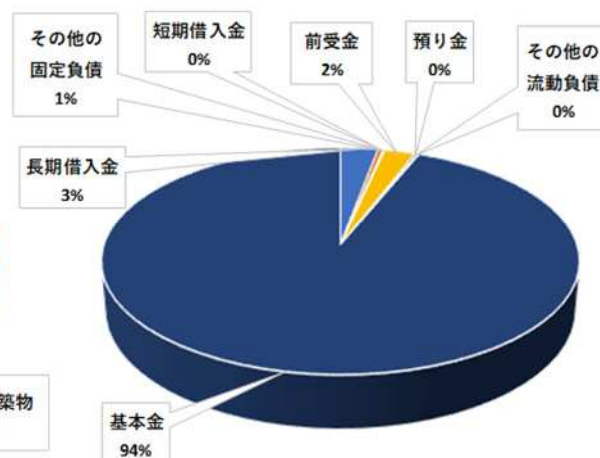
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	本年度末 ①	前年度末 ②	増 減 ①－②	科 目	本年度末 ③	前年度末 ④	増 減 ③－④
固定資産	2,100,284	1,935,188	165,095	固定負債	91,863	74,508	17,354
有形固定資産	2,089,558	1,933,689	155,869	長期借入金	80,750	58,400	22,350
土地	34,139	34,139	0	その他の固定負債	11,113	16,108	△ 4,996
建物・構築物	1,862,099	1,651,815	210,284	流動負債	79,559	139,045	△ 59,486
機器備品	133,411	111,384	22,027	1年以内返済予定 長期借入金	3,650	29,650	△ 26,000
図書	59,909	58,051	1,858	未払金	3,894	2,474	1,420
その他	0	78,300	△ 78,300	前受金	66,162	99,858	△ 33,697
その他の固定資産	10,726	1,499	9,227	預り金	5,853	7,063	△ 1,210
流動資産	298,274	386,100	△ 87,826				0
現金預金	294,716	356,447	△ 61,731	負債の部合計	171,422	213,553	△ 42,132
未収入金	1,017		1,017	基本金	2,608,786	2,382,230	226,556
その他	2,541	29,653	△ 27,112	第1号基本金	2,558,786	2,334,230	224,556
				第4号基本金	50,000	48,000	2,000
				繰越収支差額	△ 381,650	△ 274,495	△ 107,155
				翌年度繰越収支差額	△ 381,650	△ 274,495	△ 107,155
				純資産の部合計	2,227,136	2,107,735	119,401
資産の部合計	2,398,557	2,321,288	77,269	負債及び純資産の部合計	2,398,557	2,321,288	77,269

※ 計数はそれぞれ単位未満を四捨五入しているため、端数において合計額と合致しない場合があります。

【令和6年度末 資産の内訳】



【令和6年度末 負債及び基本金の内訳】



(2) 資金収支計算書関係

当該会計年度(4月1日～翌年3月31日)に行った諸活動に対応する全ての資金の動きを記録することによって、当該年度の収入と支出の内容を明らかにし、支払資金(現金及び預貯金)の顛末を表すものである。

資金収支計算書は、企業会計のキャッシュフロー計算書に近いものである。前年度から繰越された支払資金を基に、当年度の収支の結果、次年度に繰越される支払資金が確定する仕組みになっている。

◎ 資金収支計算書の状況

令和6年度決算における法人全体の資金収支上の収入は1,972,306千円となり、補正予算との比較では666,345千円増加した。

他方、翌年度繰越金を除く資金収支上の支出は1,677,590千円となり、補正予算との比較では638,212千円増加した。

この結果、翌年度への繰越金は294,716千円となり、補正予算との比較では28,133千円の増加となった。

《収入の部》

- 学生生徒等納付金収入
 - ・ 補正予算比 184 千円 (Δ0.0%) の減少となった。
- 手数料収入
 - ・ 補正予算比 596 千円 (Δ12.2%) の減少となったが、これは主に入学検定料が減少したことによるものである。
- 寄付金収入
 - ・ 補正予算比 1,000 千円の増加となった。
- 補助金収入
 - ・ 補正予算比 57,074 千円 (+15.2%) の増加となったが、これは主に幼稚園及び認定こども園に係る補助金が増加したことによるものである。
- 付随事業収入
 - ・ 補正予算比 4,881 千円 (+326.5%) の増加となった。
- 雑収入
 - ・ 補正予算比 604 千円 (+4.9%) の増加となったが、これは主に施設設備利用料収入及びその他の雑収入が増加したことによるものである。
- 前受金収入
 - ・ 補正予算比 44,329 千円 (Δ40.1%) の増加となったが、これは主に令和4年度～令和6年度入学者に係る7年度前期授業料等の前受金が見込より減少したことによるものである。
- その他の収入
 - ・ 補正予算比 187,124 千円 (+340.2%) の増加となったが、これは主に共済掛金の預り金受入が増加したことによるものである。
- 資金収入調整勘定
 - ・ これは主に6年度前受金収入であり、ほぼ補正予算どおりであった。
- 部門間調整
 - ・ 補正予算比 461,700 千円の増加となったが、これは主に認定こども園の建設費等に係る繰入額が見込より増加したことによるものである。

《支出の部》

○ 人件費支出

- ・ 補正予算比 5,066 千円 (+1.0%) の増加となったが、これは主に幼稚園部門及び認定こども園部門における人件費が予算を上回ったことによるものである。

○ 教育研究経費支出及び管理経費支出

- ・ 補正予算比 4,633 千円 (+2.7%) の増加となった。経費別には、教育研究経費においては主に消耗品費支払支出、賃借料支出が増加したことによるものである。また、管理経費については、主に報酬・委託・手数料が増加したことによるものである。

○ 借入金等利息支出

- ・ 幼稚園部門における借入金に係る利息であり、ほぼ補正予算どおりとなった。

○ 施設関係支出

- ・ 補正予算比 21,276 千円 (Δ10.6%) の減少となったが、これは6年度に開設した認定こども園の園舎の建築費が見込みより下回ったことによるものである。

○ 設備関係支出

- ・ 補正予算比 21,911 千円 (+94.6%) の増加となったが、これは主に6年度に開設した認定こども園の教育研究用機器備品の支払が増加したことによるものである。

○ その他の支出

- ・ 補正予算比 169,813 千円 (+295.4%) の増加となったが、これは主に共済掛金の預り金支払が増加したことによるものである。

○ 資金支出調整勘定

- ・ 補正予算では未計上であったが、年度末時点において 3,634 千円の未払金が発生したことによるものである。

○ 部門間調整

- ・ 補正予算比 461,700 千円の増加となったが、これは主に認定こども園の建設費等に係る繰出額が見込みより増加したことによるものである。

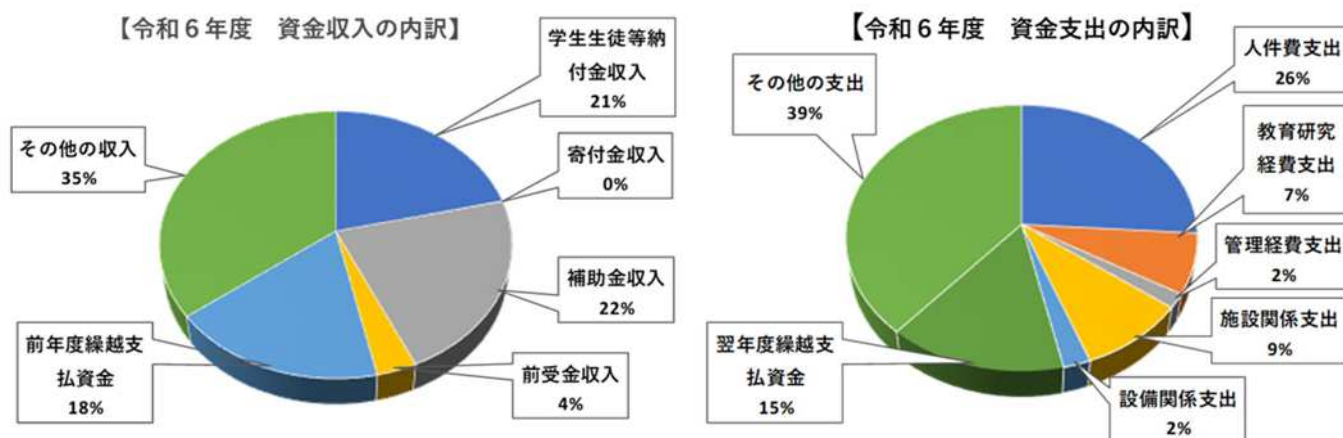
令和6年度 資金収支計算書

令和6年4月 1日から
令和7年3月31日まで

(単位：千円)

資金収入の部					資金支出の部				
	予 算	決 算	増 減			予 算	決 算	増 減	
	①	②	②-①	②/①		③	④	④-③	④/③
学生生徒等納付金収入	417,941	417,757	△ 184	Δ 0.0%	人 件 費 支 出	508,467	513,533	5,066	1.0%
手 数 料 収 入	4,870	4,274	△ 596	Δ 12.2%	教 育 研 究 経 費 支 出	141,360	144,213	2,853	2.0%
寄 付 金 収 入		1,000	1,000	皆増	管 理 経 費 支 出	32,701	34,481	1,780	5.4%
補 助 金 収 入	376,682	433,756	57,074	15.2%	借 入 金 等 利 息 支 出	633	632	△ 1	△ 0.1%
付 随 事 業 収 入	1,495	6,376	4,881	326.5%	借 入 金 等 返 済 支 出	29,650	29,650	-	-
受取利息・配当金収入	0	86	86	皆増	施 設 関 係 支 出	201,316	180,040	△ 21,276	△ 10.6%
雑 収 入	12,276	12,880	604	4.9%	設 備 関 係 支 出	23,155	45,066	21,911	94.6%
借 入 金 等 収 入	26,000	26,000	-	-	そ の 他 の 支 出	57,483	227,296	169,813	295.4%
前 受 金 収 入	110,491	66,162	△ 44,329	Δ 40.1%	資 金 支 出 調 整 勘 定		△ 3,634	△ 3,634	皆増
そ の 他 の 収 入	55,007	242,131	187,124	340.2%	部 門 間 調 整	44,613	506,313	461,700	1034.9%
資金収入調整勘定	△ 99,859	△ 100,875	△ 1,016	1.0%	至 年 度 繰 越 支 払 資 金	266,583	294,716	28,133	10.6%
部 門 間 調 整	44,613	506,313	461,700	1034.9%					
前年度繰越支払資金	356,445	356,447	2	0.0%					
合 計	1,305,961	1,972,306	666,345	51.0%	合 計	1,305,961	1,972,306	666,345	51.0%

※ 計数はそれぞれ単位未満を四捨五入しているため、端数において合計額と合致しない場合があります。



(3) 活動区分資金収支計算書関係

平成25年会計基準適用により、資金収支計算書について、新たに活動区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」の作成が求められることとなった。この活動区分資金収支計算書は、「資金収支内訳表」、「人件費支出内訳表」に続く資金収支計算書の付表として位置付けられ、資金収支計算書では把握できない学校法人における活動区分ごとの資金の流れを表示することができ、ひいては学校法人の財政及び経営の状況を明瞭に開示することができる。

◎ 活動区分資金収支計算書の状況

《教育活動による資金収支》

- 学生生徒等納付金収入（417,757千円）及び補助金収入（343,598千円）を主因に収入面では785,885千円となった一方、支出面では人件費513,533千円及び教育研究経費・管理経費178,694千円となった。また、当期と前期の前受金の調整（Δ33,697千円）、未収入金調整（Δ1,017千円）、前払金調整（Δ11,163千円）及び当期と前期の未払金の調整（+1,420千円）を行った結果、教育活動による資金収支差額は49,201千円の収入超過となった。

《施設整備等活動による資金収支》

- 施設・設備関係支出225,106千円に対し、補助金収入が90,158千円であったことから、施設整備等活動による資金収支差額は134,948千円の支出超過となった。

《その他の活動による資金収支》

- 借入金返済（29,650千円）及び借入金利息（632千円）の支出があった一方、借入金収入（26,000千円）及び受取利子等（86千円）の収入があったことから、収支差額は4,196千円の支払超過となった。これに預り金、立替金、仮払金及び仮受金の調整（+28,212千円）を行った結果、その他の活動による資金収支差額は24,016千円の収入超過となった。

以上の各収支の結果、6年度末の翌年度繰越支払資金は前年度末に比して61,731千円減の294,716千円となった。

令和6年度 活動区分資金収支

(単位：千円)

		科 目	金 額
教育活動による 資金収支	収入	学生生徒等納付金収入	417,757
		手数料収入	4,274
		寄付金収入	1,000
		経常費等補助金収入	343,598
		付随事業収入	6,376
		雑収入	12,880
		教育活動資金収入計	785,885
	支出	人件費支出	513,533
		教育研究経費支出	144,213
		管理経費支出	34,481
		教育活動資金支出計	692,227
差引		93,657	
調整勘定等		△ 44,456	
教育活動資金収支差額		49,201	
施設整備等活動に よる資金収支	科 目		金 額
	収入	施設設備寄付金収入	0
		施設設備補助金収入	90,158
		施設整備等活動資金収入計	90,158
	支出	施設関係支出	180,040
		設備関係支出	45,066
		施設整備等活動資金支出計	225,106
	差引		△ 134,948
	調整勘定等		0
	施設整備等活動資金収支差額		△ 134,948
小計（教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額）		△ 85,747	
その他の活動に よる資金収支	科 目		金 額
	収入	借入金等収入	26,000
		小計	26,000
		受取利息・配当金収入	86
		その他の活動資金収入計	26,086
	支出	借入金等返済支出	29,650
		小計	29,650
		借入金等利息支出	632
		その他の活動資金支出計	30,282
	差引		△ 4,196
	調整勘定等		28,212
その他の活動資金収支差額		24,016	
支払資金の増減額（小計+その他の活動資金収支差額）		△ 61,731	
前年度繰越支払資金		356,447	
翌年度繰越支払資金		294,716	

※ 計数はそれぞれ単位未満を四捨五入しているので、端数において合計額と合致しない場合があります。

(4) 事業活動収支計算書関係

当該年度の収入と支出の内容及びその収支の均衡状態を明らかにするものである。

資金収支計算書では表せない資金の増減を伴わない取引(各種引当金繰入、減価償却費等)は計上されるが、資本的支出(固定資産取得等)に充てる額は除いて計上している。

事業活動収支計算書は、企業会計の損益計算書の考え方を基礎にした計算構造により、学校法人の収支バランスを表すものである。

◎ 事業活動収支計算書の状況

令和6年度の基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）は119,401千円の収入超過であり、補正予算比で51,942千円の増加となった。

《教育活動収支》

○ 教育活動収入

- ・ 補正予算比 66,278千円増（+9.1%）の790,881千円となった。
- ・ 主に大学部門国庫補助金収入、幼稚園部門及びこども園部門の市町村補助金収入が増加したことによるものである。

○ 教育活動支出

- ・ 補正予算比 14,003 千円増 (+1.9%) の 760,672 千円となったが、これは主にこども園部門において「人件費」及び教育研究経費のうち「消耗品費」、「報酬・委託・手数料」の支払が増加したことによるものである。

○ 教育活動収支差額

- ・ 補正予算比 52,274 千円増の 30,208 千円となった。

《教育活動外収支》

- 補正予算比 87 千円増の 546 千円の支払超過となった。

《特別収支》

- 補正予算比 419 千円減の 89,739 千円の受入超過となった。

《基本金組入前当年度収支差額》

- 補正予算比 51,942 円増加したが、これは前述のとおり、教育活動収支で受入超過となったことによるものが要因である。

令和6年度 事業活動収支計算書

令和6年4月 1日から

令和7年3月31日まで

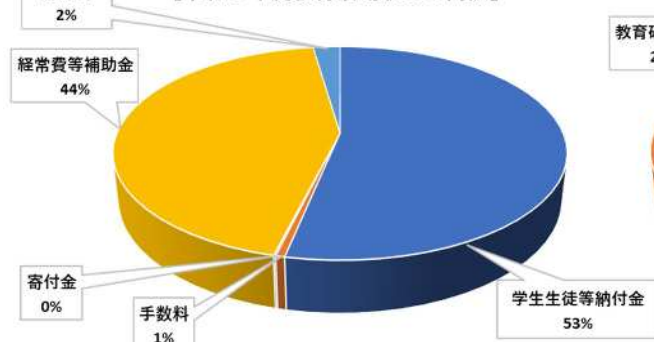
(単位: 千円)

	科 目	予 算 ①	決 算 ②	増 減	
				②-①	②/①
教育活動収支	学生生徒等納付金	417,941	417,757	△ 184	△ 0.0%
	手 数 料	4,870	4,274	△ 596	△ 12.2%
	寄 付 金		1,000	1,000	皆増
	経常費等補助金	286,524	343,598	57,074	19.9%
	付随事業収入	1,495	6,376	4,881	326.5%
	雑 収 入	13,773	17,876	4,103	29.8%
	教育活動収入計	724,603	790,881	66,278	9.1%
	人 件 費	508,467	513,533	5,066	1.0%
	教育研究経費	203,987	211,048	7,061	3.5%
	管 理 経 費	34,215	36,091	1,876	5.5%
	教育活動支出計	746,669	760,672	14,003	1.9%
教育活動外収支	教育活動収支差額	△ 22,066	30,208	52,274	-
	受取利息・配当金		86	86	皆増
	その他の収入		0	0	-
	教育活動外収入計	0	86	86	皆増
	借入金利息	633	632	△ 1	△ 0.2%
	その他の支出		0	0	-
	教育活動外支出計	633	632	△ 1	△ 0.2%
	教育活動外収支差額	△ 633	△ 546	87	△ 13.7%
	経常収支差額	△ 22,699	29,662	52,361	-

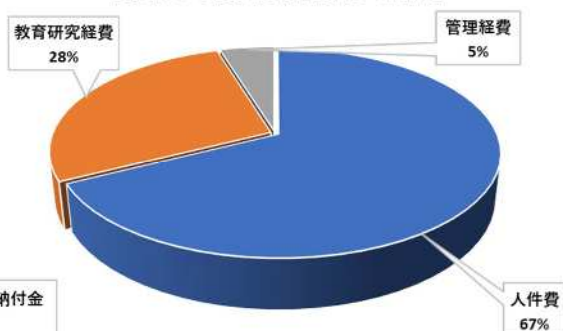
	科 目	予 算 ③	決 算 ④	増 減	
				④-③	④/③
特別収支	資産売却差額			0	-
	その他の収入	90,158	90,158	0	0.0%
	特別収入計	90,158	90,158	0	0.0%
	資産処分差額		419	419	皆増
	その他の支出			0	-
	特別支出計	0	419	419	皆増
	特別収支差額	90,158	89,739	△ 419	△ 0.5%
基本金組入前当年度収支差額	基本金組入前当年度収支差額	67,459	119,401	51,942	77.0%
	基本金組入額合計	△ 226,471	△ 226,556	△ 85	0.0%
	当年度収支差額	△ 159,012	△ 107,155	51,857	-
	前年度繰越収支差額	△ 274,497	△ 274,495	2	△ 0.0%
	基本金取崩額			0	-
	翌年度繰越収支差額	△ 433,509	△ 381,650	51,859	12.0%
	事業活動収入計	814,761	881,125	66,364	8.1%
事業活動支出計	事業活動支出計	747,302	761,724	14,422	1.9%

※ 計数はそれぞれ単位未満を四捨五入しているため、端数において合計額と合致しない場合があります。

【令和6年度教育活動収入の内訳】



【令和6年度教育活動支出の内訳】



(5) 財産目録

令和6年度の財産目録の概要は、以下のとおりである。

財 産 目 録

2025（令和7）年3月31日

1. 資 産 総 額	金	2,398,554,534
(1) 基 本 財 産	金	2,100,283,704
(2) 運 用 財 産	金	298,270,830
2. 負 債 総 額	金	171,418,698
(1) 固 定 負 債	金	91,862,528
(2) 流 動 負 債	金	79,556,170
3. 正 味 財 産	金	2,227,135,836

区 分	金 額
1. 資産額	
(1) 基本財産	2,100,283,704
土 地	1,902.02㎡ 34,138,587
建 物	8,318.15㎡ 1,862,099,493
構 築 物	1件 1
教 育 研 究 用 機 器 備 品	7,834点 129,379,950
管 理 用 機 器 備 品	116点 4,031,055
図 書	8,522冊 59,909,001
車 輜	2台 7
無 形 固 定 資 産 (電話加入権、ソフトウェア、出資金、長期前払金)	10,725,610
(2) 運用財産	298,270,830
現 金 預 金	294,712,628
そ の 他	3,558,202
資産総額	2,398,554,534
2. 負債額	
(1) 固定負債	91,862,528
長 期 借 入 金	80,750,000
退 職 給 与 引 当 金	11,112,528
(2) 流動負債	79,556,170
1 年 以 内 償 還 予 定 長 期 借 入 金	3,650,000
未 払 金	3,894,297
前 受 金	66,161,800
預 り 金	5,850,073
負債総額	171,418,698
正味財産（資産総額－負債総額）	2,227,135,836

○基本財産について

- 基本財産とは、「学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金」のことで、校舎、体育館の建物や教育研究の用に供している設備等があります。

○運用財産について

- 運用財産とは、「学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産」のことで、基本財産以外の現金預金等があります。

2. その他

(1) 有価証券の状況

- 有価証券は保有していない。

(2) 借入金の状況

借 入 先	6 年度末残高	借入利率	返 済 期 限	備 考
(株)アイリスケアサービス	26,000 千円	年 1.0%	令和 12 年 3 月 31 日	担保：無、用途：運転資金
日本私立学校振興・共済事業団	58,400 千円	年 0.6%	令和 23 年 3 月 15 日	担保：大学の敷地及び建物 用途：幼稚園舎の増築資金

(3) 学校債の状況

- ・ 学校債は発行していない。

(4) 寄付金の状況

- ・ 寄付金の募集を行っており、令和6年度は1,000千円の実績があった。

(5) 補助金の状況

- ・ 岩手保健医療大学附属幼稚園において、「子ども・子育て支援教育・保育給付費」等補助金の交付を受けている。

令和元年度実績：70,486千円

令和2年度実績：72,449千円

令和3年度実績：109,350千円

令和4年度実績：104,774千円

令和5年度実績：110,394千円

令和6年度実績：149,027千円

- ・ 令和6年度に岩手保健医療大学附属北上認定こども園において、「子ども・子育て支援教育・保育給付費」等補助金（107,080千円）及び施設設備補助金（90,158千円）の交付を受けている。

- ・ また、岩手保健医療大学において経常費補助金及び修学の支援に関する法律による授業料等減免費交付金を受けている。

○ 経常費補助金

令和3年度実績：63,398千円

令和4年度実績：69,707千円

令和5年度実績：67,419千円

令和6年度実績：60,619千円

○ 修学の支援に関する法律による授業料等減免費交付金

令和2年度実績：24,668千円

令和3年度実績：28,069千円

令和4年度実績：20,885千円

令和5年度実績：26,115千円

令和6年度実績：26,873千円

(6) 収益事業の状況

- ・ 収益事業は行っていない。

(7) 関連当事者等との取引の状況

ア) 関連当事者

- ・ 関連当事者等との取引はいかのとおりである。

(単位 円)

属性	役員、法人等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業内容又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	勘定科目	期末残高
						役員の 兼任等	事実上の関係				
前理事長 石山哲が 議決権の 50%を有 している 会社	(株)アイリスケア サービス	青森県八戸市	10,000,000	福祉用具の貸与・ 販売等	50%	—	—	資金の借入	26,000,000	長期借入金	26,000,000
								利息の支払	260,000	—	—
								土地の借料	6,000,000	—	—
								清掃業務委託	6,551,196	—	—

(注) 借入金については、市場金利を勘案して借入金利を合理的に決定している。

イ) 出資会社

- ・ 出資している会社はない。なお、貸借対照表上、出資金 5 千円を計上しているが、これは盛岡信用金庫の会員（預金者）として出資しているものである。

(8) 学校法人間財務取引

- ・ 該当なし。

3. 経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

◎ 経営状況の分析

ア) 事業活動収支関係の財務比率

- ・ 固定経費である人件費の経常収入に対する比率について令和 4 年度が 70.9%、令和 5 年度が 71.0%、令和 6 年度が 64.9%と、依然、高い比率となっている。
- ・ 教育研究活動の維持・充実のために不可欠な教育研究経費の経常収入に対する割合について令和 4 年度が 26.9%、令和 5 年度が 28.2%、令和 6 年度が 26.7%となっており、依然、低い比率となっている。なお、教育研究経費の中には年度によって大幅に変動する奨学金が含まれていることに留意する必要がある。
- ・ 経常収支差額の経常収入に対する比率について令和 4 年度が△2.6%、令和 5 年度が△4.1%、令和 6 年度が+3.8%となっており、プラスに転じている。

イ) 経営上の課題と今後の対応

- ・ 令和 7 年度の大学における経常費補助金収入や新規入学者の確保、教職員の採用計画等を踏まえ、引き続き、安定した財源の確保に努め、人件費比率の抑制等を図っていくこととする。
- ・ 今後、コロナ禍の収束等により教育研究経費等の経費の漸増も見込まれるが、引き続き、安定した教育研究経費の財源確保等に努めることとする。

4. 過去5年間の各財務諸表の経年比較

(1) 貸借対照表

貸借対照表推移表

令和2年度～令和6年度

(単位：千円)

資 産 の 部					
科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定資産	1,924,346	1,945,520	1,970,284	1,935,188	2,100,284
有形固定資産	1,919,498	1,943,320	1,969,414	1,933,689	2,089,558
土地	34,139	34,139	34,139	34,139	34,139
建物・構築物	1,697,958	1,740,469	1,694,722	1,651,815	1,862,099
機器備品	135,201	121,402	111,001	111,384	133,411
図書	40,400	47,311	51,252	58,051	59,909
その他	11,800	0	78,300	78,300	0
その他の固定資産	4,848	2,200	869	1,499	10,726
流動資産	181,586	264,352	300,754	386,100	298,274
現金預金	181,154	264,094	298,505	356,447	294,716
未収入金	-	-	-	-	1,017
その他	432	258	2,248	29,653	2,541
資産の部合計	2,105,931	2,209,872	2,271,038	2,321,288	2,398,557

負 債 の 部					
科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定負債	35,674	100,417	101,139	74,508	91,863
長期借入金	26,000	91,800	88,050	58,400	80,750
長期未払金	-	-	-	-	-
その他の固定負債	9,674	8,617	13,089	16,108	11,113
流動負債	145,446	125,794	125,131	139,045	79,559
1年以内返済予定長期借入金	-	-	3,750	29,650	3,650
未払金	4,318	6,554	4,515	2,474	3,894
前受金	133,754	113,072	110,955	99,858	66,162
預り金	7,374	6,168	5,907	7,063	5,853
借受金	-	-	4	0	0
負債の部合計	181,120	226,212	226,270	213,553	171,422

純 資 産 の 部					
科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本金	2,247,213	2,272,564	2,360,109	2,382,230	2,608,786
第1号基本金	2,207,213	2,226,564	2,314,109	2,334,230	2,558,786
第4号基本金	40,000	46,000	46,000	48,000	50,000
繰越収支差額	△ 322,401	△ 288,904	△ 315,341	△ 274,495	△ 381,650
翌年度繰越収支差額	△ 322,401	△ 288,904	△ 315,341	△ 274,495	△ 381,650
純資産の部合計	1,924,812	1,983,660	2,044,767	2,107,735	2,227,136

負債及び純資産の部合計	2,105,931	2,209,872	2,271,038	2,321,288	2,398,557
-------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

※ 計数はそれぞれ単位未満を四捨五入しているため、端数において合計額と合致しない場合があります。

(2) 資金収支計算書

資金収支計算推移表

令和2年度～令和6年度

(単位：千円)

年 科 目	令和2年度 (令和2年4月1日～ 令和3年3月31日)	令和3年度 (令和3年4月1日～ 令和4年3月31日)	令和4年度 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)	令和5年度 (令和5年4月1日～ 令和6年3月31日)	令和6年度 (令和6年4月1日～ 令和7年3月31日)
資金収入の部					
学生生徒等納付金収入	445,514	456,787	422,883	424,372	417,757
手数料収入	7,153	5,043	5,539	5,234	4,274
寄付金収入	12,738	7,837	79,500	1,000	1,000
補助金収入	97,117	200,817	199,679	294,757	433,756
その他の収入	348,593	384,085	417,761	474,747	1,115,519
資金収入合計	911,115	1,054,568	1,125,362	1,200,110	1,972,306

資金支出の部					
人件費支出	446,332	419,117	448,449	457,228	513,533
教育研究経費支出	89,876	111,496	110,735	126,817	144,213
管理経費支出	24,216	27,808	27,998	29,316	34,481
施設関係支出	10,000	70,490	78,300	0	180,040
設備関係支出	12,782	13,892	10,052	23,495	45,066
その他の支出	327,909	411,765	449,827	563,255	1,054,973
資金支出合計	911,115	1,054,568	1,125,362	1,200,110	1,972,306

※ 計数はそれぞれ単位未満を四捨五入しているため、端数において合計額と合致しない場合があります。

(3) 活動区分資金収支計算書

活動区分資金収支							
(単位：千円)							
教育活動による 資金収支	科 目		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	収入	学生生徒等納付金収入	445,514	456,787	422,883	424,372	417,757
		手数料収入	7,153	5,043	5,539	5,234	4,274
		寄付金収入	－	2,200	1,200	1,000	1,000
		経常費等補助金収入	97,117	200,817	199,679	204,277	343,598
		付随事業収入	1,164	1,192	1,420	1,500	6,376
		雑収入	5,001	8,321	7,983	11,527	12,880
		教育活動資金収入計	555,950	674,360	638,703	647,910	785,885
	支出	人件費支出	446,332	419,117	448,449	457,228	513,533
		教育研究経費支出	89,876	111,496	110,735	126,817	144,213
		管理経費支出	24,216	27,808	27,998	29,316	34,481
		教育活動資金支出計	560,424	558,422	587,183	613,360	692,227
		差引	△ 4,474	115,938	51,520	34,550	93,657
調整勘定等		23,412	△ 18,049	△ 4,156	△ 13,138	△ 44,456	
教育活動資金収支差額		18,938	97,889	47,364	21,412	49,201	
施設整備等活動に よる資金収支	科 目		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	収入	施設設備寄付金収入	12,738	5,637	78,300	0	0
		施設設備補助金収入	－	－	－	90,480	90,158
		資産売却収入	－	－	－	200	－
		施設整備等活動資金収入計	12,738	5,637	78,300	90,680	90,158
	支出	施設関係支出	10,000	70,490	78,300	0	180,040
		設備関係支出	12,782	13,892	10,052	23,495	45,066
		施設整備等活動資金支出計	22,782	84,382	88,352	23,495	225,106
		差引	△ 10,044	△ 78,745	△ 10,052	67,185	△ 134,948
	調整勘定等		－	－	－	－	－
	施設整備等活動資金収支差額		△ 10,044	△ 78,745	△ 10,052	67,185	△ 134,948
	小計（教育活動資金収支差額＋施設整備等活動資金収支差額）		8,894	19,144	37,312	88,597	△ 85,747
その他の活動に よる資金収支	科 目		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
	収入	借入金等収入	－	65,800	0	0	26,000
		小計	－	65,800	0	0	26,000
		受取利息・配当金収入	1	1	1	2	86
		その他の活動資金収入計	1	65,801	1	2	26,086
	支出	借入金等返済支出	－	－	－	3,750	29,650
		小計	－	－	－	3,750	29,650
		借入金等利息支出	260	576	655	655	632
		その他の活動資金支出計	260	576	655	4,405	30,282
	差引		△ 259	65,225	△ 653	△ 4,403	△ 4,196
	調整勘定等		1,630	△ 1,429	△ 2,247	△ 26,253	28,212
	その他の活動資金収支差額		1,371	63,796	△ 2,900	△ 30,656	24,016
支払資金の増減額 （小計＋その他の活動資金収支差額）		10,265	82,939	34,412	57,941	△ 61,731	
前年度繰越支払資金		170,889	181,154	264,094	298,505	356,447	
翌年度繰越支払資金		181,154	264,094	298,505	356,447	294,716	
教育活動資金収支差額比率 （教育活動資金収支差額／教育活動資金収入計）			3.4%	14.5%	7.4%	3.3%	6.3%

(4) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算推移表

令和2年度～令和6年度

(単位：千円)						
科 目	年度	令和2年度 (令和2年4月1日～ 令和3年3月31日)	令和3年度 (令和3年4月1日～ 令和4年3月31日)	令和4年度 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)	令和5年度 (令和5年4月1日～ 令和6年3月31日)	令和6年度 (令和6年4月1日～ 令和7年3月31日)
教育活動収入の部						
学 生 生 徒 等 納 付 金		445,514	456,787	422,883	424,372	417,757
手 数 料		7,153	5,043	5,539	5,234	4,274
寄 付 金		-	2,200	1,200	1,000	1,000
補 助 金		97,117	200,817	199,679	204,277	343,598
そ の 他 の 収 入		6,166	10,569	9,402	13,027	24,251
教 育 活 動 収 入 計		555,950	675,416	638,703	647,910	790,881
教育活動支出の部						
人 件 費		447,578	419,117	452,921	460,247	513,533
教 育 研 究 経 費		149,395	171,173	171,553	182,601	211,048
管 理 経 費		28,551	31,276	30,221	30,720	36,091
教 育 活 動 支 出 計		625,524	621,566	654,694	673,568	760,672
教 育 活 動 外 収 支 差 額		△ 259	△ 575	△ 653	△ 653	△ 546
特 別 収 支 差 額		12,675	5,574	77,752	89,278	89,739
基 本 金 組 入 前 当 年 度 収 支 差 額		△ 57,159	58,848	61,107	62,967	119,401
基 本 金 組 入 額 合 計		△ 36,795	△ 25,351	△ 87,545	△ 22,121	△ 226,556
当 年 度 収 支 差 額		△ 93,954	33,497	△ 26,437	40,846	△ 107,155
前 年 度 繰 越 収 支 差 額		△ 228,447	△ 322,401	△ 288,904	△ 315,341	△ 274,495
基 本 金 取 崩 額		-	-	-	-	-
翌 年 度 繰 越 収 支 差 額		△ 322,401	△ 288,904	△ 315,341	△ 274,495	△ 381,650

※ 計数はそれぞれ単位未満を四捨五入しているため、端数において合計額と合致しない場合があります。

5. 過去4年間の財務比率の経年比較

(1) 貸借対照表関係

貸借対照表関係比率

比率	算式 (×100)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	88.0%	86.8%	83.4%	87.6%
有形固定資産構成比率	$\frac{\text{有形固定資産}}{\text{総資産}}$	87.9%	86.7%	83.3%	87.1%
特定資産構成比率	$\frac{\text{特定資産}}{\text{総資産}}$	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	12.0%	13.2%	16.6%	12.4%
固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総負債+純資産}}$	4.5%	4.5%	3.2%	3.8%
流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総負債+純資産}}$	5.7%	5.5%	6.0%	3.3%
内部留保資産比率	$\frac{\text{運用資産-総負債}}{\text{総資産}}$	1.7%	3.2%	6.2%	5.1%
運用資産余裕比率	$\frac{\text{運用資産-外部負債}}{\text{事業活動支出}}$	27.7%	31.5%	39.7%	27.6%
純資産構成比率 (自己資金構成比率)	$\frac{\text{純資産}}{\text{総負債+純資産}}$	89.8%	90.0%	90.8%	92.9%
繰越収支差額構成比率	$\frac{\text{繰越収支差額}}{\text{総負債+純資産}}$	△ 13.1%	△ 13.9%	△ 11.8%	△ 15.9%
固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産}}$	98.1%	96.4%	91.8%	94.3%
固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産+固定負債}}$	93.4%	91.8%	88.7%	90.6%
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	210.1%	240.4%	277.7%	374.9%
総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	10.2%	10.0%	9.2%	7.1%
負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{純資産}}$	11.4%	11.1%	10.1%	7.7%
前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	233.6%	269.0%	357.0%	445.4%
退職給与引当 特定資産保有率	$\frac{\text{退職給与引当特定資産}}{\text{退職給与引当金}}$	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	95.2%	97.3%	97.5%	97.8%
減価償却比率	$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{減価償却資産取得価格}}$	15.7%	18.5%	20.7%	20.9%
積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{要積立額}}$	74.3%	70.6%	74.7%	54.8%

(注)「減価償却比率」の算出に当たり、分子・分母ともに「土地」、「図書」、「建設仮勘定」、「電話加入権」及び「出資金」に係るものを除く。

負債率	$\frac{\text{総負債-前受金}}{\text{総資産}}$	5.1%	5.1%	4.9%	4.4%
前受金構成比率	$\frac{\text{前受金}}{\text{現金預金}}$	42.8%	37.2%	28.0%	22.4%

- 純資産構成比率(自己資金構成比率)
 - ・ この比率が高いほど財政的には安定しており、50%を下回る場合には他人資金が自己資金を上回っていることを示す。
【令和6年度】92.9%と高水準を維持している。
- 固定長期適合率
 - ・ 固定資産を取得する場合、長期間活用できる安定した資金で賄うべきとの原則に、どの程度適合しているかを示すものであり、この比率は100%以下であることが必要とされている。
【令和6年度】90.6%と100%以下の水準を維持している。
- 流動比率
 - ・ 学校法人の短期的な支払能力を判断する重要な指標の一つであり、一般的に200%以上であれば優良とされている。
【令和6年度】374.9%と200%以上の水準となっている。
- 前受金保有率
 - ・ この比率は、100%を超えることが一般的とされており、比率が100%を下回っている場合、翌年度分の納付金として収受した前受金を前年度のうちから使用している可能性があり、この状況は資金繰り苦慮している状況を端的に示している。
【令和6年度】445.4%となっており100%を上回っている。
- 基本金比率
 - ・ この比率は100%が上限であり、100%に近いほど未組入額が少ないことを示している。
【令和6年度】97.8%となっており、基本金への組入を適切に行っている。

(2) 事業活動収支計算書関係

事業活動収支計算書関係比率

比率	算式 (×100)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	62.1%	70.9%	71.0%	64.9%
人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	91.8%	107.1%	108.5%	122.9%
教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	25.3%	26.9%	28.2%	26.7%
管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$	4.6%	4.7%	4.7%	4.6%
借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{経常収入}}$	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$	8.6%	8.5%	8.5%	13.6%
事業活動収支比率	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入}}$	91.4%	91.5%	91.5%	86.4%
基本金組入後収支比率	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入}-\text{基本金組入額}}$	94.9%	104.2%	94.3%	116.4%
学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$	67.6%	66.2%	65.5%	52.8%
寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{事業活動収入}}$	1.2%	11.1%	0.1%	0.1%
経常補助金比率	$\frac{\text{教育活動収支の補助金}}{\text{事業活動収入}}$	29.5%	27.8%	27.7%	39.0%
基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{事業活動収入}}$	3.7%	12.2%	3.0%	25.7%
減価償却額比率	$\frac{\text{減価償却額}}{\text{経常支出}}$	10.1%	9.6%	8.5%	9.0%
経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	7.9%	△ 2.6%	△ 4.1%	3.8%
教育活動収支差額比率	$\frac{\text{教育活動収支差額}}{\text{教育活動収入}}$	8.0%	△ 2.5%	△ 4.0%	3.8%

教育活動支出依存率	$\frac{\text{教育活動支出}}{\text{学生生徒等納付金}}$	136.1%	154.8%	158.7%	182.1%
借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{事業活動収入}}$	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{事業活動収入}}$	67.1%	59.0%	57.5%	47.4%
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{事業活動収入}}$	61.5%	63.2%	62.3%	58.3%

○ 人件費比率

- ・ 人件費の経常収入に対する割合を示す比率。
 - ・ 人件費は学校における最大の支出要素であり、この比率が適正水準を超えると経常収支の悪化につながる要因になることから、学校の実態に叶った水準を維持する必要がある。
- 【令和6年度】64.9%と引続き、高い水準となっている。

○ 教育研究経費比率

- ・ 教育研究経費の経常収入に対する割合を示す比率。
 - ・ 教育研究経費には消耗品費、光熱水費、旅費交通費、印刷製本費、報酬手数料等の各種支出に加え、教育研究用固定資産の減価償却費が含まれており、これらの経費は教育研究活動の維持・充実のために不可欠なものであり、この比率は収支均衡を失しない範囲内で高くなることが望まれる。
- 【令和6年度】26.7%と引続き、低い水準となっている。

○ 学生生徒等納付金比率

- ・ 学生生徒等納付金の経常収入に対する割合を示す比率。
 - ・ 学生生徒等納付金は学生数の増減及び納付金の水準の高低の影響を受けるが、補助金や寄付金に比べて外部要因に影響されることの少ない重要な自己財源であることから、この比率が安定的に推移することが望まれる。
- 【令和6年度】令和4年度入学者が大幅に減少したことを受けて52.8%となっている。

○ 基本金組入率

- ・ 事業活動収入の総額から基本金への組入状況を示す比率。
 - ・ 学校法人の諸活動に不可欠な資産の充実のためには、基本金への組入れが安定的に行われることが望まれる。
- 【令和6年度】25.7%となっており、一定の水準は確保している。建物や機器備品取得に大きく左右される比率であること、また、借入金等外部資金は基本金組入の対象外であることに留意する必要がある。

Ⅳ 理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の概要並びに当該体制の運用状況について

【理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制（令和 7 年 1 月 29 日理事会決定）の概要】

1. 経営に関する管理体制

- (1) 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いた上で、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- (2) 寄附行為及び「学校法人二戸学園理事会運営規程」及び「学校法人二戸学園評議員会運営規程」に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切に理事会及び評議員会の運営を行う。
- (3) 「学校法人二戸学園理事の主管職務に関する内規」により業務を執行する理事の主管業務を明確化し、「理事の主管職務計画に関する申合せ」に基づいて各理事が年間の職務計画を立てて職務を遂行し、「理事の職務執行評価に係る取扱い」により監事が理事の職務執行についての評価を行い理事会に報告することにより、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- (4) 「学校法人二戸学園事務組織規程」及び「岩手保健医療大学事務局事務分掌」並びに「学校法人二戸学園文書取扱規程」等の関連する規程に基づき、職員の職務・決裁権限を明確にし、職員の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行及び有効性と効率性を高める。
- (5) 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び「学校法人二戸学園文書取扱規程」並びに「学校法人二戸学園文書保存規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- (6) 業務執行機関からの独立性を有する内部監査室を設置し、業務の適正性及び効率性を確保するため、「学校法人二戸学園内部監査規程」に基づき、業務を執行する各部門（各種委員会の活動を含む。）の職務執行状況等を定期的に監査する。

2. リスク管理に関する体制

- (1) リスク管理に関し、体制を整備して役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を明確にする。
- (2) 「学校法人二戸学園個人情報取扱規程」及び「学校法人二戸学園岩手保健医療大学特定個人情報取扱規程」に基づき、適正な個人情報の取扱いと管理を行う。
- (3) 事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- (4) リスク管理については、内部監査室が重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び理事会に報告する。
- (5) 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれがある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- (6) 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について「岩手保健医療大学危機管理本部要項」及び災害対策・感染対策・不審者等侵入対策のマニュアルを定めて、危機管理本部の下、組織内の各種対策、学生・職員への注意喚起を行うとともに継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- (7) 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正管理及び研究不正の防止のため、「岩手保健医療大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する取扱規程」及び「岩手保健医療大学における公的研究費の適正管理に関する規程」を定め、周知徹底を図る。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- (1) 理事及び職員が法令並びに寄附行為及び本法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるため、コンプライアンスに関連する規程（別紙参照）を「コンプライアンス関連規程等の関係図」として整理し、役員・教職員に周知徹底を図る。
- (2) 本法人のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への関連する研修会の企画・実施等、教育及び啓発活動を継続して実施する。
- (3) 「学校法人二戸学園公益通報に関する規程」を定め、本法人の内外から匿名で相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。通報窓口又は監事に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。
- (4) 内部監査室は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (5) 法令・寄附行為違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンスに関連する規程に従っ

て、理事会において迅速に状況を把握して適正に対応する。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- (1) 監事は、「学校法人二戸学園監事監査基準」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- (2) 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- (3) 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。
- (4) 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。
- (5) 監事の職務を補助するため、内部監査室に対し必要な支援を求めることができる。
- (6) 内部監査室は、監事からの要請があったときは監事の指揮命令の下で業務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。
- (7) 理事又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれがある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。
- (8) 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- (9) 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- (10) 監事はその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求した場合には、速やかに相当額を支払う。

【理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の運用状況】

1. 経営に関する管理体制

- (1) 理事会は、令和6年度において6回開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いた上で、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督した。
- (2) 寄附行為及び「学校法人二戸学園理事会運営規程」及び「学校法人二戸学園評議員会運営規程」に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切に理事会及び評議員会の運営を行った。また、理事長等（2人）から、一身上の都合により、令和7年2月22日付及び3月12日付で辞任の申出があり、同年3月26日の理事会において新たな理事長を迅速に選任する等理事会機能を適正に確保した。
- (3) 「学校法人二戸学園理事の主管職務に関する内規」により業務を執行する理事の主管業務を明確化し、「理事の主管職務計画に関する申合せ」に基づいて各理事が年間の職務計画（令和5年度の計画：令和5年5月17日理事会決定）を立てて職務を遂行し、「理事の職務執行評価に係る取扱い」により監事が理事の職務執行についての評価を行い理事会に報告（令和5年度の報告：令和6年5月29日理事会報告）することにより、事業運営の適切かつ迅速な推進を図った。
- (4) 「学校法人二戸学園事務組織規程」及び「岩手保健医療大学事務局事務分掌」並びに「学校法人二戸学園文書取扱規程」等の関連する規程に基づき、職員の職務・決裁権限を明確にし、職員の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行及び有効性と効率性の向上に努めた。
- (5) 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び「学校法人二戸学園文書取扱規程」並びに「学校法人二戸学園文書保存規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理した。
- (6) 業務執行機関からの独立性を有する内部監査室を設置し、業務の適正性及び効率性を確保するため、「学校法人二戸学園内部監査規程」に基づき、業務を執行する各部門（各種委員会の活動を含む。）の職務執行状況等を定期的に監査することとし、令和6年度については、令和7年1月29日に理事会に報告した。

2. リスク管理に関する体制

- (1) リスク管理に関し、体制を整備して役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等の明確化に努めている。
- (2) 「学校法人二戸学園個人情報取扱規程」及び「学校法人二戸学園岩手保健医療大学特定個人情報取扱規程」に基づき、適正な個人情報の取扱いと管理を行った。
- (3) 事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本として取組んでいる。
- (4) リスク管理については、内部監査室が重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事及び理事会に報告することとしている。

- (5) 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれがある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定することとしている。
- (6) 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について「岩手保健医療大学危機管理本部要項」及び災害対策・感染対策・不審者等侵入対策のマニュアルを定めて、危機管理本部（23回開催）の下、組織内の各種対策、学生・職員への注意喚起を行うとともに継続的な教育と令和6年4月26日に避難訓練を行うなど定期的な訓練を実施した。
- (7) 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正管理及び研究不正の防止のため、「岩手保健医療大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する取扱規程」及び「岩手保健医療大学における公的研究費の適正管理に関する規程」を定め、周知徹底を図っている。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- (1) 理事及び職員が法令並びに寄附行為及び本法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるため、コンプライアンスに関連する規程を「コンプライアンス関連規程等の関係図」として整理し、法人のファイルサーバーに掲載すること等により役員・教職員に周知徹底を図った。
- (2) 本法人のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への関連する研修会（令和7年2月19日：ハラスメント防止研修）の実施等、教育及び啓発活動を継続して実施した。
- (3) 「学校法人二戸学園公益通報に関する規程」を定め、本法人の内外から匿名で相談できる通報窓口を法人事務局総務課に常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進している。通報窓口又は監事に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わないこととしている。
- (4) 内部監査室は、職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を令和7年1月29日に理事会に報告した。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図ることとしている。
- (5) 法令・寄附行為違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンスに関連する規程に従って、理事会において迅速に状況を把握して適正に対応することとしている。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- (1) 監事は、「学校法人二戸学園監事監査基準」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行った。
- (2) 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席（理事会6回/6回開催、評議員会6回/6回開催）並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行った。
- (3) 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行った。
- (4) 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行った。
- (5) 監事の職務を補助するため、内部監査室に対し必要な支援を求めることができることとされている。
- (6) 内部監査室は、監事からの要請があったときは監事の指揮命令の下で業務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとされている。
- (7) 理事又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれがある事実又は法令、寄附行為その他の規程等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告することとされている。
- (8) 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じることとされている。
- (9) 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深めることとされている。
- (10) 監事がその職務の執行に必要な費用について相当額を支払った。

V 事業報告書の附属明細書

令和6年度事業報告書には、私立学校法施行規則第29条第3項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告書の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しておりません。

以上